総務省行政管理局 御中

東南アジア諸国における行政通則法制度 に関する調査研究報告書

2018年3月30日





目次

1.	本事業の目的	1
	1.1 目的	1
	1.2 事業の内容および実施方法	1
	1.2.1 本調査の全体像	
	1.2.2 課題仮説	2
	1.2.3 調査対象国の選定	3
	1.2.4 調査の全体スケジュール	4
2.	東南アジア諸国の行政通則法制度の整備状況	5
	2.1 東南アジア諸国の法制度	5
	2.1.1 東南アジア諸国の法制度の歴史的沿革と法源	5
	2.1.2 各国法制度の調査項目	7
	2.1.3 各国法制度の調査結果の概要	7
	2.2 ベトナムの行政通則法制度の整備状況	9
	2.2.1 行政通則法制度を所管する行政機関等	. 10
	2.2.2 行政手続に関する法制度	. 11
	2.2.3 行政不服審査に関する法制度	. 27
	2.2.4 行政訴訟に関する法制度	32
	2.3 タイの行政通則法制度の整備状況	. 41
	2.3.1 行政通則法制度を所管する行政機関等	42
	2.3.2 行政手続に関する法制度	43
	2.3.3 行政不服審査に関する法制度	57
	2.3.4 行政訴訟に関する法制度	60
	2.4 インドネシアの行政通則法制度の整備状況	66
	2.4.1 行政通則法制度を所管する行政機関	66
	2.4.2 行政手続に関する法制度	67
	2.4.3 行政不服審査に関する法制度	. 77
	2.4.4 行政訴訟に関する法制度	. 78
	2.5 マレーシアの行政通則法制度の整備状況	84
	2.5.1 行政通則法制度を所管する行政機関	84
	2.5.2 行政手続に関する法制度	84
	2.5.3 行政不服審査に関する法制度	98
	2.5.4 行政訴訟に関する法制度1	102
	2.6 ミャンマーの行政通則法制度の整備状況1	108
	2.6.1 行政通則法制度を所管する行政機関1	108
	2.6.2 行政手続に関する法制度1	108
	2.6.3 行政不服審査に関する法制度 1	112
	264 行政訴訟に関する法制度 1	114

3. 東南アジア諸国における日本企業の事業展開をめぐる課題分析	117
3.1 文献・WEB 調査等に基づく分析	117
3.1.1 ベトナム	117
3.1.2 タイ	124
3.1.3 インドネシア	125
3.1.4 マレーシア	128
3.1.5 ミャンマー	129
3.1.6 東南アジア諸国全体	131
3.2 日本国内の経済団体・日本企業等へのヒアリングに基づく分析	136
3.2.1 国内ヒアリングの実施概要	136
3.2.2 国内ヒアリングに基づく分析	137
3.3 現地調査(ベトナム)に基づく分析	139
3.3.1 現地調査(ベトナム)の実施概要	139
3.3.2 現地調査(ベトナム)に基づく分析	141
4. 結論および政策提言	152

図目次

义	1-1	調査の全体像	1
义	1-2	課題仮説の構造化	2
図	2-1	調査対象国の範囲	5
図	2-2	ベトナムにおける行政機関の構造	10
図	2-3	ベトナムにおける監査機関の構造図	25
図	2-4	ベトナムにおける裁判所の構成	33
図	2-5	高等人民裁判所および省級人民裁判所の組織	34
図	2-6	行政訴訟事件の受理および対話手続の流れ	38
図	2-7	タイにおけるパブリック・ヒアリング制度の概要	49
図	2-8	証券取引法等における不利益処分に対する不服申立て	59

表目次

表	1-1	日本企業の現地法人数の順位(東南アジア国別)	3
表	1-2	5年前比の日本企業の現地法人増加率の順位(東南アジア国別)	3
表	1-3	本調査の全体スケジュール	4
表	2-1	東南アジア諸国の行政通則法に関する整備状況(2018年3月現在)	8
表	2-2	行政決定法(案)の概要	12
表	2-3	一般行政法(案)の概要	14
表	2-4	不服申立ての審理手続	29
表	2-5	行政通則法制度の所管・監督機関	42
表	2-6	行政法体系に関する事件の最高裁判所および下級裁判所での審理状況	79
表	2-7	2017年の最高裁判所における行政訴訟の状況	79
表	2-8	命令適用法の規定する命令の種類およびその具体的内容	.115
表	3-1	現地(ベトナム)に進出している日本企業へのヒアリングに基づく分析	.147

はじめに

本調査は、我が国の行政手続法(平成5年法律第88号)や行政不服審査法(平成26年法律第68号)等の行政通則法制度に関する東南アジア諸国に対する情報提供を通じて、これらの諸国における行政の公正性・透明性の向上の検討を進めるための環境整備に協力することにより、行政通則法制度の基盤整備(その改善を含む。)に寄与し、将来的には現地における我が国企業の活動の予見性を高め、行政手続の負担を軽減し、その権利利益の保護に資することを目指すことを目的としたものである。

日本においては、行政手続法の制定(1993年)、同法改正(2005年)、行政不服審査法の改正(2014年)を経て、行政通則法制度の整備や適切な法運用のための知見が相当程度蓄積されている状況にある。

他方で、東南アジア諸国の行政通則法制度の整備状況の把握については、国によって濃淡がみられ、これまで十分な情報に基づく比較考察が進められてこなかった。そのような状況下で、東南アジア諸国に事業進出を目指す日本企業からは、現地の行政通則法制度の運用の公平性や透明性が担保されないことを懸念する声も聞かれるようになっていた。

以上のような課題意識に基づいて実施された本調査では、東南アジア諸国の行政通則法制度の整備状況を、可能な限り日本法と比較しながら考察することはもとより、東南アジア諸国に事業を展開する日本企業の抱える課題を多く把握した上で、改善要望を広く抽出することを心がけた。ベトナムの現地調査では、現地関係者からの協力を得て最新情報を収集し、現地当局から積極的な法制度整備に向けた支援の要望を受ける契機にもなった。

本調査においては、現地調査を実施したベトナムの企業関係者や法学関係者(行政法学者および弁護士)のみならず、調査対象となる東南アジア諸国5か国(ベトナム、タイ、インドネシア、マレーシア、ミャンマー)および日本の、大学機関・法律事務所に所属する法学関係者(行政法学者および弁護士)の協力も得ながら調査を進めた。本調査に意義を見出していただき、ご協力いただいたすべての皆様に、厚く感謝申し上げる。

本報告書が、東南アジア諸国の行政通則法制度についての理解を深めるものとして、今後広く活用されれば望外である。

2018年3月

三菱総合研究所

1. 本事業の目的

1.1 目的

本調査は、我が国の行政手続法(平成5年法律第88号)や行政不服審査法(平成26年法律第68号)等の行政通則法制度に関する東南アジア諸国に対する情報提供を通じて、これらの諸国における行政の公正性・透明性の向上の検討を進めるための環境整備に協力することにより行政通則法制度の基盤整備(その改善を含む。)に寄与し、将来的には現地における我が国企業の活動の予見性を高め、行政手続の負担を軽減し、その権利利益の保護に資することを目指すため、その前提となる基礎的な調査研究を行うことを目的としている。

なお、本調査の背景状況として、以下の考えを念頭に検討を進めた。

日本国内では、行政手続法制定、行政不服審査法の改正を経て、行政通則法制度の整備・適切な法運用のための知見が、相当程度蓄積されてきた。他方、東南アジア諸国の行政通則法制度については、国によって濃淡はあるものの、その法制度の整備状況について情報が不足しており、また、法制度の運用の実態も我が国としては十分に把握できていない。また、当該諸国において事業展開する日本企業にとって、行政通則法制度の適用の公平性、透明性が担保されず、事業運営や継続に懸念を抱えているようにも思料される。

上記認識の下、本調査によって、東南アジア諸国の現地の法整備状況に加えて、現地当局の抱える課題(例:法執行を担う人材・能力不足、資金不足等)を把握し、日本企業の改善要望(例:法運用の恣意性(属人依存や予測可能性のない基準の変更)、手続の迅速化の要望等)をベースに、課題分析・検討を進めた。

1.2 事業の内容および実施方法

1.2.1 本調査の全体像

本調査の全体像を以下の図 1-1 で示す。

本調査の目的

- ・ 我が国の行政通則法制度に関する知見の東南アジア諸国に対する情報提供を通じて、これら諸国における行政の公正性・透明性の向上の検討を進めるための環境整備に協力し、行政通則法制度の基盤整備に寄与
- 現地における我が国企業の活動 の予見性を高め、行政手続の負 担を軽減し、その権利利益の保 護に資することを目指す

(1) 東南アジア諸国へ進出している我が国企業のニーズの調査

本調査の実施内容

- ①調査対象各国の行政通則法制度の比較整理 ②我が国の経済団体等からの東南アジア諸国へ の行政手続の効率化・透明化等に関する要望等 の分析
- ③日本企業が事業を展開していくに当たり直面している行政の公正性、透明性に関連する課題の分析
- ④ 当該課題が生じている背景分析
- ⑤当該課題の行政通則法制度の基盤整備による解決可能性の評価
- (2) 現地調査(行政通則法制度に係る法令の整備や運用に係る詳細な実態把握)
- * 対象はベトナムとする
- ①行政機関等との間で行政通則法制度に関して 意見交換
- ②日系進出企業からも課題状況、要望の声を直接聴取する

(3) 報告書の取りまとめ

- ① (1) ~ (2) を通じて得られた情報、課題検証結果を踏まえて報告書を作成
- ②本調査で得られた示唆を基に、 政策提言を取りまとめる

図 1-1 調査の全体像

出所) 三菱総合研究所にて作成

なお、本調査では、課題仮説の検証結果を取りまとめた報告書の作成に加え、本調査に関する今後の政策検討に資する政策提言の作成を目的とした。

本調査の具体的な調査項目は、以下のとおりである。

- 東南アジア諸国へ進出している我が国企業のニーズの調査
 - ✓ 調査対象各国の行政通則法制度の比較整理
 - ✓ 我が国の経済団体等からの東南アジア諸国への行政手続の効率化・透明化等に 関する要望等の分析
 - ✓ 日本企業が事業を展開していくに当たり直面している行政の公正性、透明性に 関連する課題の分析
 - ✓ 当該課題が生じている背景分析
 - ✔ 当該課題の行政通則法制度の基盤整備による解決可能性の評価
- ベトナム現地調査(行政通則法制度に関する法令の整備や運用に関する詳細な実態 把握)
 - ✔ 行政機関等との間で行政通則法制度に関して意見交換
 - ✓ 日系進出企業からも課題状況、要望の声を直接聴取する

1.2.2 課題仮説

本調査の目的から設定した課題仮説を下記図 1-2 にて構造化した。

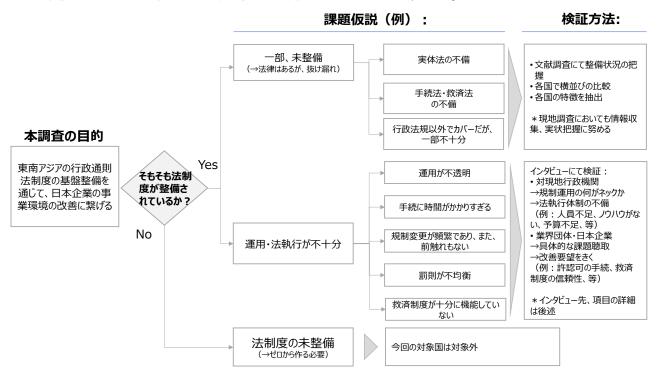


図 1-2 課題仮説の構造化

出所) 三菱総合研究所にて作成

今回調査対象となる東南アジア諸国については、行政通則法制度が設けられているものの、一部に未整備な内容がみられたり、法運用・執行の実状に課題があるとの仮説に立ち、

その仮説検証の形で調査を実施した。

1.2.3 調査対象国の選定

本調査の調査対象国については、東南アジア諸国の中でタイ、インドネシア、ベトナム、マレーシア、ミャンマーとした。

上記の対象国の選定の際には、現地法人を持つ日本企業の数で上位 5 か国(表 1-1)、また、2011 年から 2016 年までの 5 年間における増加率で上位 1 か国(表 1-2)を選定の基準とした。なお、シンガポールは、日本企業がこれらの国において事業を行うにあたり、行政の公平性・透明性が課題になることが少ないと判断し、対象から除外した。

表 1-1 日本企業の現地法人数の順位 (東南アジア国別)

順位	国名	現地法人数(2016年)
1	タイ	2,412
2	シンガポール	1,386
3	インドネシア	1,218
4	ベトナム	972
5	マレーシア	965
6	フィリピン	579
7	ミャンマー	105
8	カンボジア	73
9	ラオス	22
10	ブルネイ	4

出所) 海外進出企業総覧(国別編) 2012 年版および 2017 年度版(東洋経済新報社) をもとに三菱総合研究所にて作成

表 1-25年前比の日本企業の現地法人増加率の順位(東南アジア国別)

順位	国名	増加率 (%)	増加数 (11~16)	現地法人数 (2011年)
1	ミャンマー	855	94	11
2	カンボジア	217	50	23
3	ラオス	175	14	8
4	ブルネイ	100	4	4
5	ベトナム	84	444	528
6	インドネシア	61	463	755
7	タイ	36	635	1,777
8	シンガポール	30	317	1,069
9	フィリピン	29	129	450
10	マレーシア	20	159	806

出所)海外進出企業総覧(国別編)2012年版および2017年度版(東洋経済新報社)をもとに三菱総合研究所にて作成

今回、現地調査を実施する対象国はベトナムを選定した。ベトナムの選定については、以下の理由による。

ベトナムでは、2011 年 7 月 1 日から行政訴訟法が新たに施行されている。同法成立にあたり、ベトナムは日本の JICA の法・司法制度改革支援プロジェクトの支援を受けているため、日本からの法制度整備支援の 1 ケースとして調査する意義を認めた。

なお、ベトナム行政訴訟法が日本法からのアイデアを取り入れた点は、以下のとおりである!。

- (行政訴訟の提訴対象につき)列記主義から概括主義への変更
- 出訴期間の延長

また、今回の現地調査で事業改善に関するニーズ・改善要望をヒアリングする業種として 選定した環境(廃棄物)分野・医療分野において、ベトナムへの日本企業の進出実績が多く みられることもベトナムを選定した理由である。

1.2.4 調査の全体スケジュール

本調査の全体スケジュール案は、表 1-3 のとおりである。調査は 2017 年 12 月より開始し、2018 年 3 月に終了した。12 月は文献・WEB 調査、国内有識者および行政機関へのヒアリングを実施した。12 月後半よりベトナム現地調査への準備を進め、1 月にベトナム現地調査を実施した。対象国各国の行政通則法整備状況の文献調査は 1 月後半より開始し、3 月前半まで実施した。2 月中盤以降、上記の結果取りまとめを中心に報告書の作成作業を行った。総務省行政管理局との打合せを隔週程度で実施し、調査の基本方針の確認・調整、作業の進捗状況等の報告を実施した。

 実施内容
 2017年
 2018年

 12/1~15
 12/18~29
 1/5~19
 1/22~31
 2/1~16
 2/19~28
 3/1~16
 3/19~30

 (1) 国内調査
 文献・WEB調査・国内ヒアリング
 (2) 現地調査

 国内準備
 現地調査(ベトナム)

 現地調査結果取りまとめ

 (3) 最終国内作業報告書作成

 報告書作成

 打ち合わせ

表 1-3 本調査の全体スケジュール

出所) 三菱総合研究所にて作成

_

¹ 国際協力機構(JICA)「ベトナム行政訴訟法(新法)の概要について(行政訴訟法および行政訴訟法施行に関する国会決議)」(https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_10.pdf,2018年3月20日最終閲覧)。

2. 東南アジア諸国の行政通則法制度の整備状況

2.1 東南アジア諸国の法制度

2.1.1 東南アジア諸国の法制度の歴史的沿革と法源

本報告書では、東南アジア諸国の中で、ベトナム、タイ、インドネシア、マレーシア、ミャンマーの5か国を対象に、行政通則法制度の整備状況をまとめている。

対象国の法制度の歴史的沿革と法源の概要は以下のとおりである。主に植民地支配等の影響により、各国の法制度の歴史的沿革は異なるが、概ね、ベトナム・タイ・インドネシアは主に大陸法の影響を受け、マレーシア・ミャンマーは主にコモン・ローの影響を受けてきたといえる。



図 2-1 調査対象国の範囲

出所) 三菱総合研究所にて作成

(1) ベトナム

ベトナムは、歴史的にみて長期にわたり中国と冊報関係にあり、フランスによる植民地支配を受け、更に社会主義的統治の時代を経て、1980年代後半以降に、ドイモイ路線により市場経済化が進んできた。

このような歴史的経緯から、元々、旧ソ連や中国等の社会主義諸国の法令や、フランス法等の大陸法の影響を受けてきた。また、近年の市場経済化に伴い西洋諸国の法整備支援を積

極的に受け入れるようになり、大陸法や英米法の影響を受けた法令が多く制定されている2。

(2) タイ

タイは、植民地化を免れながらも、1855 年の英国とのハウリング条約にみられる不平等条約を改正するために、19 世紀後半から西洋法に基づく法制度整備が進められてきた。当初は英国法の影響が強かったようだが、20 世紀に入ると、フランス人法律家を中心として刑法典・民商法典等が整備されたこともあり、大陸法系の影響が強まってきた。その後に制定されている主要な法律は、いずれも成文法として整備されている3。

(3) インドネシア

インドネシアは、16世紀以降、約350年間にわたってオランダの植民地支配を受けたことから(1942年から45年までは日本の軍政下)、大陸法系であるオランダ法の影響を強く受けてきた。

法源としては、成文法に加えて、多数の種族の固有の慣習法であるアダット法 (hukum adat) と、イスラム法であるシャリーア (sharia) 等の宗教法が法源として並存しており、多元的な法体系が形成されている4。

(4) マレーシア

マレーシアは 100 年以上にわたる英国の植民地支配を受けたことから、伝統的に英国法の影響が強いコモン・ロー法系の国である。

法源としては、成文法に加えて、それ以前から適用されていたイスラム法であるシャリーアや、不文法(慣習法やコモン・ロー)も、現在でも法源とされている5。

(5) ミャンマー

ミャンマーは、1862 年以降英国による植民地支配を受けていたが、英領インド帝国の 1 州として統治された時代もあったことから、英領インドで形成されたインド法典(基本的に英国判例法の成文化)を移植してきた。

現在でも、インド法典を由来とした法典・法規の集成であるビルマ法典(全13巻)の相当部分が、ミャンマーの主要な法源である。また、英国統治以前の王国時代から受け継がれてきミャンマー固有の慣習法も存在する。

1962 年に社会主義政権が樹立されると、英国法系の法の移入は完全に停止され、ビルマ法典とは乖離した、社会主義式の様々な行政命令等が発出された。更に、1988 年以降の軍

 $^{^2}$ 鮎京正訓「第 6 章 ベトナム」鮎京正訓編『アジア法ガイドブック』 158-164 頁(名古屋大学出版会, 2009)。

³ 西澤希久男「第8章 タイ」鮎京・前掲注 2)216-227 頁, 五十嵐直行「タイ民商法典の比較法的考察<序説>(1)」法政研究 62 巻 3-4 号 330 頁。

⁴ 島田弦「第5章 インドネシア」鮎京・前掲注 2)133 頁。

⁵ 桑原尚子「第9章 マレーシア」鮎京・前掲注 2)244 頁。

事政権下では、市場経済への移行に伴い、社会主義政権時代の法規を改廃する一方で、様々な行政法規が制定されている⁶。

2.1.2 各国法制度の調査項目

本調査においては、我が国の行政手続法、行政機関の保有する情報の公開に関する法律、 行政不服審査法、行政事件訴訟法に相当するような、全行政分野に共通する法的仕組みとし ての行政通則法の各国における整備状況を中心にまとめた。なお、行政通則法が法制度上存 在しない場合には、行政作用法上問題となりやすい個別分野に焦点を当てて、手続上の説明 をすることにした。更に、各国の行政手続・行政不服審査に関する法令を所管する行政機関 や、行政訴訟を取り扱う司法機関(行政裁判所も含む。)の権能等も整理している。

本報告書では、各国別に、概ね以下の順序で整理を試みている。

- 行政通則法を所管する行政機関
- 行政手続に関する法制度の概要
 - ✓ (通則的な行政手続法がある場合)行政手続法の適用対象
 - ✓ (通則的な行政手続法がある場合)日本の行政手続法との比較
 - 申請に対する処分(審査基準、理由の提示の有無、標準処理期間)、届出手続、不利益処分の内容(処分基準、聴聞・弁明の機会の付与、理由の提示)、 行政指導に関する規定、意見公募手続等
 - ✓ (通則的な行政手続法がない場合)個別分野の行政手続
- 情報公開および情報提供に関する法制度の概要
 - ✓ 情報公開法の有無およびその概要
- 行政作用に関する法制度の概要
 - ✓ 行政罰、行政調査、行政計画、行政契約、行政指導に関する規定の有無およびその内容
- 行政不服審査に関する法制度の概要
 - ✓ (通則的な行政不服審査法がある場合)行政不服審査法の概要
 - ✓ (通則的な行政不服審査法がない場合) 個別分野での行政不服審査の概要
- 行政訴訟に関する法制度の概要
 - ✓ 組織の概要
 - ✓ 行政訴訟の審理手続

2.1.3 各国法制度の調査結果の概要

各国法制度の調査結果の概要は、以下の表 2-1 のとおりである。

⁶ 牧野絵美「第 11 章 ミャンマー」鮎京・前掲注 2)309 頁, 国際協力機構 (JICA) 国際協力総合研修所 「法の実施強化に資する立法支援のありかた ミャンマー向け経済法制支援を素材として」5-7 頁 (http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/11746799.pdf, 2004 年 3 月, 2018 年 3 月 18 日最終閲覧)。

表 2-1 東南アジア諸国の行政通則法に関する整備状況(2018年3月現在)

調査項目	2.2 ベトナム	2.3 タイ	2.4 インドネシア	2.5 マレーシア	2.6 ミャンマー
所管する 行政機関	2.2.1: ● 司法省(行政決定法)	2.3.1: ● 首相(行政法)	2.4.1: ● 行政・官僚改革省(行政に関する法律) ● 内務省	2.5.1: ● 該当なし	2.6.1: ● 該当なし
行政手続	2.2.2 (1): ● 行政決定法 (法案審議中) ● 一般行政法 (法案審議中)	2.3.2 (1): ● 行政手続法(1996 年制定) ● 許認可促進法(2015 年制定)	2.4.2 (1): ● 行政に関する法律 (2014 年制定)	2.5.2 (1)-(4): ● 通則法は存在しない ● 個別法に規定あり (所得税法、環境基準法等)	2.6.2 (1)-(3): ■ 通則法は存在しない ■ 個別法に規定あり (所得税法、投資法等)
情報公開情報提供	2.2.2 (2): ● 情報アクセス法 (2016 年制定、2018 年施行予定)	2.3.2 (2): ● 情報公開法(1997 年制定)	2.4.2 (2): ● 行政に関する法律 (2014 年制定) ● 情報公開法 (2008 年制定)	2.5.2 (5): ● 通則法は存在しない● 州レベルでは法令が存在する	2.6.2 (4): ● 通則法は存在しない
行政作用	2.2.2 (3)-(7):	2.3.2 (3)-(7): ● 行政罰 (および行政上の強制執 行) ・行政調査: 行政手続法に規定 あり ● 行政契約: 行政裁判所の設置および 行政裁判所の手続に関する法律 (1999 年制定) に規定あり	2.4.2 (3)-(7): ● 行政罰 (および行政上の義務違反に対する制裁)・行政調査:行政に関する法律 (2014 年制定)に規定あり ● 行政計画:国家開発計画システムに関する法律 (2004 年制定)に規定あり ● 行政契約:個別法に規定あり (国家財政に関する法律等)	2.5.2 (6)-(10):	2.6.2 (5)-(9): ● 行政罰 (および行政上の 義務違反に対する制 裁)・行政調査: 個別法 に規定あり (投資法等)
不服審査	2.2.3: ● 不服申立法(2011 年制定)	2.3.3: ● 行政手続法(1996 年制定) ● 個別法に規定あり (歳入法、建物管理法等)	2.4.3: ● 行政に関する法律(2014 年制定)	2.5.3: ● 通則法は存在しない ● 個別法に規定あり (所得税法、環境基準法等)	2.6.3: ■ 通則法は存在しない ■ 個別法に規定あり (所得税法、投資法等)
行政訴訟	2.2.4:	2.3.4: ● 行政裁判所の設置および行政裁判所 の手続に関する法律(1999 年制 定)	2.4.4:	2.5.4: ● 通則法は存在しない ● 裁判所法(1964年制定)、特定 救済法(1950年制定)等に規定 あり	2.6.4: ● 通則法は存在しない ● 命令適用法 (2014 年制定) に規定あり

出所) 三菱総合研究所にて作成 (表中の項番は本報告書の該当項目を示す。)

2.2 ベトナムの行政通則法制度の整備状況7

ベトナム政府は 1990 年代より行政改革を継続しているが、行政制度とその法的枠組みに は依然課題も多く、透明性と説明責任を確保した、効果的かつ効率的な行政制度を構築する 上では障害になっている。

ベトナムでは、2011年から2020年に実施される行政改革マスタープログラムにおいて、 あらゆる経済分野において企業が行政手続にかける時間およびコストを削減できるよう、 公平、公開、有益かつ透明なビジネス環境の創出を目指すことを目標としている(2011年 11月8日付決議 No.30c/NQ-CP2条2項)。行政法に関する改革は重要な課題と認識されて おり、2013年に法の支配の確立と民主主義社会の推進を図るため実施された、1992年憲法 の改正と、行政組織法(Law on Organization of Government)や地方自治法(Law on Local Government)等の行政組織・運営に関わる主要な法律の改正は、行政法に関する改革の成果 といえる。

ベトナムでは、法規範文書発行法(Law on Promulgation of Legal Normative Documents)に 基づき、政府、省庁、地方政府等がそれぞれ独立に命令や決定を発するための行政手続を実 施する権限を有している。これまで、関係各機関における一貫性を欠いた行政手続が、企業 や個人の権利行使および義務履行を妨げる障壁となってきた。不必要で複雑な行政手続の 廃止と削減は政府の喫緊の課題であり、例えば、産業省の特別タスクフォース (The Special Task Force of Ministry of Industry) が、2017 年および 2018 年に全てのビジネスを行う上での 条件と関連行政手続を精査し、手続を簡素化することを目指している8。

現在、行政手続に関する新たな行政通則法として、ベトナム司法省による行政決定法(Law on Administrative Decision) および議員立法による一般行政法 (Law on General Public Administration)の草案が作成されており、関係機関によって審議中の段階である%。

また、情報公開手続については情報アクセス法(Law on Access to Information)が制定さ れており、その他の行政作法に関しては、行政違反処罰法(Law on Handling Administrative Violation)、監査法(Law on Inspection)、計画法(Law on Planning)等が制定されている。 行政不服審査に関する通則法としては不服申立法 (Law on Complaints) が制定されており、

⁷ 本節の執筆にあたっては、以下の文献および本文中に言及した法令の条文を参照している。

¹⁾ HUONG PHAN, REFORMING LOCAL GOVERNMENT IN VIETNAM – LESSON LEARNT FROM JAPAN (Lambert Publishing House, 2012).

²⁾ ベトナム国民議会、一般行政法(Law on General Public Administration)草案。

³⁾ ベトナム司法省 (Ministry of Justice) による行政決定法 (Law on Administrative Decision) 草案。

⁴⁾ ベトナム法ライブラリー, https://thuvienphapluat.vn/(2018年2月28日最終閲覧)。

⁵⁾ 最高人民裁判所, http://toaan.gov.vn/portal/page/portal/tandtc(2018年2月28日最終閲覧)。

⁶⁾ Phan Thu & Bui Diep, How does the Ministry of Industry and Commerce cut down the administrative procedures?, Customs News 2017 年 8 月 21 日(http://customsnews.vn/how-does-the-ministry-of-industry-andcommerce-cut-down-the-administrative-procedures-4400.html, 2018年2月28日最終閲覧)。

⁷⁾ 最高人民裁判所統計データ(http://toaan.gov.vn/portal/page/portal/tandtc/5901712, 2018 年 2 月 28 日最終 閲覧)。

⁸ 前掲注 7)6)。

⁹ ベトナム国会における議員立法は2例目といわれており、政府が起草する法案の数が圧倒的に多い状況 である。

行政訴訟に関する通則法としては行政訴訟法 (Law on Administrative Procedures) が制定されている。なお、行政訴訟は、人民裁判所に設置される行政事件専門部にて審理される (人民裁判所組織法)。

2.2.1 行政通則法制度を所管する行政機関等

2013 年ベトナム憲法 94 条は、政府は法執行権を行使する最高の国家行政機関であると規定している¹⁰。ベトナムの行政制度は「民主集中制」原理¹¹に基づき組織・運営されているが、民主集中制では、上位機関が下位機関を管理し監督する権限を有するという階層的な管理システム(トップダウンモデル)が採られており、以下の図 2-2 のとおり、中央政府と、地方政府(省・県・町村(commune)の三層)からなる、四層構造となっている。

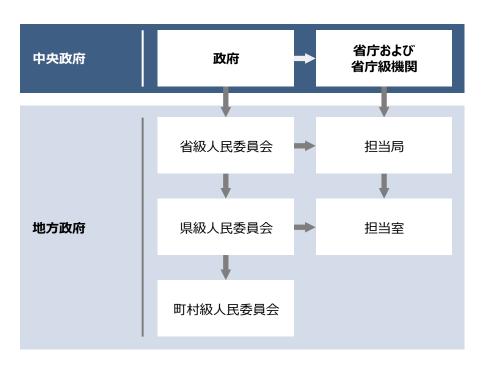


図 2-2 ベトナムにおける行政機関の構造

出所) 三菱総合研究所にて作成

_

ベトナムには、行政手続に関する行政通則法が存在しなかったため、これを所轄する行政機関も存在しなかったが、現在、司法省(刑事・行政法局)を中心に、行政手続に関する通則法として行政決定法(Law on Administrative Decision)(案)が起草されている。

¹⁰ 国際協力機構(JICA)「憲法 ベトナム社会主義共和国」(2015 年 12 月 15 日改訂)2015 年 12 月 19 日(https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_03_20151215.pdf,2018 年 3 月 11 日最終閲覧)。

^{11 「}民主集中制」とは、一般に、主権者たる人民の代表である議会、もしくは議会から選ばれた指導部に国家権力を集中する制度をいう。ベトナムでは、民主集中制のもと、組織内で上部の決定に対しては下部が無条件に従うことが強調された制度になっている(遠藤聡「ベトナムの国会と立法過程」外国の立法231 号 110 頁、112 頁(2007))。

その他、ベトナムの行政制度に関する主な法令としては、政府組織法(Law on Organization of Government)、地方政府法(Law on Local Government)、幹部公務員法(Law on Public Official) ¹²、公務員法(Law on Public Employee)、法規範文書発行法(Law on Promulgation of Legal Normative Documents)、行政違反処罰法(Law on Handling Administrative Violation)、情報アクセス法(Law on Access to Information)、監査法(Law on Inspection)、計画法(Law on Planning)、不服申立法(Law on Complaints)等がある。各法令を定めた省庁や地方政府等が、それぞれの行政手続を所管している。

なお、2010年に、政令¹³No.63/2010/ND-CP¹⁴に基づき、政府官房(Government Office)に、 行政手続統制庁(Administrative Procedures Control Agency)が設立された。行政手続統制庁 は行政手続全体の見直しやモニタリング・評価等の統制を行うための評価・調整機関である が、行政通則法全体を所轄する行政機関とはいい難い¹⁵。

なお、行政手続統制庁は、2012年11月にいったん司法省に移管されたが、2016年11月に再び政府官房に戻されている。

2.2.2 行政手続に関する法制度

(1) 行政手続に関する法案および政令の概要

これまでベトナムには、日本の行政手続法のような行政手続に関する通則法は存在しなかった。行政手続は、例えば、建築基準法 (Law on Construction) や会社法 (Law on Enterprise) 等の様々な分野の個別法や、政令(Government's Decrees)、通達(Ministry's Circular)、条例(Local government's Decision)といった各機関の制定する命令ないし基準に規定されている状況である。

現在、新たな行政通則法として、ベトナム司法省による行政決定法(Law on Administrative Decision)および議員立法による一般行政法(Law on General Public Administration)の草案が作成されており、関係機関によって審議中の段階である。

1) 行政決定法(案)の概要(司法省起草)

ベトナムでは、これまで、行政手続に関する通則法が制定されていなかったため、行政手続は、中央政府、省庁、地方政府により、法律、政令、通達といった様々な法規範文書によって決定されて、混乱が生じてきた。そこで、司法省(刑事・行政法局)を中心に、表 2-2のとおり、行政決定法(Law on Administrative Decision)(案)が起草されている。なお、本法案は、現在、関係機関や国会の法制委員会(Legal Committee of National Assembly)にて審議中である。

14 正式名称は"DECREE ON CONTRILLING ADMINISTRATIVE PROCEDURES"である。

¹² ベトナムでは公務員を「幹部 (Public office-bearers)」と「公務員 (Public Employee)」として分類するが、両者の違いについて明確な規定はないという(遠藤・前掲注 11)177 頁、189 頁 (2008))。

¹³ 政令は各省の権限で定められ、国会に法案を上げる必要はない。

¹⁵ 行政手続統制庁は、国家行政手続データベース(National Database of Administrative Procedures)の運営管理を行うことも規定されている(政令 No.63/210/ND-CP 5 条 1 項)。

ベトナムでは、いまだ行政決定(Administrative Decision)について詳細を定めた法律がないため、本法案は、ベトナムにおいて必要不可欠な法規範文書と考えられている¹⁶。ベトナムにおける行政決定(Administrative Decision)とは、日本の「行政処分」に相当する概念であり、日本においては「行政処分」の意義については(法令ではなく)判例や学説に詳細が委ねられていることに鑑みれば、ベトナムにおいて行政決定に関する通則法が定められること自体、注目に値するものといえる。

本法案は審議中であるため、今後内容に変更があり得ることは留保しなければならないが、日本の行政手続法と本報告書作成時(2018年3月)の本法案とを比較すると、日本の行政手続法の申請に対する処分と不利益処分に関する条文が合わせて合計27条分であるのに対し、本法案の該当部分は3章(行政決定の手続と手順)の合計16条分しかない点からして、特に、日本が多く条文を割いている聴聞手続の要否およびその内容に関して、行政の受益者である国民の手続的保障が十分かどうかは今後の検討を要すると考えられる。

行政決定法(案)法案の概要は、表 2-2 のとおりである。

表 2-2 行政決定法(案)の概要

1章 一般規定

1条(この法律の適用範囲)

- この法律は、組織および個人の特定の問題に対応するための行政決定を行う際の原則、手続、過程、ならびに行政決定における個人および組織の権利義務について定めている。
- 行政決定の発行は、不服申立法や行政違反処罰法といった他の関連法や、緊急時 の行政決定に関する条項に基づいて行われた行政決定と矛盾してはならない。

2条 (用語の解釈)

この条項では、行政決定、不利益決定(処分)、公共の利益に関する行政決定、緊急 時における行政決定について詳細に定義されている。

3条~11条

その他、この章では以下等が定義されている。

- 行政決定の作成・決定の原則、様式、書式と行政決定の内容、言語、および適用 の対象となる個人/組織の権利義務
- 行政決定を下す権限機関の権限と責務
- 行政決定発行の却下、禁止行為、行政決定の監督、検査および対処

2章 行政決定を下す権限(行政決定を下す権限の委任)

12条~16条

この章は、以下について規定している。

- 行政決定を下す権限の委譲、権限付与の原則、権限付与の様式、行政決定を下す 権限の一部または全部の付与
- 行政決定の署名権限

3章 行政決定の手続と手順

¹⁶ ベトナムの不服申立法では、行政決定が不服申立の対象とされているが(不服申立法 2 条 1 項)、ベトナムには行政決定の定義や決定手続等を詳細に定める法律自体がそもそも制定されていない。このような法的に不安定な状況を早期に解消する必要があるとの指摘がある。

17条~33条

この章は以下の4つのセクションからなる。

- 行政決定の一般的手続。以下の規定を含む。
 - ✓ 一般的手続、行政決定を求める申請の受理
 - ✓ 行政決定を下すための情報収集と法的根拠
 - ✓ 行政決定の起案および行政決定に対する署名
 - ✓ 行政決定の通知
- 申請人または第三者に対する不利益決定の手続および手順。以下の規定を含む。
 - ✓ 不利益決定を発行する手続および公聴会の手続
- 公共の福祉に関連する行政決定の手続
- 簡易手続による行政決定に関する条項

4章 行政決定およびその執行の管轄

34条~37条

この章は、以下について規定している。

- 行政決定の時効期間、執行の時効期間
- 行政決定の執行、執行の延期
- 行政決定の執行の強制の決定

5章 行政決定の修正、変更、補足および期限の延長

38条~40条

この章は、行政決定の修正、変更、補足に関する条項や行政決定の期限延長の要件、 再決定または決定変更の要件等を規定している。

6章 行政決定の保留、没収、廃止、無効

41条~46条

この章は、行政決定の違法性の判断基準を規定している。行政決定は、以下の基準のいずれかに違反すると、違法な決定とみなされる。

- 法律で定められた権限を厳格に遵守していない
- 法律で定められた正しい様式ではない
- 法律で定められた命令および手続を遵守していない
- 行政決定の内容が法律の規定に反している
- 時効の経過
- 本法9条2項および3項の規定違反

また、この章では、行政決定の保留、無効¹⁷、廃止、取消しの要件についても定められている。

7章 不服申立、告発、訴訟、監督、監査、違反の解消、損害賠償

47条~51条

47条は、個人および組織が不服を申し立て¹⁸、告発し、訴訟を起こす権利を有することを定めている。また、この章は、行政決定の発行を検査・評価するにあたっての行政

¹⁷ 行政決定の没収は、例えば、権限者が誤った行政処罰を課す決定を行った場合や、権限外の行政決定を 行った場合に適用される。

¹⁸ 行政決定法の7章は行政決定に対する不服申立て等に関する概括的な規定をおくもので、実際の不服申立ては、不服申立法の手続によることになる。

機関の責任についての条項を置いている。そして、権限機関は行政決定における法令違反に対して責任を負い、国家賠償責任法(Law on State Compensation)に従い損害賠償をしなければならない場合もある、とされている。

8章 施行規則

52条~56条

この章では、本法律の施行についての規定が定められている。

出所) 三菱総合研究所にて作成

2) 一般行政法 (案) の概要 (議員立法)

行政手続に関する包括的な法的枠組みがないことを受け、国会の Trần Thị Quốc Khánh 議員が、ベトナム司法省の行政決定法と内容が重複しない形で、一般行政法 (Law on General Public Administration)を作成することを国会に提案した¹⁹。一般行政法の草案は全7章 63条からなり、概要は表 2-3 のとおりである。

なお、日本の行政手続法と比較すると、1章で公金支出における行政の一般原則、特に合理性、経済性を掲げている点、2章で行政手続の影響評価を規定している点、3章で公共サービスの運営管理を定め、特に行政契約に関する規定を置いている点、更には4章で電子政府に関する規定を置いている点が特徴的であるといえる。

表 2-3 一般行政法 (案)の概要

1章 一般規定

1条(法律の適用範囲)

この法律は以下を規定する。

- 行政、行政手続、公共サービスおよび行政契約の管理、電子政府、行政の統制・ 監督の一般原則
- 行政の実施における行政機関相互の関係と責任

2条(適用対象)

この法律は、行政に関与する機関および個人に適用される。

3条(用語の解釈)

本条では、行政、公共サービス、行政手続、行政契約、電子政府、行政統制に関連する主な用語を定義する。本条はいまだ法律によって定義されていない、あるいは政令によってのみ定義されている概念を明確にすることを目的としている。

5条(行政の一般原則)

以下のような原則を採用する。

- 憲法および法律に基づくこと
- 有能な人材の活用
- 行政機関と個人の創意工夫の促進
- 公金支出における原則(説明責任、透明性、合理性、経済性、適法性)

19 一般行政法は、国会議員の Trần Thị Quốc Khánh 議員が 2013 年に提案し、起草委員会の委員長にも任命されて検討を進めてきたが、依然として法案成立には至らず現在も審議中である。

- 現場や特別分野²⁰における行政機関相互間での効果的協力
- 6条(行政機関と責任者の禁止行為)

公共政策にかかわる組織および個人は、以下の行為を禁止される。

- 地位や権威、権限を濫用して利すること
- 公共の福祉に相反する行政行為を行うこと
- 法律により委任された権限を濫用すること

2章 行政手続

7条(行政手続の策定と実施の原則)

- 行政手続の立法、改正、廃止は、法規範文書発行法に従うこと
- 公平、無差別、個人および組織の権利と利益を保護すること
- 簡潔で理解しやすく、実施が容易であること

8条 (行政手続の内容)

権限機関は次のような重要な内容を含む行政手続を確立しなければならない。

- 実施過程、実施手順、説明責任、実施期限等
- 実施方法には、直接的方法、間接的方法(権限委託等)、電子手続またはオンライン手続等がある。

9条(行政手続の明確化)

行政手続の明確化は、個人および組織がより行政手続を行いやすい環境を整えることが目的である。省庁は行政手続の種類を明確にする責任がある等。

10条(行政手続の影響評価)

規定に対する影響評価は次の基準による。

- 当該行政手続の必要性、合理性、適法性、当該行政手続を遵守するためにかかる 費用等
- 11条(権限機関が行政手続を実施する上での権限と責任、および行政手続の実施を求める個人の権利と義務)

本条は政令 No.63/2010 で定められた権利と義務を詳細に定義している。

13条(行政決定)

権限機関または権限者により発出された行政決定には以下の形式が含まれる。

- 決定書
- 証明書、免許証、登録証とともに下された決定
- その他法に規定された形式

14条(行政改革と権限機関の責任)

行政改革の主な対象は、行政手続、行政組織および幹部公務員である。

3章 公共サービス

15条~18条

公共サービスに対する国家による運営管理について定義している。公共サービスに は以下のものが含まれる。

- 公共サービス(公証、許可)
- 公共の利益のためのサービス(公園や公共娯楽施設)

²⁰ 例えば、保健省、教育省、建設省等は「現場担当」 (field management) とされ、政府監査院、中央銀行、財務省等は「特別分野担当」 (specialized management) とされている。

● 公金により行政機関が提供する基本的なサービス(公衆衛生、教育、公共交通等)

19条~22条

以下を規定している。

- 公共サービスの提供
- 公共サービスを提供する上での組織や個人の権利義務
- 公共サービスの提供原則
- 提供方法
- 公共サービス提供における公務員倫理

25条~30条

行政契約に関する以下の規定である。

- 行政契約の内容
- 行政契約の種類
- 契約署名する際の権限者の責任

4章 電子政府

31条~41条

以下に対する要請を規定している。

- 行政における電子政府の実施と開発
- 情報へのアクセスとオンライン公共サービスの利用
- データベースシステムの構築
- 省庁級、省級、県級、町村級でのワンストップショップモデル/メカニズム²¹の開発

5章 行政統制/監督

42条~54条

行政統制/監督に関する以下を定義している。

- 行政統制の目的
- 統制行為の種類
- 統制を受けるべき行政の内容
- 国会、国家監査、行政監査/検査(内部管理システム)
- 権限機関に対する監査
- 国民に対する監視、行政の実施における法令違反への対応

6章 公共行政の実施における国家機関、組織、個人の関係と説明責任

55条~62条

以下について詳細に規定している。

- 行政機関相互間の協力(関係性、機能と権限の分配)
- 協力体制

_

²¹ ワンストップショップモデル/メカニズム (one stop shop model/mechanism) とは、例えば、市民は市役所一か所に行けば、出生届・健康保険・教育といった様々な手続を済ませることができる、企業を設立したい場合には、投資計画局一か所に行けば全ての手続が済むというように、一カ所で全ての手続ができてしまうモデル/システムをいう。電子政府は、オンラインシステムを利用することで、市民は家にいながらにして納税したり出生届等を提出したりできるという意味で、ワンストップショップモデル/メカニズムを実現するものである。

- 個人と行政機関の関係
- 企業と行政機関の関係
- 政府、省庁、地方政府等の行政機関の説明責任

7章 施行規定

63条

本法律の施行についての規定が定められている。

出所) 三菱総合研究所にて作成

3) 行政手続に関する政令の概要

ベトナムでは、行政手続を統制する政令として、2010年に、政令 No.63/2010/ND-CP (Decree on Controlling Administrative Procedures) が制定されている(同政令は、2013年および 2017年に改正されている(政令 No.48/2013/ND-CP、政令 No.92/2017/ND-CP))。ただし、本政令 No.63/2010/ND-CP は、行政文書の作成とそれに基づく手続の実施の原則等を規定するものであり、行政手続に関する通則的な内容を規定したものではない。主な内容は以下のとおりである。

- 行政手続の統制は、立案過程においては速やかに、実施過程においては定期的かつ継続的に行われなければならない(政令 63/2010/ND-CP 4 条 3 項)。
- 行政手続全体の見直しやモニタリング・評価等の統制を行うための評価・調整機関として、政府官房(Government Office)に行政手続統制庁(Administrative Procedures Control Agency)を設立する(政令 63/2010/ND-CP 5 条)。
- 行政手続を担当する機関の責任として、書類を受領した時には、受領証を発行する (政令 No.63/2010/ND-CP 18 条 3 項)。
- 申請を拒否する場合や追加書類を請求する時は、定められた期限内に申請者に書面で説明する(政令 No.63/2010/ND-CP 18 条 5 項)。
- 行政手続統制機関である、行政手続統制庁、省庁および省級国家機関、省人民委員会等は、行政手続の見直しの結果、当該行政手続の修正、補完、置換、取消しまたは廃止を、権限の範囲内で行うことができる(政令 63/2010/ND-CP 31 条 1 項)。

(2)情報公開および情報提供22

1) 概要

2013 年憲法の 25 条は、「国民は、言論の自由、報道の自由、情報へのアクセス、集会、結社、デモの権利を有する。これらの権利の実現は法令が規定するところによる」²³と定めており、国民 (citizens) の情報アクセス権を保障している。情報アクセス法 (Law on Access to Information) は、この権利を具体化するために制定されたものであり、2016 年 4 月に国会で可決された (施行は 2018 年 7 月 1 日を予定)。情報アクセス法は、5 つの章と 37 の条文

²² 本項における同法の引用は以下による。国際協力機構(JICA)「情報アクセス法」

⁽https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_104_2016_QH13.pdf, 2018年3月11日最終閲覧)。

²³ 国際協力機構(JICA)・前掲注 10。

からなり、ベトナムが締約国となっている関連条約の条項を多数取り入れている。

情報アクセス法は、国民の情報アクセス権の行使、情報アクセス権を行使する際の原則・手順・手続、国民の情報アクセス権の行使における国家機関の責任・義務を規定している(情報アクセス法1条)。なお、情報アクセス法は、行政訴訟法93条に規定された、行政事件の当事者(行政庁や組織、個人)が紛争解決のために文書や証拠を請求する権利を具体化する役割も担っている。

なお、外国人(foreigners)は、情報アクセス権の保障の対象外ではあるが、一方で、自己の権利および義務に直接関係する情報の提供を要求する権利を有すると定められており(情報アクセス法 36 条 1 項)、情報アクセス法 3 章に定める情報提供を利用できる。

2) 情報アクセス権の保障における原則

情報アクセス法 3 条は 6 つの保障原則を定めている。情報アクセス法 3 条 1 項は「全国民は、情報アクセス権の行使にあたり平等であり、取扱いを差別されない」と情報アクセス権の平等を定めている。そして、情報アクセス法 3 条 2 項は、「提供される情報は正確であり、十分でなければならない」と、アクセスした情報が正確であることを求めている。情報アクセス法 3 条は上記のほか、情報提供は、適時に、明白に、国民にとって便宜的に、法令に定める手順・手続に従い行わなければならないことや(情報アクセス法 3 条 3 項)、国家は、障害者、国境地域、島嶼、山間地等、経済・社会条件が特別に困難な地域に居住している者が情報へのアクセス権を行使できるよう便宜を図ることを定めている(情報アクセス法 3 条 6 項)。

もっとも、情報アクセス権にも一定の制約があり、後述のとおり、国防、国家治安、社会の秩序・安全、社会道徳、国民の健康上の理由により必要不可欠な場合には、法律の規定に従い、情報へのアクセスが制限される(情報アクセス法3条4項)。そして、国民の情報アクセス権の行使は、国家、民族の利益、機関・組織または他人の権利および合法的な利益を侵害してはならないとされている(情報アクセス法3条5項)。

3) 国民がアクセスできる情報

情報アクセス法 5 条は、「国民は、この法律の 6 条に規定するアクセスできない情報を除き国家機関の情報にアクセスすることができ、この法律の 7 条に規定する情報に条件付きでアクセスすることができるものとする」と規定し、原則として国民は国家機関の情報にアクセスすることができるという原則公開主義を採用している。そして、国民は、①国家機関により公開された情報に自由にアクセスすること、②国家機関に対して情報提供を要求することにより情報にアクセスすることができるとされ(情報アクセス法 10 条)、情報にアクセスするに際しては、基本的に料金・手数料を支払う必要がない²⁴(情報アクセス法 12 条)。

4) 国が公開しなければならない情報(オープン・データ)

情報アクセス法は、一定の情報についての国の情報公開義務を定め(情報アクセス法 17

18

²⁴ ただし、印刷費、複写費、送付費といった実費は支払わなければならない。

条柱書)、いわゆるオープン・データないしオープン・ガバメントを推進している。情報公 開義務の対象となる情報は、以下のとおりである。

- 法規範文書、一般的に適用される価値をもつ行政文書、ベトナム社会主義共和国が締約国である国際条約、ベトナム社会主義共和国が一方の当事国である国際合意、国家機関の行政手続、業務遂行規程(情報アクセス法 17 条 1 項 a))。
- 法令、国家機関の所轄範囲に属する分野の制度、政策を普及し、その実施ガイドラインを示した情報(情報アクセス法 17 条 1 項 b))。
- 法規範文書の制定に関する法令に規定される法規範文書の草案、国家機関の決定権限に属する事項について法令の定めるところにより国民の意見募集を行った際に住民投票・国民の意見を反映させた内容および結果、行政単位の設立・解体・合併・分割、行政境界の調整に関する提案および提案のドラフト(情報アクセス法 17 条 1 項 c))。
- 国・地方の経済・社会開発に関する戦略・プログラム・プロジェクト・提案・計画・マスタープラン、事業・分野のマスタープランおよびその実施の方法・結果、国家機関の毎年度の業務プログラム・計画(情報アクセス法 17 条 1 項 d))。
- 国家予算の見積りに関する情報、国家予算の執行状況に関する報告書、決算、国家予算からの資本を投入する基礎建設投資プログラム・プロジェクトの見積り・執行状況・決算、国家予算手続(情報アクセス法 17 条 1 項 dd))。
- 規定に則った政府開発援助および非政府援助による資金の配分・管理・使用に関する 情報、救済金・社会扶助金の管理・使用に関する情報、国民の拠出金・各種基金の管理・使用に関する情報(情報アクセス法 17 条 1 項 e))。
- 公共投資・公的調達プロジェクト・プログラムのリストおよび公共投資資金の管理・使用ならびに公共投資プログラム・プロジェクトの実施状況および結果に関する情報、入札に関する情報、土地使用のマスタープラン・計画、土地価格、土地回収、地域プロジェクト・工事の賠償・土地明渡し・再定住計画に関する情報(情報アクセス法 17 条 1 項 g))。
- 企業における国家資本の投資・管理・使用活動に関する情報、事業運営結果の評価および企業のランク付けに関する報告書、企業および所有者を代表する国家機関の財務情報の公開実施状況に対する監察報告書、国営企業の組織および事業運営に関する情報(情報アクセス法 17 条 1 項 h))。
- 健康・環境に消極的な影響を及ぼす商品・物品・サービスに関する情報、環境・国民の健康保護・食品安全・労働安全に関する検査・監査・監察の結論(情報アクセス法17条1項i))。
- 国家機関およびその所属機構の機能・任務・権限・組織構造、国民に関する業務を直接遂行する幹部・公務員の任務・権限に関する情報、国家機関が発布した内規・規制 (情報アクセス法 17 条 1 項 k))。
- 定期業務報告書、年度財務報告書、管理事業・分野に関する統計情報、事業・分野に関する国家データベース、幹部・公務員・職員の採用・使用・管理に関する情報、科学プロジェクト・テーマのリストおよび結果に関する情報(情報アクセス法 17 条 1 項 1))。
- この法律の34条1項b) に規定される公開しなければならない情報のリスト、国家

機関または情報提供の要求を受け付ける窓口となる者の氏名・住所・電話番号・ファックス番号・メールアドレス(情報アクセス法17条1項m))。

- 公共の利益、国民の健康に関する情報(情報アクセス法 17条1項 n))。
- 税・料金・手数料に関する情報(情報アクセス法17条1項o))。
- 法令の定めるところにより公開されなければならない他の情報(情報アクセス法 17 条 1 項 p))。

5) 情報公開の方法

6) 情報提供機関の責任

情報アクセス法は情報アクセス権の行使を保障するための情報提供機関の責任を規定している。具体的には、「情報アクセス法9条の規定に従い情報提供の責任を負う機関は、正確な情報を適時にかつ十分に公開し提供する。提供した情報が不正確または不足であることを発見した場合、その情報を訂正し、または追加情報を提供しなければならない」とされ(情報アクセス法34条1項a))、「情報提供の窓口の役割を与えられた部署の長は、自己の機関の情報提供任務の遂行を確保し、国民の情報アクセス権を妨害する行為を行った、自己の管理権限に属する情報提供者を処罰しなければならない」とされ(情報アクセス法34条2項)、「情報提供の任務を与えられた者は、国民に情報を適時に、十分に提供する責任を負う。任務遂行にあたり、嫌がらせ、妨害、困難をもたらしてはならない」とされている(情報アクセス法34条3項)。

7) 国民がアクセスできない情報

情報アクセス法は国民がアクセスできない情報についても規定している(情報アクセス法6条)。まず、「政治、国防、国家治安、対外、経済、科学、技術および法律の定めるところによる他の分野に属する重要な内容をもつ情報を含む、国家機密に属する情報」に対しては、国民は情報アクセス権を行使することができない(情報アクセス法6条1項本文)。ただし、国家機密に属する情報が機密解除されたとき、国民はこの法律の定めるところによりこれにアクセスすることができる(情報アクセス法6条1項但書)。次に、国民は、「そのアクセスが国益に危害を及ぼし、国防、国家治安、国際関係、社会の秩序・安全、社会道徳、国民の健康に悪影響を与え、他者の生命、生活または財産に危害を及ぼす情報。国家機関の業務上の秘密に属する情報、内部の会議に関する情報。国家機関が内部の業務用に作成した資料」に対しては情報アクセス権を行使できない(情報アクセス法6条2項)。

また、営業秘密に関する情報や個人の秘密に関する情報等は、その営業秘密の所有者や個人等の同意を得た場合にはアクセスできるものとされている(情報アクセス法7条1項、2項)。その一方で、国家機関の長はその機能・任務・権限を行使するにあたり、公益、国民の健康のために必要となる場合、営業秘密の所有者や個人の同意を得ることなく、関連法律の定めるところにより営業秘密や個人の秘密等に関する情報の提供を決定することができるとされている(情報アクセス法7条3項)。

8) 情報提供の方法

まず、情報アクセス法 24 条では、情報提供の要求手続を定めている。情報要求者は、情報提供機関の本部を直接訪問し情報提供を要求することもできるし(情報アクセス法 24 条 1 項 a))、情報提供機関に情報提供要求表をインターネット・郵便・ファックスにより送付して情報提供を要求することもできる(情報アクセス法 24 条 1 項 b))。なお、情報提供要求票はベトナム語で記載しなければならず、要求者の氏名、居住所等とともに、提供要求情報が含まれた文書・書類・資料の名称、更には、情報提供を要求する理由、目的等を記載しなければならない(情報アクセス法 24 条 2 項)。

これに対し、情報アクセス法 25 条~32 条は、要求者から情報提供要求を受けた機関側の情報提供手続を規定している。例えば、情報提供機関の本部で情報を提供する場合、要求された情報がすでに保有しており、直ちに提供できる簡易な情報であれば、要求者は直ちに資料の写し等を提供することを要求できるが(情報アクセス法 29 条 1 項)、情報が複雑で、他の機関等から取集する必要がある情報である場合には、要求を受けた機関は 10 勤務日以内に、要求者に対して、その本部に訪問し、資料の閲覧等を行いもしくは資料の写し等を受けるよう通知し、または情報提供の拒否について通知書面を出さなければならない、等とされている(情報アクセス法 29 条 2 項)。

9) 情報アクセス法違反に対する措置

情報アクセス法 15条は、情報アクセス法違反に対する措置について以下のとおり定めている。

- 情報アクセスに関する法令に違反する行為を行った者は、その違反の性質、度合いにより、規律処分、行政処分を受け、もしくは刑事責任を追及される(情報アクセス法15条1項)。
- 情報を提供する者が情報アクセス法 11 条に規定される行為のいずれかを行い、損害を及ぼした場合、国家賠償責任法の定めるところにより、情報を提供する国家機関が損害を賠償し、違反行為を行った個人がそれを償還する責任を負う(情報アクセス法15 条 2 項)。
- 情報アクセス権を行使する者は、提供された情報を使用して機関・組織または他者の 権利および合法的な利益に悪影響を及ぼした場合、法令の定めるところにより責任 を負う(情報アクセス法 15 条 3 項)。

(3) 行政罰

1) 概要

ベトナムでは、様々な行政法規に対する違反行為のうち、刑罰を科す必要のない程度に軽微なものについて行政的制裁を科す場合、行政違反処罰法に基づき行政的な制裁(以下、「行政罰」という。)が課されることになる。2012年6月に国会で可決された行政違反処罰法は、5編142条からなる、「行政違反処罰」と「行政処分措置」に関する法律である(行政違反処罰法1条)。なお、行政処分制裁の権限は、その行為の性質・重大性に応じ、省・県・町村の人民委員会に属している。

2) 定義および行政違反処罰の種類

行政違反処罰法によれば、「行政違反」とは、「個人、組織の故意または過失による国家管理に関する法令の規定に違反する行為で、犯罪ではなく、法令の規定に従い、行政違反処罰を受ける行為」とされている(行政違反処罰法2条1項)。そして、「行政違反処罰」とは、「処分権限を有する者が行政違反処罰に関する法令の規定に従い、行政違反行為をした個人、組織に対し処罰、結果克服措置を適用すること」をいう(行政違反処罰法2条2項)。

「処罰」は以下のものからなる(行政違反処罰法21条1項a)~e))。

- 警告(行政違反処罰法 21 条 1 項 a))
- 罰金(行政違反処罰法 21 条 1 項 b))
- 有期の営業許可証、免許状の使用権の剥奪または有期の活動停止(行政違反処罰法 21 条 1 項 c))
- 行政違反の証拠、行政違反のために使用された手段(以下「行政違反の証拠、手段」 という。)の没収(行政違反処罰法 21 条 1 項 d))
- 退去強制(外国人にのみ適用)(行政違反処罰法 21 条 1 項 e))

また、「結果克服措置」は以下のものからなる(行政違反処罰法 28 条 1 項 a) ~i))。

- 元の状態への強制復元(行政違反処罰法 28 条 1 項 a))
- 建築許可のない、または許可書に違反した建設と建設の部分の強制解体(行政違反処 罰法 28 条 1 項 b))
- 環境汚染、伝染病の広がりを克服する措置の強制実施(行政違反処罰法 28 条 1 項 c))
- 商品、物品や手段のベトナム社会主義共和国の領土からの強制排除、強制再輸出(行政違反処罰法 28 条 1 項 d))
- 人間の健康、動物、植物と環境に有害な商品や物品、有害な内容がある文化製品の強制破壊(行政違反処罰法 28 条 1 項 e))
- 虚偽の情報または誤解を招く情報の強制訂正(行政違反処罰法 28 条 1 項 f))
- 商品、商品の包装、経営手段、物品上の違反要素の強制除去(行政違反処罰法 28 条 1 項 g))
- 品質を保証しない製品や商品の強制回収(行政違反処罰法 28 条 1 項 h))
- 行政違反による不法利益の徴収、またはすでに法律に違反して消費、分散または破壊

された行政違反の証拠・手段の価値に相当する金額の強制徴収(行政違反処罰法 28 条 1 項 i))

● 政府が規定するその他の結果克服措置(行政違反処罰法28条1項i))

「行政処分措置」とは、「犯罪でないが治安、社会の秩序、安全に関する法令違反を行った個人に対し適用される措置をいい、町村(commune)、区(ward)、市鎮(commune-level town)での教育措置、教護院への送致、強制教育施設、強制解毒施設への送致からなる」とされる(行政違反処罰法2条3項)。この行政処分措置の対象は、例えば「12歳以上14歳未満の者で、故意に刑法に規定される極めて重大な犯罪の兆候がある行為をした者」(行政違反処罰法90条1項)や「18歳以上の麻薬中毒者で安定した居所を有する者」(行政違反処罰法90条4項)等と法定されている(行政違反処罰法91条、92条、96条)。

個人や組織は、行政違反処罰に加えて、上記の結果克服措置(行政違反処罰法 28 条~37 条)や予防保全措置(行政違反処罰法 119 条~132 条)を課されることがある。

3) 行政違反処罰の原則

行政違反処罰法は、以下のような行政違反処罰の原則を定めている(行政違反処罰法3条1項a)~f))。

- あらゆる行政違反はタイムリーに摘発・防止され、厳密に対処され、行政違反に起因する全ての結果は法律の規定に基づいて克服されなければならないこと(行政違反処罰法3条1項a))。
- 行政違反処罰は法律の規定に従って迅速に、客観的に、かつ権限の下で公正に行うこと(行政違反処罰法3条1項b))。
- 行政違反処罰は違反の性質、程度、結果、違反者の酌量すべき事情、加重すべき情状に基づいて行うこと(行政違反処罰法3条1項c)))。
- 法律の規定による行政違反行為があった場合にのみ、行政違反処罰を行うこと。1つの行政違反行為は1回のみ処分される。多くの者が同一の行政違反行為をした場合、違反した者それぞれが行政違反行為について処分を受ける。一人が複数の行政違反行為または累犯的行政違反をした場合、全ての違反行為について処分を受ける(行政違反処罰法3条1項d)))。
- 処分権限を有する者は行政違反を証明する責任を持つこと。処分される個人や組織は自分自身または適法な代理人を通じて自分が行政違反をしなかったことを証明する権利がある(行政違反処罰法3条1項e))。
- 同じ行政違反行為に関する組織に対する罰金額は個人に対する罰金額の 2 倍とする (行政違反処罰法 3 条 1 項 f))。

注目すべき点として、行政違反処罰法3条1項e)は、行政違反の立証責任が行政機関側にある旨を定めている。更に、ベトナム法上重要なのは、行政処罰を受ける個人や組織が、自分自身または適法な代理人を通して行政違反をしていないことを証明する権利を有するようになった点である(これまではそのような権利は認められていなかった)。

なお、この原則は、行政処分措置にも適用される(行政違反処罰法3条2項d))。

4) 行政違反処罰記録

行政違反処分やその他の措置を課する行政機関は、行政違反処罰法に規定された手続を踏まなければならない。例えば、記録が必要な行政違反処罰は、処分権限者により行政違反処罰記録として記録されなければならない。行政違反処罰記録には行政違反記録、行政処罰決定、その他関係書類が含まれ、記録簿に編綴されなければならない。書類は保管に関する法律の規定に従って保管されなければならない(行政違反処罰法 57 条 2 項)。また、処罰権限者は、行政違反記録の作成日から 7 日以内に行政違反処罰決定を行わなければならない(行政違反処罰法 66 条 1 項)。

5) 行政違反と刑法犯罪

行政違反は刑法上の犯罪に似た要素を含んでいるが、その重大さにおいて刑法上の犯罪と異なっている。行政違反処罰決定のために違反事件を検討する時に、その違反行為が犯罪の兆候があると判断する場合には、処分権限者はすぐその違反事件の書類を公訴提起機関(criminal procedure agencies)に引き渡さなければならない(行政違反処罰法 62 条 1 項)。そして、公訴提起機関は事件の検討・結論を行い、刑事提訴の法律の規定による期限内に、該当する書類を提出した処分権限者に書面にて処理結果を回答しなければならず、刑事事件として起訴しない場合、不起訴決定日から 3 日以内に該当の書類を提出した処分権限者に返還しなければならない(行政違反処罰法 62 条 3 項前段)。

6) 他の法令による行政違反処分

政府により定められた 60 以上の法令も、各分野における行政違反について定めている。例えば、法令 No.46/2016/ND-CP は道路交通や鉄道交通に対する行政違反処分について規定し、法令 No.50/2016/ND-CP は計画および投資に関する規制に対する行政違反処分について規定している。

(4) 行政調査(および監視)

1) 概要

ベトナムでは、行政調査(Administrative investigation)には、行政検査(Administrative checking)と監査(Inspection)が含まれる。

2) 行政検査

行政検査に関しては、法令上による定義や規律はなされていないものの、行政実務上、行 政機関が所掌分野において有する権限に基づき実施している。例えば、税務当局が徴税額の 計算のために企業の会計帳簿を検査する例や、市場の規制・監督官庁が、事業内容や商品の 品質に懸念がある場合に店舗を検査する例がある。そのほかにも、行政機関は、立法目的や 査定目的のために、国民や民間企業等からの情報収集を目的として、報告や書面の提出等を 求めることがある。また、行政検査は、上級行政庁から下級行政庁に対してなされることも ある。

3) 監査

監査は、監査法 (Law on Inspection) ²⁵に基づき定められている。監査法によれば、監査は、 国家管理体制や法律等の抜け穴を探し出し、権限ある国家機関に対処方法を提言し、法令違 反の予防、捜索および対処を行い、機関、組織および個人が法を遵守することを支援し、国 家管理活動の効果および有効性を高めることに寄与し、機関、組織、および個人の権利およ び正当な利益を保護することを目的としている(監査法 2 条)。

国家監査には、行政監査(Administrative Inspection)と特別監査(Specialized Inspection)がある。行政監査は、権限ある国家機関により行われる監査であり、政策や法律の実施状況や当該国家機関の管轄下にある機関、組織、および個人の職務および権限行使の履行状況を監査するものである(監査法3条2項)。一方、特別監査は、権限ある国家機関により行われる監査で、特定分野・領域において当該国家機関の管轄下にある機関、組織および個人が特別法、専門技術的規制、および管理ルールを遵守しているかを監査するものである(監査法3条2項)。

ベトナムでは、図 2-3 のとおり、政府、地方政府のそれぞれの階層に監査を行うための監査機関が置かれている。

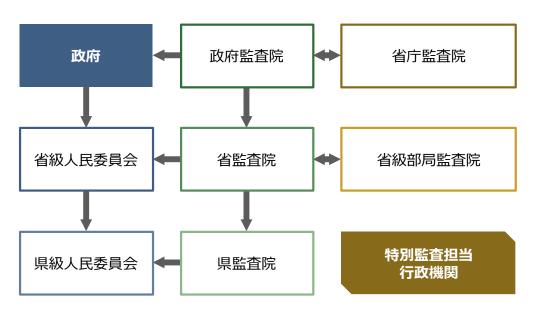


図 2-3 ベトナムにおける監査機関の構造図

出所) 三菱総合研究所にて作成

政府監査院(Government Inspectorate)は政府機関であり、政府に対して監査を遂行し、苦情処理を行い、全国的な汚職を告発し、予防し、汚職を撲滅する責務を負い、法律の定めるところによりその責務を全うする(監査法 14 条 1 項)。

25 ベトナム司法省 (Ministry of Justice, Vietnam), Law on Inspection

⁽http://www.moj.gov.vn/vbpq/en/lists/vn%20bn%20php%20lut/view_detail.aspx?itemid=7847#, 2018 年 3 月 11 日最終閲覧)。

省監査院(Provincial Inspectorates)は、省人民委員会の専門機関であり、省級人民委員会が、法律の定めるところにより監査や苦情処理を行い、汚職を告発し、予防し、これを根絶することを支援する(監査法 20 条 1 項)。

省庁監査院(Ministerial Inspectorates)は、各省庁の機関であり、大臣が、国家運営において監査を行い、苦情を処理し、汚職を告発し、予防し、根絶することを支援する。また、各省庁が管理する機関、組織、個人に対し行政監査を行い、各省庁が担当する分野・領域における機関、組織、および個人に対する特別監査を行い、法の定めるところにより、苦情を処理し、汚職を告発し、予防し、これを根絶することに努める(監査法 17 条 1 項)。

省級部局監査院(Provincial-level Department Inspectorate)は省級局の機関であり、省級局長が法の定めるところにより行政監査および特別監査を行い、苦情を処理し、汚職を告発し、予防し、これを根絶することを支援する(監査法 23 条 1 項)。

監査には、計画検査、定期検査、抜き打ち検査がある(監査法 37 条 1 項)。監査決定を発布するためには、①監査計画、②国家運営機関の長の要請、③法違反の兆候の発覚、④苦情処理の要求または汚職の告発、予防、撲滅、のいずれかの理由によらなければならない(監査法 38 条)。

(5) 行政計画

2017年11月、行政計画について規定する「計画法」(Law on Planning)²⁶が制定された。ベトナムでは、これまで、地方政府と中央省庁がそれぞれ連携なく行政計画を立案してきたため、地方政府と中央政府との間で大きな摩擦が起こっていた²⁷。計画法には、国家基本計画(National Master Plan)の策定体制、行政計画策定の基本原則、計画作成における国家機関の役割と権限等が規定されており、行政計画の策定・実施のプロセスや計画実施の監督責任等が明確にされており²⁸、これにより上記のような地方政府と中央省庁の摩擦の解決・予防が期待されている。

計画法では、「計画とは、社会経済活動および国家安全保障活動の配置および空間的配分を決めることであり、一定期間において、持続可能な開発目標に資するよう国の資源を効果的に利用するために、一定域内におけるインフラ開発、資源利用、環境保護と相まって策定されねばならないもの」と定義されている(計画法3条1項)。計画法に基づく行政計画には、国家計画、地域計画、省級計画、特別行政経済区域、都市および地方計画が含まれ(計画法5条)、政府、首相、大臣級機関、省級人民委員会等が行政計画を策定する権限者として規定されている(計画法14条)。

²⁶ 2019 年 1 月から施行予定。なお、計画法の英訳は本調査においては入手ができず、行政計画策定にどのような手続が必要なのか等についての詳細は把握できなかった。

²⁷ Vietnamnet Bridge, New Law on Planning is scheduled for adoption, 2017 年 11 月 1 日 (http://english.vietnamnet.vn/fms/business/189420/new-law-on-planning-is-scheduled-for-adoption.html, 2018 年 3 月 11 日最終閲覧)。

²⁸ Vietnam News, NA passes Planning law, HCMC resolution, 2017 年 11 月 25 日 (http://vietnamnews.vn/politics-laws/418220/na-passes-planning-law-hcmc-resolution.html#z81Z4ouAEI7YcGkG.97, 2018 年 3 月 11 日最終閲覧)。

(6) 行政契約

ベトナムでは、行政契約は、契約の一方当事者が政府で、公共サービスのため公金を利用 して締結される契約として理解されている。

ベトナムには、行政契約に関して、定義、様々な種類の行政契約の締結に関する手続、紛争解決手続等を規定した通則法は存在しない。ただし、例えば、入札法(Law on Bidding)、投資法 (Law on Investment)、官民パートナーシップによる投資に関する政令 No.15/2015/ND-CP 等の個別法では、行政契約についての定めが存在している。

もっとも、2.2.2(1)2)で述べた、議員立法による一般行政法(案)3章25条~30条では、 行政契約に関する規定が盛り込まれており、今後の法案の審議経過が注目される。

(7) 行政指導

ベトナムには、日本の行政手続法のように行政指導(Government Guidance)について規定した法令は存在しない。しかしながら、ベトナムでも、政府、省庁、地方政府は、「オフィシャルレター」(Official Letter)²⁹を発出することで「指導」(Guidance)を行っている。オフィシャルレターは、名宛人に対する勧告や説明の要求、問い合わせに対する回答等を内容とする行政文書であり、法的強制力はないものの、民主集中制における階層構造³⁰のため、行政指導は事実上の強制力を有している。オフィシャルレターによる指導は、多くの場合、行政機関内部で用いられているが³¹、時に個人・組織からの問い合わせに回答する際にも用いられている³²。

なお、ベトナムにはオフィシャルレター以外に、「告示」(Notice) ³³と呼ばれる行政文書が存在する。告示は、主に行政機関から個人・組織に対し事実(例えば、書面提出期限等)を知らせるために用いられている。そして、告示もオフィシャルレター同様、個人や組織は告示に従わざるを得ないという点で事実上の強制力を有する。

2.2.3 行政不服審査に関する法制度

(1) 不服申立法に基づく不服申立ての概要34

ベトナムでは、行政決定または行政行為に対する不服申立てに関する通則法として、不服申立法(2011年)が定められている。そのほかに、課税処分や個別の許認可手続等に関する法令において、特別な行政決定や行政行為に対する不服申立手続は設けられていない。 不服申立法の全体構成は次のとおりである。

● 総則(不服申立法1章)

³⁰ 「下位級機関は上位級機関に従属する」ということである。

国際協力機構(JICA)「不服申立法」(https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_50.pdf,2018 年 3 月 18 日最終閲覧)。

²⁹ ベトナム語では「Công Văn」という。

³¹ 例えば、地方税関からの問い合わせに対するベトナム税関(中央政府)の回答書等がある。

³² 例えば、民間会社が税務署に税に関する説明を求めた場合の税務署からの回答書等がある。

³³ ベトナム語では「Thông Báo」という。

³⁴ 本節における不服申立法 (2011年) の引用は、以下による。

- 行政決定、行政行為に対する不服申立て(不服申立法2章)
- 不服申立ての手続(不服申立法3章)
- 懲戒処分に対する不服申立ておよびその手続(不服申立法4章)
- 国民の取扱い(不服申立法5章)
- 不服申立ての手続に対する行政機関等の協力義務(不服申立法6章)
- 罰則(不服申立法7章)
- 施行に関する細則(不服申立法8章)

1) 不服申立ての審理機関等

不服申立法(2011年)は、国の行政機関および権限者の行う行政決定または行政行為に対する不服申立ておよびその解決、幹部または公務員に対する懲戒処分に対する不服申立ておよびその解決、国民の取扱いならびに不服申立手続について定める(不服申立法1条)。

不服申立法が定める行政不服申立ての初審の取扱機関(審理機関)は、次のとおりである。

- 町村、区もしくは市町村の人民委員会委員長または農村、都市地区、町もしくは地方 都市の人民委員会委員長(不服申立法 17条)
- 県人民委員会委員長(不服申立法18条)
- 省または同等の地位の機関の長(不服申立法19条、20条)
- 省人民委員会委員長(不服申立法21条)
- 省庁の機関、省庁と同格の機関、政府付属機関(不服申立法 22条)
- 大臣(不服申立法23条)
- 政府監査院長官(不服申立法24条)
- 監査院の主任(不服申立法 25 条)
- 首相(不服申立法 26 条)

不服申立法は、行政不服申立てにおける初審手続と再審手続を定めているが、ベトナムに おいては、独立の行政不服申立審理機関は置かれていない。

ただし、監査院という機関が設置され、この機関は、監査の管理、不服申立て、腐敗防止等のみを行う機関である(監査法(2010年)5条参照)。監査院は、不服申立てに対する支援機関としてのみ活動する³⁵。

不服申立てを行う者は、初審と再審の2回の申立てをすることができる。そして、これらの手続においてなお不服がある場合、裁判所に訴訟事件として訴えを提起することができる。なお、不服申立前置主義は取られていないので、不服申立手続を経ずに裁判所に訴訟提起することもできる。

2) 不服申立ての対象

不服申立てとは、国民、行政機関、組織ならびに幹部および公務員が、国の行政機関および国の行政機関における権限者の行う行政決定、行政行為、または懲戒処分について、上記の行政決定または行政行為が違法であり、法的な権利・利益を侵害すると考えられる場合に、法の定めに従って、審査を求めることをいう、と定義されている(不服申立法2条1項)。

_

³⁵ 監査院については、「2.2.2(4)3)監査」の項を参照。

行政不服申立ての対象は、違法であり、かつ直接に私人の権利または利益を侵害する行政 決定または行政行為である。

- 行政決定とは、国の行政機関等により書面によりなされる一定の行政上の決定であって、私人に対し適用されるものをいう(不服申立法2条8項)³⁶。
- 行政行為とは、国の行政機関等が、法の定めに従って行う一定の行為の作為または不 作為をいう(不服申立法2条9項)。
- 懲戒処分とは、行政機関等の長による書面による決定で、幹部または公務員等の行為 に対し懲戒をするものをいう(不服申立法2条10項)。

また、不服申立法11条は、以下に掲げるものは、不服申立ての対象とならないと定める。

- 行政機関内部の決定、国防、諜報、外交分野に関するもの等(不服申立法 11条 1号)。
- 申立人の直接の権利または法的な利益に関連しないもの(不服申立法11条2号)。
- 完全な権利能力のない私人によるものであって適法な代理人が就いていないもの(不 服申立法 11 条 3 号)。
- 不適法な代理人が行ったもの(不服申立法11条4号)。
- 不服申立書に不服申立人の署名または指印がないもの(不服申立法 11 条 5 号)。
- 時効または不服申立期限を徒過し、正当な理由がないもの(不服申立法11条6号)。
- 再審の不服申立てがすでになされたもの(不服申立法11条7号)。
- 書面による停止手続があった後に30日が経過し、申立人が不服申立てを継続しなかったもの(不服申立法11条8号)。
- 訴訟が受理されたか、またはすでに裁判所の判決等があったもの。ただし、裁判所が 停止手続をしたものを除く(不服申立法 11 条 9 号)。

3) 不服申立ての審理手続

不服申立ての審理手続は、表 2-4 の順序で行われる。

 1
 不服申立期間 (90日間)

 2
 不服申立ての受理

 3
 職権審理手続

 4
 審問手続

 5
 初審決定

 6
 初審決定の送達

表 2-4 不服申立ての審理手続

出所)三菱総合研究所にて作成

_

³⁶ 行政決定は、日本の「行政処分」に相当する概念であると考えられる(前記「2.2.2(1)1)行政決定法(案)の概要(司法省起草)」の項を参照)。

a. 不服申立期間

不服申立てが可能な期間は、行政決定を受領した日、または行政決定もしくは行政行為を知った日から90日である(不服申立法9条)。申立人に、疾病、自然災害、戦争、出張、遠方における学業、その他の客観的な障害があった場合は、その期間は申立て期間から除かれる。

b. 不服申立ての申立手続

申立人が、行政決定または行政行為が違法であるかまたは適法な権利もしくは法的な利益を直接侵害するとする場合、申立人は、行政決定を行った権限者または所属行政機関に対し、初審の不服申立てをする(不服申立法 7 条 1 項)。または、行政訴訟法の定めに従って、裁判所に対し訴えを提起することもできる³⁷。

初審の不服申立てに対する決定に更に不服がある場合、または所定の期間が経過したが 判断がなされない場合、申立人は、初審を行った行政機関の直接の上級庁に対し再審の不服 申立てを行うことができ、または、行政訴訟法の定めに従って、裁判所に対し訴えを提起す ることもできる(不服申立法7条1項)。

申立人は、再審の不服申立てについて更に不服があるか、または所定の期間が経過したが 判断がなされない場合、行政訴訟法の定めに従って、裁判所に対し訴えを提起することもで きる(不服申立法7条1項)。

大臣、省庁と同格の機関、政府付属機関の行った行政決定または行政行為については、上記の大臣等に対し不服申立てを行う。または、行政訴訟法の定めにしたがって、裁判所に対し訴えを提起することもできる。申立人が、上記の申立ての決定に更に不服があるか、または所定の期間が経過したが判断がなされない場合、行政訴訟法の定めに従って、裁判所に対し訴えを提起することができる(不服申立法7条2項)。

省等の人民委員会委員長の行政決定、行政行為に対する不服申立ては、上記人民委員会委員長に対し初審の不服申立てをし、または、行政訴訟法の定めに従って、裁判所に対し訴えを提起することもできる。申立人が、上記人民委員会委員長に対する申立ての決定に更に不服があるか、または所定の期間が経過したが解決がなされない場合、当該部門を所管する大臣に対し再審の不服申立てを行うことができ、または裁判所に対し訴えを提起することもできる(不服申立法 7 条 3 項)。

c. 不服申立ての受理

初審の不服申立てを受けた行政機関は、不服申立法 11 条に定められた不適法な申立ての場合を除き、所管の申立てを受領した日から 10 日以内に受理し、申立人、被申立行政機関等に対し書面により通知を行う(不服申立法 27 条)。併せて、同格の監査院に対しても通知する。申立てを受理しない場合は、理由を明示しなければならない。

³⁷ 行政訴訟の制度については「2.2.4 行政訴訟に関する法制度」の説明を参照。

d. 職権審理手続

初審の不服申立てから決定までの審理期限は、不服申立ての受理日から 30 日以内である (不服申立法 28 条)。複雑事件の場合、期限を延長することができ、受理日から 45 日以内 となる。交通困難な土地についての期限は受理日から 45 日とし、複雑事件の場合の延長が 行われた場合、受理日から 60 日以内となる。

初審の申立てを取り扱う行政機関は、審理期限内に、次のとおり審理を行う。

- まず、自身および自身の直接管理する機関等の行政決定および行政行為を再度検討し、申立てに理由があれば、速やかに申立てを認める決定を行う。申立てに関する結論を導くのに必要な根拠が得られない場合、自身で検討を行って申立てについて結論を導くか、または同格の監査院もしくは他の行政機関等に対し、検討作業を依頼する(不服申立法 29 条 1 項)。
- 検討は、客観性、正確性、迅速性を確保し、次の方法により行う (不服申立法 29 条 2 項)。
 - ✓ 申立ての生じた場所で直接の検査、検証を行う。
 - ✓ 申立人、被申立人および関連機関等から提出された書面および証拠資料に基づいて検査、検証を行う。
 - ✓ 法の定めるその他の方法。

e. 審問手続

申立人の請求と行われた検討等の結果が異なる場合、審理機関は、申立ての内容、申立人の請求および申立ての解決の方向性について明らかにするために、申立人、被申立人、利害関係人、関連機関、組織、個人による審問手続を行う。審問は公開され、かつ、民主的に行われなければならない(不服申立法 30 条 1 項)。

審理機関は、申立人、被申立人等に対し、審問の日時、場所、内容等を文書により通知する (不服申立法 30 条 2 項)。

審理機関は、審問において、審理が必要な内容、申立てに関する検証結果について明確に述べなければならない。審問の参加者は、意見を陳述し、証拠を提出することができる(不服申立法30条3項)。

審問の内容は調書に記録される。調書には参加者の意見、審問の結果を明確に記録し、参加者が署名または指印する。参加者が署名、指印を拒否する場合、その理由を明記する。調書は不服申立ての記録の一部として保管される(不服申立法 30 条 4 項)。

審問の結果は、不服申立ての判断の基礎となる(不服申立法30条5項)。

f. 初審決定

初審の不服申立てには決定がなされる。決定における法定記載事項は次のとおりである (不服申立法 31 条)。

- 決定の日
- 申立人、被申立人の氏名および住所
- 申立ての内容
- 申立ての検討結果

- 審問の結果(行われた場合)
- 決定についての法的根拠
- 申立てに対する結論
- 行政決定の一部または全部の維持、修正、補充または取消し、行政決定の停止、申立 てに関する問題の解決
- 損害の補償(必要な場合)
- 再審の不服申立て行政訴訟手続に関する権利の教示

なお、複数の者から同一内容の申立てがあった場合、個別に決定を出す場合と、申立人名 簿を付した1個の決定が出される場合とがある。

g. 初審決定の送達

初審申立ての審理機関は、申立てについて決定をした日から3日以内に、申立人、審理機関の直接上級の行政庁、利害関係人、申立てを移送した機関、監査院等に対し決定を送達しなければならない(不服申立法32条)。

(2) 不服申立ての件数

監査院が発表した 2016 年の不服申立ての件数は、228,068 件である³⁸。

2.2.4 行政訴訟に関する法制度39

(1)組織の概要

1) 裁判所の構成

ベトナムでは、行政事件は、人民裁判所に設置される行政事件専門部にて審理される。 ベトナムの人民裁判所の位置付け、役割、機能、義務、組織および運用は、人民裁判所組 織法(Law on Organization of People's Courts, 2014 年成立、2015 年 6 月施行)によって規定 されている(人民裁判所組織法 1 条)。

人民裁判所組織法は、ベトナム憲法(2013年)103条に基づき訴訟における当事者主義を保障し、無罪推定の原則を規定する(人民裁判所組織法2条)。司法改革の結果として、各人民裁判所は、管轄に基づき独立して組織されることとなった(人民裁判所組織法5条)。裁判所の組織は、最高人民裁判所、高等人民裁判所、省級人民裁判所、県級人民裁判所、軍事裁判所から構成され、最高人民裁判所を頂点とする階層構造である(人民裁判所組織法3条、20条)(図2-4)。

³⁸ Journal of Communist Party "The number of complaint and denouncement cases reduces but more complicated" 2016年10月4日(http://www.tapchicongsan.org.vn/Home/PrintStory.aspx?distribution=41270, 2018年3月7日最終閲覧)。

(https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_10.pdf, 2018年3月13日最終閲覧)。

³⁹ 本項の執筆にあたっては、以下の文献および本文中に言及した法令の条文を参照している。

多々良周作「ベトナム行政訴訟法(新法)の概要について」国際協力機構(JICA)

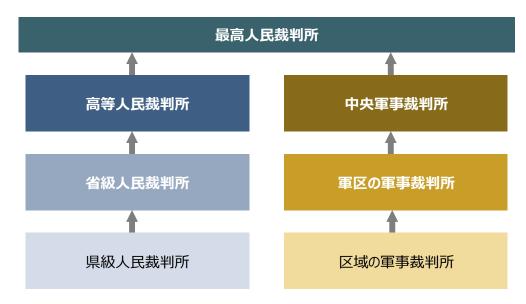


図 2-4 ベトナムにおける裁判所の構成

出所) 三菱総合研究所にて作成

現在ベトナムには3つの高等人民裁判所、63の省級人民裁判所および約780の県級人民 裁判所がある。

各裁判所の組織および権能の概要は、以下のとおりである。

- 最高人民裁判所の組織・権能
 - ✓ 長官および副長官を含む 13 人から 17 人の裁判官からなる(人民裁判所組織法 22 条)。
 - ✓ 控訴事件の審理は行わず、下位裁判所の判断の監督および 5 人または全裁判官 からなる裁判体により、法的効力を有する判決または決定に対する監督審また は再審手続におけるレビューを行う(人民裁判所組織法 20 条)。
 - ✓ 裁定をレビューし、法の適用の整合性を保ち、裁判所組織を管理し、国会ないし 国会常務委員会から割り当てられた法律案を作成し、裁判官等の職業訓練を行 う(人民裁判所組織法 22 条、23 条)。
 - ✓ 最高人民裁判所長官は、高等人民裁判所長官および省級人民裁判所長官の推薦 を受けて、高等人民裁判所および省級人民裁判所に組織される裁判官評議会を 構成する裁判官を指名する(人民裁判所組織法30条、39条)。
- 高等人民裁判所の組織・権能
 - ✓ 2015 年 5 月の国会会議によって創設された⁴⁰。
 - ✓ ハノイ(28の省を管轄)、ダナン(12の省を管轄)およびホーチミン(23の省を管轄)の3か所にある。
 - ✓ 高等人民裁判所では、控訴または異議申立てされた省級人民裁判所の第一審判 決および決定について 3 人の裁判官からなる審議体で控訴事件を審理するとと もに、法的効力を有する省級人民裁判所の判決または決定に対する監督審また

_

⁴⁰ 国会常務委員会決議 No.957/UBTVQH (2015 年 5 月 28 日付)。

は再審手続の審理を行う(人民裁判所組織法 29条、32条)。11人から13人の裁判官から構成される裁判官評議会は、省級人民裁判所の判決または決定に対する監督審または再審手続の審理を行う権能を有する(人民裁判所組織法31条)。

- 省級人民裁判所および県級人民裁判所の組織・権能
 - ✓ 省級人民裁判所および県級人民裁判所は、地方政府の行政単位ごとにおかれ、各 級の人民評議会に対応する地方裁判所である(人民裁判所組織法 47条)。
 - ✓ 県級人民裁判所は、管轄内の刑事、家事、少年、行政裁判等のほとんど全ての事件の第一審裁判所である(人民裁判所組織法 44 条、45 条)。
 - ✓ 省級人民裁判所は、県級人民裁判所に係属した事件の控訴審であるが、いくつかの事件については第一審となる。県またはそれ以下のレベルの行政機関または権限者による行政決定等(ただし、県級人民委員会または議長によるものを除く。)に対しては県級人民裁判所が、省レベルの行政機関または権限者による行政決定等に対しては省級人民裁判所が第一審となる(行政訴訟法 31 条、32 条)。

2) 行政事件専門部の整備

2018年1月15日付最高人民裁判所ガイダンスによると、各人民裁判所は、以下の専門部を持つ(図 2-5)。

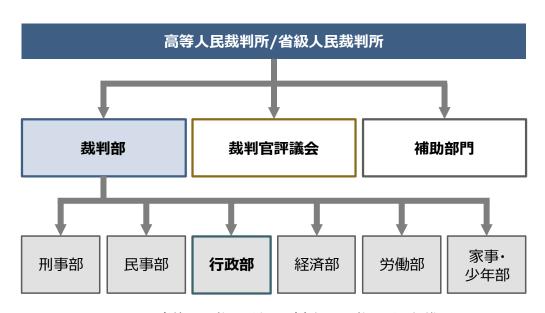


図 2-5 高等人民裁判所および省級人民裁判所の組織

出所) 三菱総合研究所にて作成

- 高等人民裁判所には、刑事、民事、行政、経済、労働、家事・少年の6専門部がある。
- 省級人民裁判所には、裁判官の数によって専門部が構成される。
 - ✓ 裁判官 22 人以上の場合、刑事、民事、行政、家事・少年、経済(労働)の5部
 - ✓ 裁判官 14 人から 21 人の場合、刑事、民事、行政(経済、労働を含む。)、家事・ 少年の 4 部
 - ✓ 裁判官 11 人から 13 人の場合、刑事、民事(家事・少年を含む。)、行政(経済、 労働を含む。)の3部

- 県級人民裁判所には、事件数によって専門部が構成される。
 - ✓ 毎年 2,000 件以上の事件を扱う裁判所の場合、刑事、民事、行政、家事・少年の 4 部
 - ✓ 毎年 1,000 件~2,000 件の事件を扱う裁判所の場合、刑事、民事、家事・少年の 3 部
 - ✓ 毎年700件~1.000件の事件を扱う裁判所の場合、刑事、民事の2部
 - ✓ 毎年700件以下の事件を扱う裁判所の場合、専門部はない。

もっとも、県級人民裁判所においては、現時点ではいまだ専門部が整備されていないため、 全ての事件が裁判所長官の配点によって割り当てられている。

3) 処理件数

最高人民裁判所の統計によれば、行政事件数(第一審)の年間処理件数は、2010年に976件、2011年に1,236件、2012年に3,834件、2013年に4,671件であった 41 。

(2) 行政訴訟の審理手続

1) 行政訴訟法の目的および改正経緯

ベトナムの行政裁判所の審理手続は、行政訴訟法により定められている(2010年成立、2015年11月25日に改正、2016年7月1日改正法施行)。

行政訴訟法の目的は、行政訴訟手続の基本原則、手続を履行する機関および人の役割と責任、手続に参加する人、機関、組織の権利と義務、ならびに訴訟提起、行政事件の解決、判決の執行、行政訴訟における不服申立および告発の解決についての方法を規定することである(行政訴訟法1条)。現行行政訴訟法は371条からなり、裁判所の権限、訴訟を行う機関、当事者、証明方法、書面の扱い、訴訟提起、第一審および控訴審の手続、執行、監督審、再審を含む網羅的な内容となっている。

2010 年旧法からの主な改正点は、県級人民委員会または議長の行政決定または行為に対する訴訟について、裁判への影響を防ぐため、県級人民裁判所の管轄から省級人民裁判所の管轄へと移されたこと等である。

2) 行政訴訟の類型

日本の行政事件訴訟のような、取消訴訟、差止訴訟、義務付け訴訟のような訴訟類型は存在せず、全て判決の内容に含まれている。

具体的には、取消・違法宣言、義務付けおよび国家賠償命令がセットになって判決され、 その履行を強制する仕組みがある(行政訴訟法 193 条)。

裁判所に解決を求める要求内容(請求の趣旨に相当するものと思われる。)を訴状に記載する(行政訴訟法 118条)が、裁判所の判断がそれに拘束されるとの記載はなく、また原告に不利益な変更が許されるかどうかについても明文の規定はない。また違法判断の基準時

⁴¹ 最高人民裁判所統計データ(http://toaan.gov.vn/portal/page/portal/tandtc/5901712, 2018 年 2 月 26 最終閲覧)。

が行政処分時か判決時かの基準時についての規定もない。

3) 行政訴訟の訴訟要件

a. 原告適格(および主体)

原告適格を正面から規定する条文はない。ただし、「自らの法的な権利利益を保護するよう裁判所に要求する」(行政訴訟法 5条)、「侵害された法的な権利利益を保護すべく行政事件を解決する裁判所に要求する」(行政訴訟法 116条 2項)と規定されていることから、「法的な権利利益の保護」が訴訟を提起する原告としての要件となっていると考えられる42。

「法律上の利益」との限定がないため、法的に保護される利益一般の救済に拡大される可能性があり、日本ほど原告適格が厳格に扱われていない状況のようである。

行政訴訟の原告となる者は、機関(agency)および組織(organization)または個人(individual)である(行政訴訟法3条8号)。また、被告となる者は、機関および組織または個人である(行政訴訟法3条9号)。

b. 訴訟の対象(処分性)

行政訴訟の対象は以下のとおりである(行政訴訟法 30条)。列記主義ではなく、一般的な定めを置いた上で適用除外を規定するという概括主義を採用している。

- 行政決定または行政行為(ただし、国防、安全保障、外交上の国家機密に関するもの、 手続妨害に対処するための裁判上の規律または行為および組織内部の行政決定また は行為を除く。)
 - ✓ 行政訴訟の対象となる行政決定とは、機関、組織、個人の適法な権利および利益を発生、変更、制限、終了させるものであって国家行政機関から発行された 書面である(行政訴訟法3条1号および2号)。
 - ✓ 行政訴訟の対象となる行政行為とは、機関、組織、個人の適法な権利および利益の履行に影響を与える行為であって、不作為すなわち法的根拠による業務または公的義務を行わない場合を含む(行政訴訟法3条3号および4号)。
- 一般職の管理職以下の公務員を対象とする懲戒免職決定
- 競争事件処理決定に対する不服申立てに対する解決決定
- 選挙管理人名簿

_

ベトナムにおける行政訴訟および行政不服審査の審理の対象は概ね同様であるが、一部に異なる点もみられる。例えば、公務員に対する懲戒処分に関しては、行政訴訟では懲戒免職 (dismissal) のみが審理対象となるが、行政不服審査では特段の限定がない(不服申立法2条10項)。したがって、公務員の懲戒免職以外の懲戒処分(戒告、譴責、減給、降格、昇進停止等)を争う場合には、行政不服申立てによることとなる。

⁴² 多々良・前掲注 39 によれば「原告適格の要件としても意識されているものと理解してもよさそうである」とのことである。

c. 出訴期間

出訴期間は以下のとおりである(行政訴訟法116条)。

- 行政決定、行政行為または懲戒免職決定については、これを受領しまたは知った日から1年。
- 競争事件処理決定に対する不服解決決定についてはこれを受領した日から30日。
- 選挙人名簿については、名簿作成機関による不服申立て解決通知を受領してから、または名簿作成機関による不服解決通知を受領しなかった場合は不服申立期限の日から選挙日より5日前までの期間。
- 行政機関に不服申立てをした場合は、1回目または2回目の不服申立解決決定を受領しまたは知った日から1年、不服解決通知を受領しなかった場合は不服申立期限の日から1年。

d. 不服申立前置主義

不服申立前置主義は、2010年成立の改正前行政訴訟法においてすでに原則廃止されている(行政訴訟法 115条)。

行政決定、行政行為、懲戒免職決定に対して不服のある機関、組織または個人は、自身の 選択に従い、行政不服審査を経ずに裁判所に対し行政訴訟を提起できる。また、行政審査を 選択した場合でもその審査結果に不服がある場合には行政訴訟を提起できる。行政訴訟を 提起し、かつ行政不服審査を申し立てた場合は、裁判所はどちらかを選択し裁判所に報告す るよう要求する(行政訴訟法 33 条)。

競争事件処理決定および選挙人名簿に対する不服については、不服申立前置である。ただ し、選挙人名簿については、解決期限までに解決されない場合にも提訴が可能となっている。

4) 行政訴訟の審理手続

ベトナム憲法(2013年)の当事者主義の原則を保障し具体化するために、行政訴訟法 18 条は、一審、控訴審、監督審および再審において、当事者ならびに当事者の法的権利および 利益を守る弁護団による訴訟活動が保障されることを明記している。

原告による訴状の提出から訴状審査、事件の受理、裁判官の割当て、対話手続を経て、公 判期日開始までの流れを図 2-6 に示す(行政訴訟法 130 条~147 条)。

事件が受理され裁判官が割り当てられると、公判期日の前に、事件解決のための当事者間の対話手続が行われる。

対話手続により、被告が訴訟の対象である行政行為または行政決定を変更、補充、置換、破棄し、原告が訴訟を取り下げることを合意した場合には、裁判官は、当事者のいずれかがその合意を実行しなければ公判に付する決定をする。また裁判官は、当事者が主張を維持し合意しない場合も公判に付する決定をする。対話の結果、原告が任意に訴訟を取り下げた場合には事件は終了するものの、出訴期間内であれば再度訴訟を提起することができる(行政訴訟法 140条)。

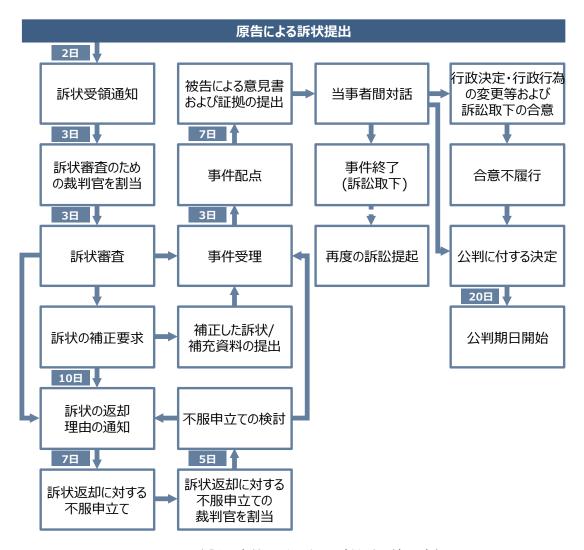


図 2-6 行政訴訟事件の受理および対話手続の流れ

出所) 三菱総合研究所にて作成

公判期日は、裁判官による公判に付する決定から 20 日以内に開催され、公開かつ直接口頭で行われる(行政訴訟法 16条、148条、152条)。期日は、裁判長および 2 人の人民参審員で構成される審理合議体と裁判所書記官によって行われ、検察官および当事者、代理人が出席しなければならない(行政訴訟法 154条~157条)。

人民参審員は、祖国ベトナム社会主義共和国および憲法に忠誠を尽くし、良識を持ちかつ 法的知識および社会の見識を持ち、体力的に適応可能との要件を満たす国民の中から選出 される(人民裁判所組織法 85 条、86 条)。人民参審員は裁判官とともに審理に参加し、多 数決では裁判官と同等の権利がある(行政訴訟法 12 条)。

審理合議体は弁論終了から 5 日以内に評議を終え、公判期日において判決を言い渡す(行政訴訟法 191 条、195 条)。

5) 判決

審理合議体の具体的な決定項目は以下のとおりである(行政訴訟法 193条)。

◆ 法的根拠のない場合、請求を棄却する。

- 請求の一部または全部を承認し、違法な行政決定および関連する不服申立解決決定(もしあれば)の一部または全部を取り消し、国家機関または権限者に法律に沿った行為または公的義務を行うよう命じ、同時に取り消された違法な行政決定の後処理を提示する。
- 請求の一部または全部を承認し、行政行為が違法であることを宣言し、関連する不服申 立解決決定(もしあれば)の一部または全部を取り消し、国家機関または権限者に違法 な行為を止めるよう命ずる。
- 請求を承認し、違法な懲戒免職決定の取消しを宣言し、機関または組織の長に法律に沿った業務または公的義務を行うよう命ずる。
- 請求の一部または全部を承認し、競争事件に関する決定に対する行政審査の違法な決定の全部または一部の取消しを宣言し、違法な決定を出した権限機関または権限者に対し、競争法に従い解決するよう命ずる。
- 請求の一部または全部を承認し受理し、選挙人名簿を作成した機関に対し、法律に沿って名簿を変更または、補充するよう命ずる。
- 機関または組織に対し、違法な行政決定、行政行為、懲戒免職決定または競争法事件に 関する決定に対する行政審査によって、侵害された機関、組織または個人の適法な権利 および利益を補償し、損害を賠償するよう命ずる。
- 権限国家機関またはその長に対し、国家機関またはその機関の権限者の責任を決定するよう要求する。

裁判所の具体的判断基準は行政訴訟法上規範化されておらず、行政裁量という概念もない。裁判所は、訴訟の対象である行政行為等が違法か否かについて、手続的側面と実体的側面の両面から判断するものである。

6) 控訴審、監督審、再審

当事者および当事者の代理人は、第一審判決に対し言渡しから 15 日以内に控訴できる(行政訴訟法 204 条、206 条)。 県級人民裁判所の判決に対しては、省級人民裁判所が、省級人民裁判所の判決に対しては高等人民裁判所が控訴審の審理を行う(人民裁判所組織法 3 条)。 行政事件の審理は原則として二審制である(行政訴訟法 11 条)。

なお、判決の結論と事件の客観的事情の不整合、手続の重大な誤り、法律の適用についての誤りがある場合に、判決の効力が生じてから 3 年以内であれば上級裁判所に異議申立てをすることができる(監督審。行政訴訟法 255 条、263 条)。

また、事件の解決過程において知り得なかった重要な事実が新しく発見された場合等には、その事実を知ってから 1 年以内に再審請求をすることが可能である(行政訴訟法 281条、284条)。

7) 判決の執行

行政訴訟法には、判決または決定が任意に執行されない場合の執行手続が規定されている(行政訴訟法 309 条~315 条)。

行政機関が裁判執行期限を過ぎても執行しない場合は、第一審裁判所は、執行を督促する

書面を行政機関の直近上級機関の長および同じ級の検察官に通知する。政府は、最高人民裁判所および最高人民検察院と協力しながら、行政事件判決が執行されるよう管理する。判決を故意に執行しない場合は、行政違反処分、懲戒処分、刑事責任が科される場合もある。

行政訴訟の目的は人権救済とされているが、国家による行政監視、行政のコントロールと しても機能しているといえる。

2.3 タイの行政通則法制度の整備状況

タイでは、行政手続、行政訴訟に関する行政通則法が整備されている。なお、以下では特 に断りがない限りは、法令名に言及する場合はタイの法令を指すものとする。

行政手続の通則法として、1996年に行政手続法(Administrative Procedure Act, B.E. 2539 (1996) as amended) 43が制定されている。更に 2015年には許認可促進法(Licensing Facilitation Act, B.E. 2558 (2015)) 44が制定され、許認可における当局の審査手続の適正化が図られている。それらの法律により、申請に対する処分については、許認可の手続や審査期間等を明示したマニュアルの作成および公表が当局に義務付けられ、また、不利益処分についても告知・聴聞の機会が与えられ、更に、行政行為について理由の提示が義務付けられる等、かなり充実した規律がなされている。一方で、行政行為以外については、行政調査や行政罰について一定の規定があるものの、行政計画、行政契約、行政指導等の手続を規律する内容は含まれていない。

また、情報公開手続については、1997 年に情報公開法 (Official Information Act, B.E. 2540 (1997)) ⁴⁵が制定されており、そこで規定がなされている。

行政行為に対する不服申立てについては、行政手続法に規定があり、個別の法律において 別途不服申立制度が設けられていない場合は行政手続法に基づいて処分庁に対する不服申 立てを行うことができる。なお、日本の行政不服審査法に対応するような、処分庁以外の審 査庁に対する審査請求手続を一般的に定めた法律は存在しておらず、処分庁以外の審査庁 への不服申立ては、あくまでも個別の法律に規定がある場合にのみ認められる。不服申立前 置主義は一般的にとられていないが、個別の法律において不服申立手続が設けられている 場合には、行政訴訟を提起する前に当該不服申立手続を利用すべきものとされており、部分 的には不服申立前置主義がとられている。

行政訴訟については、1999 年に、行政裁判所の設置および行政裁判所の手続に関する法律 (Act on Establishment of Administrative Courts and Administrative Court Procedure, B.E. 2542

⁴³ タイ法制委員会事務局(Office of the Council of State), ADMINISTRATIVE PROCEDURE ACT, B.E. 2539 (1996)

⁽http://www.krisdika.go.th/wps/wcm/connect/250da00040a6facaa25abf144daa66d2/ADMINISTRATIVE+PROCE DURE+ACT%2C+B.E.2539+%281996%29.pdf?MOD=AJPERES&CACHEID=250da00040a6facaa25abf144daa66d2, 2018年3月16日最終閲覧)。ただし、2014年の行政手続法改正を反映していない。

⁴⁴ 公共セクター発展委員会(Office of the Public Sector Development Commission), LICENSING FACILITATION ACT, B.E. 2558 (2015)

⁽https://www.opdc.go.th/uploads/files/2558/LICENSING_FACILITATION_ACT_2015.pdf, 2018年3月16日最終閲覧)。

日本語訳として、日本貿易振興機構(JETRO)「当局の許可審査における便宜供与に関する法令」

⁽https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/business/regulations/pdf/general_1_2015.pdf, 2018 年 3 月 5 日最終閲覧)。

⁴⁵ タイ法制委員会事務局(Office of the Council of State), Official Information Act, B.E. 2540

⁽http://web.krisdika.go.th/data/outsitedata/outsite21/file/OFFICIAL_INFORMATION_ACT,_B.E._2540.pdf, 2018 年 3 月 16 日最終閲覧)。

日本語訳として、日本貿易振興機構(JETRO)「情報公開法」

⁽https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/business/regulations/pdf/general_009.pdf, 2018年3月5日最終閲覧)。

(1999) as amended) ⁴⁶が制定され、その他の裁判所体系とは独立した行政裁判所が設置されている。行政訴訟については、行政裁判所が管轄を有しており、初審行政裁判所(the Administrative Courts of First Instance)と最高行政裁判所(the Supreme Administrative Court)の二審制での審理がなされる。行政裁判所の審理は、職権探知主義の色彩が強く、日本の行政事件訴訟法における審理手続とはかなり異なっている。なお、タイでは、行政裁判所と別体系に当たる司法裁判所の体系中に租税裁判所が設置されており、そこで税務訴訟が取り扱われる。したがって、税務訴訟は、日本では行政事件訴訟の典型的な類型の一つであるが、タイでは行政訴訟として取り扱われないので、その点は留意する必要がある。

2.3.1 行政通則法制度を所管する行政機関等

タイには、主要な行政通則法として、以下の法律が存在する。

- 行政手続法(Administrative Procedure Act, B.E. 2539 (1996) as amended)
- 許認可促進法(Licensing Facilitation Act, B.E. 2558 (2015))
- 情報公開法(Official Information Act, B.E. 2540 (1997))
- 行政裁判所の設置および行政裁判所の手続に関する法律(Act on Establishment of Administrative Courts and Administrative Court Procedure, B.E. 2542 (1999) as amended) (以下「行政裁判所法」という。)

これらの法律の所管・監督機関は、次の表 2-5 のとおりである。

表 2-5 行政通則法制度の所管・監督機関

法律	所管	監督機関
行政手続法	首相 (6条)	行政手続委員会
		(Administrative Procedure Board) (7条)
許認可促進法	首相(18条)	公共セクター発展委員会
		(Office of the Public Development Committee)
		(7条、10条、12条、16条)
情報公開法	首相 (5条)	情報公開委員会
		(Official Information Committee) (35条)
行政裁判所法	行政裁判所長官(4条)	行政裁判所司法行政委員会
		(Judicial Administration Commission of the
		Administrative Court)(41/2 条)

出所) 三菱総合研究所にて作成

-

⁴⁶ タイ行政裁判所(The Administrative Court of Thailand), ACT ON ESTABLISHMENT OF ADMINISTRATIVE COURTS AND ADMINISTRATIVE COURT PROCEDURE, B.E. 2542 (1999)

⁽http://www.admincourt.go.th/admincourt/upload/webcmsen/The%20Institution/The_Institution_100118_145007.p df, 2018年3月16日最終閲覧)。

2.3.2 行政手続に関する法制度

(1) 行政手続法の概要

タイでは行政手続に関する通則法として 1996 年に行政手続法(Administrative Procedure Act, B.E. 2539 (1996) as amended)が制定されており、行政行為(administrative act)に対する規律を中心とした規定を有している。

また、2015 年には許認可促進法 (Licensing Facilitation Act, B.E. 2558 (2015)) が制定され、 許認可 (license) に関する行政手続を規律する内容が含まれている。

以下では、行政手続法と許認可促進法を併せて「行政手続法等」という。

1) 行政手続法等の適用対象

a. 行政手続法における行政行為

行政手続法の適用対象は主として行政行為であり、行政計画、行政契約、行政指導は適用 対象とされていない⁴⁷。行政手続法5条によれば、行政行為は次のとおり定義される。

- 公務員が法律に基づいて人の間に法律関係を設定する権力の行使。法律関係の設定とは、個人の権利や義務における地位を、永続的または一時的に、設定し、変更し、移転し、保護し、消滅させ、または影響を与えることをいう。そのための手段として命令、認可、苦情に対する決定、証明、登録のための承認等があるが、(勅令(royal decree)以下の)法令の発行は含まない。
- 省令 (ministerial regulations) によって規定されるその他の行為。

ただし、行政手続法は、以下の場合には適用されない(行政手続法4条1項)。

- 国会および内閣(行政手続法4条1項1号)
- 憲法で特別の権限を与えられている機関(行政手続法4条1項2号)
- 政策に関して首相または大臣による裁量の直接の行使(行政手続法4条1項3号)
- 裁判手続および司法手続、審理、執行手続、財産の供託を含む当局の活動(行政手続 法4条1項4号)
- 法制委員会 (Council of State) に関する法に基づく苦情の処理と命令の発令 (行政手 続法4条1項5号)
- 外交に関する活動(行政手続法4条1項6号)
- 軍事行動、または、内外の脅威に対して国防および安全保障のために軍人と協力して 軍務を行う当局に関する活動(行政手続法4条1項7号)
- 刑事司法に関係する活動(行政手続法4条1項8号)

47 ただし、「省令によって規定されるその他の行為」が行政行為に含まれることから、行政計画等については、省令によって行政行為とされ、行政手続法の適用対象となる可能性もある(鈴木康二『タイ行政法』135-137 頁(日本貿易振興機構(JETRO),2002))。また、行政手続法には、行政調査、行政罰に関する規定も含まれている。

● 宗教団体の活動(行政手続法4条1項9号)

b. 許認可促進法における許認可

許認可促進法の適用対象は「任意の行為に先立って、法律または規則により、許可申請、登録、届出が義務付けられる、全ての許可申請、登録、届出」である(許認可促進法3条) 48。 ただし、許認可促進法は、以下の場合には適用されない(許認可促進法5条1項)。

- 国会および内閣
- 裁判所の規則、手続、判決、民事手続に基づく公務員の義務の履行、ならびに、民事 事件の執行および民事事件の履行に代わる保証金
- 刑事手続における執行
- 天然資源および環境に関する法律における許認可
- 軍事戦略的作戦に関する許認可(軍備管理および私的兵器工場に関する法律に基づくものを含む。)

2) 申請に対する処分

a. 概要

ア) 行政手続法および許認可促進法の適用

日本の行政手続法における「申請に対する処分」は、タイにおいては行政手続法上の行政 行為に相当するとともに、許認可促進法上の許認可にも相当すると考えられる。

したがって、許認可に関する行政手続に関する法制度として、行政手続法および許認可促進法の両方の規定が適用されることになる。許認可促進法の規定は、他の法律または規則よりも優先して適用されるため(許認可促進法3条2項)、行政手続法と許認可促進法の規定内容が異なる場合は、許認可促進法が優先される49。

イ) 公衆のための許認可マニュアルの作成および公表

許認可促進法では、ある行為をするために法律上許認可が必要である場合には、当局は公衆のための許認可マニュアル(licensing manual for the public)を作成するものとされ、当該許認可マニュアルには、少なくとも、申請のための規則、手続および(ある場合には)条件、許認可を付与するための業務手順および期間、ならびに、申請に添付すべき書類または証拠が記載されるものとされる(許認可促進法 7 条 1 項)。

公衆のための許認可マニュアルは、申請の提出場所として指定された場所に掲示され、かつ、電子媒体において公にされる。また、公衆が当該マニュアルの写しを求める場合には、

⁴⁸ なお、許認可促進法 4 条において、「許認可」 (License) は「法律によりあらかじめ承認を得なければならないことが定められている任意の行為を任意の者が行うことを担当官が認めることを指し、許可書の交付、承認、登録、届出受理、開業許可書および免許証の交付を含む。」と定義されている(日本貿易振興機構 (JETRO) ・前掲注 44)。

⁴⁹ 許認可促進法は、行政手続法の特別法と位置付けることができる。

担当公務員はその提供について適切な手数料を徴収できるものとされ、当該手数料の金額は当該マニュアルに記載されるものとされる(許認可促進法7条2項)。

公共セクター発展委員会(the Public Sector Development Commission)は、許認可を付与するための業務手順および期間が、良き公共統治のための規則および手続に従っているかを調査する義務を有する。当該業務手順または期間が、許認可の付与について不必要な遅れをもたらすと判断する場合には、公共セクター発展委員会は、直ちにその修正のために内閣に提案して審議を仰ぐものとされる(許認可促進法7条3項)。

b. 審査基準

日本の行政手続法には申請に対して許認可をするかどうかを判断するための審査基準を 定める旨の規定が設けられているが(日本の行政手続法5条)、タイの許認可促進法におい ては直接これに対応する規定はない⁵⁰。

c. 申請に対する審査・応答

日本の行政手続法には申請に対する行政庁の審査・応答に関する規定が設けられているが(日本の行政手続法7条)、タイの許認可促進法においても、申請に対する審査・応答について、次のような内容の規定が設けられている。

- 許認可の申請を受領した担当公務員は、申請およびその添付書類または証拠に不備がないかを精査する義務を負う。提出された申請に何らかの不備があり、または、添付書類もしくは証拠が要件を満たしていない場合には、担当公務員は申請者に対し、直ちに不備の補正または要件の充足を提案するものとする。不備の補正または要件の充足が直ちになし得るものである場合には、担当公務員は直ちにそのようにするよう通知するものとする。不備の補正または要件の充足が直ちになし得ない場合は、担当公務員は、当該不備または充足されるべき要件およびそれらが補正または充足されるべき期間の記録を作成するものとする。これに関連して、担当公務員および申請者は当該記録に署名するものとする(許認可促進法8条1項)。
- 担当公務員は、申請者に対し、前項の記録の写しを証拠として交付するものとする (許認可促進法8条2項)。
- 申請および申請者が提出した添付文書もしくは証拠が、許認可促進法 7 条における 公衆のための許認可マニュアルにおいて明記されているとおり不備がない場合、ま たは、担当公務員の提案のとおりか、前項の記録に記載されたとおりに申請が補正さ れるか、書類もしくは証拠が補充された場合には、担当公務員は、その他の文書また は証拠を徴求することはできず、かつ、申請に不備があることまたは文書もしくは証 拠が不十分であることを理由として、当該申請の検討を拒絶してはならない(許認可 促進法 8 条 3 項)。

-

⁵⁰ なお、許認可促進法 13 条 1 項によれば、当局は、許認可を取得した者が、関連法令を遵守して事業または活動を行っているかを審査するための規則およびガイドラインを作成しなければならないとされている。

d. 理由の提示

行政行為は、文書、口頭またはその他の方法によってなされ得る(行政手続法 34 条)。 行政行為が口頭でなされる場合には、口頭での行政行為があってから 7 日以内に正当な 請求があれば、公務員は行政行為を文書で確認しなければならない(行政手続法 35 条)。

文書による行政行為には、日付、公務員の名前と肩書を記載し、公務員の署名がなければならない(行政手続法 36条)。文書での行政行為と、行政行為を確認するために出された文書には、理由として、①認定事実、②法的根拠、③裁量権行使の根拠および正当化事由が記載されていなければならない(行政手続法 37条1項)。

ただし、このような理由の提示は、以下の場合には適用されない(行政手続法37条3項)。

- 行政行為が申請を認めるもので、他人の権利義務に影響を及ぼさない場合。
- 理由がすでに知られており、改めて明記する必要がない場合。
- 文書が行政手続法 32 条により非公開の場合。
- 口頭または緊急で出される場合。その場合、名宛人から申請があれば、然るべき期間内に文書により理由が示されなければならない。

また、行政手続法 36条、37条1項の条項は、省令中に記載された規則、手続、条件に従っている場合で、かつ、そのような行政行為が当該省令に記載されている場合は適用されない(行政手続法 38条)。

e. 標準処理期間

日本の行政手続法は、行政庁に、標準処理期間の設定に努めるとともに、これを定めた場合の公表を求めている(日本の行政手続法 6 条)。タイの許認可促進法においては、前記 a. イ)のとおり、公衆のための許認可マニュアルにおいて許認可を付与するための期間を記載するものとされている(許認可促進法 7 条) 51 。

行政庁は、当該マニュアルに規定された期間内に審査を終え、その結果を申請者に対して 審査の終了から7日以内に通知するものとされる(許認可促進法10条1項)。

当該マニュアルに規定された審査期間が終了しても、行政庁が審査を終えることができなかった場合は、行政庁は、審査の終了まで7日ごとに、申請者に対して、遅延の理由を書面にて明示しなければならない。行政庁は、当該書面を公共セクター発展委員会に対して毎回提出するものとされる(許認可促進法10条2項)。

3) 届出手続

日本の行政手続法は、届出が形式要件を満たしている場合には、届出に関する手続上の義務が履行されたものとする旨が規定されているが(日本の行政手続法 37条)、タイの許認可促進法においても、形式要件を満たした届出の取扱いについて定められている。

⁵¹ なお、行政手続法 39/1 条においては、法律または規則により期間が別途定められていない場合は、担当公務員は申請および資料を受領してから 30 日以内に行政行為を発出しなければならないとされている。許認可については許認可促進法が優先されるため、許認可の標準処理期間は、行政手続法 39/1 条ではなく、許認可促進法 7 条に基づいて定められることになる。

許認可促進法においては、定義上、届出の受理は許認可に含まれており(許認可促進法 4条)、前記 2)の申請に対する処分に関する許認可促進法上の各規定が適用されることになる。したがって、前記 2)b のとおり、届出が形式的要件を満たしている場合には、担当公務員は、その他の文書または証拠を徴求することはできず、かつ、申請に不備があることまたは文書もしくは証拠が不十分であることを理由として検討を拒絶してはならないとされる(許認可促進法 8条 3 項)。

4) 不利益処分の内容

a. 概要

タイの行政手続法における行政行為には、日本の行政手続法における「不利益処分」に相当する概念が含まれているものと考えられる。

したがって、日本の行政手続法における「不利益処分」に相当する行政行為に対しては、 タイの行政手続法が適用される。

b. 処分基準

日本の行政手続法 12 条とは異なり、タイの行政手続法には、不利益処分に相当する行政 行為について処分基準を定め、それを公とする旨の規定はない⁵²。

c. 聴聞・弁明の機会の付与

行政行為が利害関係人の権利に影響を与える場合は、公務員は利害関係人に対して十分な事実が通知される機会を与え、かつ、利害関係人がその行政行為に反対し、自らの証拠を提出できる機会を与えなければならない(行政手続法 30 条 1 項)。

ただし、公務員がその機会を与えた方が適切であると判断する場合を除いて、以下のときには告知および聴聞の機会が与えられない(行政手続法 30 条 2 項)。

- 緊急を要する場合で、行為の遅延が個人または公益への重大な損害を引き起こすと き(行政手続法30条2項1号)。
- 告知および聴聞によって、法律に規定される法定期間に遅延することとなるとき(行政手続法30条2項2号)。
- 申請、回答または意見の際に、利害関係人がそのような事実についてすでに述べているとき(行政手続法30条2項3号)。
- 当該機会を付与することが不可能であることが性質上明白であるとき(行政手続法 30条2項4号)。
- 行政執行手段がとられているとき(行政手続法30条2項5号)。
- 省令で規定するその他のとき(行政手続法 30 条 2 項 6 号)。

⁵² ただし、日本の行政手続法 12 条においても、処分基準の策定および公表は、行政庁の努力義務とされているに留まる。

また、告知および聴聞の機会を与えることが公益に反する場合、公務員は当該機会を与えてはならないとされる(行政手続法31条)。

d. 理由の提示

理由の提示については、前記 2)d と同様の規律がなされている。

5) 行政指導に関する規定

行政手続法等には行政指導に関する規定はない。

6) 意見公募手続

タイの仏暦 2560 年憲法(the Constitution of the Kingdom of Thailand, B.E. 2560 (2017)) 53 (以下「2017 年憲法」という。)において、国は、法律の制定に先立って、利害関係者との協議を実施するとともに、当該法律によって生じる影響を分析し、それを踏まえて、当該協議および分析の結果を公表するものとされている(2017 年憲法 77 条 2 項) 54 。

これを受けて、内閣は、2017年4月4日にパブリック・ヒアリング制度(public hearing)に関するガイドラインを決議している。当該ガイドラインに定められたパブリック・ヒアリング制度の概要は、次のとおりである(図 2-7)。

- 担当当局は、WEB サイトまたはその他の媒体において、パブリック・ヒアリングの ためのプラットフォームを設置する。パブリック・ヒアリングは少なくとも 15 日間 実施する必要がある。その上で、担当当局は報告書を作成し、チェック事項に基づい て公表する。
- 内閣官房長官 (the Secretariet of the Cabinet) において、担当当局のコメント等を分析 検討する。その上で、内閣において検討すべき事項等を提案する。
- 法制委員会事務局 (the Office of the Council of State) においてもコメント等を分析検 討する。再度のパブリック・ヒアリングが必要である場合には、法制委員会事務局は 自らが適切と考えるとおりに実施するか、または、担当当局に実施させる。
- 法制委員会事務局が法案に修正を加えた場合には、チェック事項の再確認を行うため、担当当局に差し戻される。また、法制委員会事務局が承認したが、内閣官房長官が承認しなかった場合にも、チェック事項の再確認を行うため、担当当局に差し戻される。
- 当初の法案に大きな修正がなされる等必要がある場合には、内閣官房長官と法制委員会事務局が、担当当局に、再度のパブリック・ヒアリングを実施するよう求めることもある。

53 夕イ法制委員会事務局(Office of Council of State), CONSTITUTION OF THE KINGDOM OF THAILAND (http://www.krisdika.go.th/wps/wcm/connect/d230f08040ee034ca306af7292cbe309/CONSTITUTION+OF+THE+KINGDOM+OF+THAILAND+%28B.E.+2560+%282017%29%29.pdf?MOD=AJPERES&CACHEID=d230f08040

ee034ca306af7292cbe309, 2018年3月17日最終閲覧)。

⁵⁴ なお、日本では、命令等(政令、省令等。日本の行政手続法 2 条 8 号参照)は日本の行政手続法 39 条に基づき意見公募手続が実施され、法律は閣議決定に基づきパブリック・コメントが実施される。

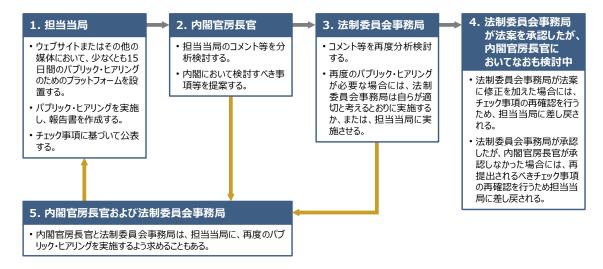


図 2-7 タイにおけるパブリック・ヒアリング制度の概要

出所) 三菱総合研究所にて作成

(2)情報公開および情報提供

1) 情報公開法の範囲

タイでは 1997 年に制定された情報公開法 (Official Information Act, B.E. 2540 (1997)) が、情報公開手続について定めている。

タイの情報公開法は全ての国家機関の持つ情報を開示の対象としている⁵⁵。情報公開法では、行政庁には中央政府、県レベルの地方政府、市町村レベルの地方政府、国有企業、国会に付属する行政機関、裁判所(個別事案の審理および判断に関連しない事項に限る)、専門的な監査組織(professional supervisory organisation)、独立国家組織、省令で規定されるその他の機関が含まれる(情報公開法 4 条)。

情報公開法では、個別的な情報開示請求による方法のみならず、官報による情報公表制度および情報提供制度も含まれている。

2) 情報公表制度および情報提供制度

a. 情報公表制度

行政庁は、次の公的情報を官報で公表しなければならないとされる(情報公開法 7 条 1 項)。

- 行政庁の業務の構造および組織(情報公開法7条1項1号)
- 重要な権限、義務および業務方法の概要(情報公開法7条1項2号)
- 情報または助言を求めて取得するために行政庁に連絡するための連絡先住所(情報公開法7条1項3号)

_

⁵⁵ 鈴木・前掲注 47)76-77 頁。

- 政省令、内閣の決定、規則、命令、通達、要綱、処理基準、政策および解釈であって 政省令と同じ効力を持ち、関係する個人に一般的に適用する意図を有するもの(情報 公開法7条1項4号)
- 情報公開委員会 (the Official Information Board) が決定したその他の情報 (情報公開 法7条1項5号)

b. 情報提供制度

次の情報については、行政庁は、官報には掲載しないが、個別の情報提供の求めに応じて 提供するものとされる(情報公開法9条1項) 56 。

- 個人に対して直接的な影響を与える判断結果または決定(反対意見および関連する 命令を含む。) (情報公開法9条1項1号)
- 官報の掲載対象とされない政策および解釈(情報公開法9条1項2号)
- 行政庁の事業計画、プロジェクトおよび年間支出予定(情報公開法9条1項3号)
- 個人の権利義務に影響を与える公務員の業務手続に関するマニュアルまたは手順(情報公開法9条1項4号)
- 情報公開法施行前に公表され、情報公表制度のもとで官報に引用された情報(情報公開法9条1項5号)
- 私人との間の公益事業の提供のための利権契約、独占的契約または合弁契約(情報公開法9条1項6号)
- 内閣、情報公開委員会、情報公開審査委員会または法律もしくは内閣の決定により設置された各種委員会の決定。ただし、技術報告、事実報告または当該判断が依拠した情報の標題は特定されるものとする(情報公開法9条1項7号)
- その他情報公開委員会が決定した情報(情報公開法9条1項8号)

なお、外国人が情報提供制度を利用できる限度は、省令で定めることができるとされているが(情報公開法9条4項)、本報告書作成時(2018年3月)に至るまで、このような省令は定められていない。

3) 情報開示請求

情報公表制度または情報提供制度のもとで公表または提供された公的情報以外の公的情報も、具体的に範囲を特定して開示請求を行う場合、当該請求が合理的な理由なく過度な分量または頻度でなされるものでない限り、責任を有する行政庁は、合理的な期間内に当該請求者に対して開示しなければならないものとされる(情報公開法 11 条 1 項)。

請求を受けた行政庁の本部および支部が当該情報を管理していない場合には、請求を受けた行政庁は、当該情報を管理する行政庁を遅滞なく紹介しなければならないとされている(情報公開法 12 条 1 項)。

なお、外国人が情報開示請求を利用できる限度は、省令で定めることができるとされてい

⁵⁶ 公表情報は一般的なのに対し、提供情報は特定の人・組織に関する情報であるため、官報には載らず、 個別に情報提供の対象とされる(鈴木・前掲注 47) 81 頁)。

るが(情報公開法 11 条 5 項、9 条 4 項)、本報告書作成時(2018 年 3 月)に至るまで、このような省令は定められていない。

4) 非公開情報

次の情報は、情報公開法において非公開とされている。

- 王室の利益に反する情報(情報公開法 14条)
- 次の類型の情報であって、行政庁より公開禁止命令が発出されたもの(情報公開法 15 条 1 項)
 - ✓ 公開することで国家安全保障、国際関係、国民経済の保障、国内金融の保障を害することとなる場合(情報公開法 15 条 1 項 1 号)
 - ✓ 公開することで法律の執行の効率性を損なうかまたはその目的を達成できなくなる場合であって、情報の出所の訴訟、保護、隠匿、確認、検査または知識に関連しているかどうかに関わらない(情報公開法 15 条 1 項 2 号)
 - ✓ 技術報告、事実報告、内部で意見を述べ推薦するために作成された情報を除く行 政庁内の法律の実施に関する意見または助言(情報公開法 15 条 1 項 3 号)
 - ✓ 公開することで人の生命または安全に危険が及ぶこととなる場合(情報公開法 15条1項4号)
 - ✓ 医療情報または個人情報であって、公開することでプライバシー権を不合理に 侵害することとなるもの(情報公開法 15 条 1 項 5 号)
 - ✓ 法律で公開から保護された情報または非公開を前提に私人から提供された情報 (情報公開法 15 条 1 項 6 号)
 - ✓ その他勅令により定められた場合(情報公開法 15 条 1 項 7 号)

また、行政庁が公開により私人の利益に影響を及ぼすと考える場合には、当該人に対して、15 日を下回らない特定の期間内に、公開に反対するか否かを述べる旨通知するものとされる(情報公開法 17 条 1 項)。当該人から公開への反対要請が文書でなされた場合、責任を有する行政庁は遅滞なく審理し、結果を当該人に通知するものとされる。当該反対要請を却下した場合であっても、情報公開法 18 定に基づく不服申立期間(15 日)が徒過するか、または、不服申立てがなされて情報公開審査委員会(the Information Disclosure Tribunals)にて公開相当との裁決があるまでは、行政庁は当該情報を公開することはできない(情報公開法 17 条 3 項)。

5) 不服申立て

a. 開示義務違反に対する訴え

行政庁が公表、提供を怠たり、開示請求に対して情報を開示せず、情報公開法に違反しも しくは遵守せず、行政庁の義務の履行が遅れ、または、合理的な理由なく便宜を受けられな いと考える者は、情報公開委員会(the Official Information Board)に対して訴え出ることが できる(complaint)(情報公開法 13 条 1 項)。ただし、公開禁止命令、公開への反対要請 を却下する命令または個人情報の訂正・変更・削除を拒否する命令が出ている場合はその限 りではない(情報公開法13条1項)57。

情報公開委員会は30日以内に審査を終えるものとされるが、必要がある場合は、当該期間を延長することができる。ただし、その理由は特定しなければならず、かつ、審査期間は合計で60日を超えることはできないとされる(情報公開法13条2項)。

また、上記訴えに対して情報公開委員会が判断を下した場合、その判断を受領した者は、 当該判断を受領してから 15 日以内に、情報公開委員会を通じて、情報公開審査会(the Information Disclosure Tribunals)に対して不服申立て(appeal)をすることができる(情報公開法 18条)。情報公開委員会に対して不服申立てがなされた場合には、情報公開委員会は、申立てを受領してから 7 日以内に、情報公開審査委員会への回付を検討しなければならない(情報公開法 37条 1 項)。

回付を受けた情報公開審査委員会は、30 日以内に審査を終えるものとされるが、必要がある場合には、理由を特定した上で、60 日を限度として審査期間を延長できる(情報公開法 37 条 3 項、13 条 2 項)。

b. 公開禁止命令または公開反対要請の却下命令に対する不服申立て

公務員が、情報公開法 14 条もしくは 15 条に基づく公開禁止命令、または、情報公開法 17 定に基づく公開反対要請の却下命令を発出した場合には、当該人は、当該命令を受領してから 15 日以内に、情報公開委員会を通じて、情報公開審査委員会(the Information Disclosure Tribunals) に対して不服申立てをすることができる(情報公開法 18 条)。

情報公開委員会は、不服申立てを受領してから7日以内に、情報公開審査委員会に回付しなければならない(情報公開法37条1項)。情報公開審査委員会における審判は30日以内に終了するものとされるが、例外的に60日まで延長することができる(情報公開法37条3項、13条2項)。

(3) 行政罰(および行政上の強制執行)

行政手続法には、行政行為の執行手段として、次のとおり行政罰に関する規定がある⁵⁸。 行政行為により作為または不作為を求められた者がそれに違反した場合、公務員は次の 行政上の執行手段を取ることができる(行政手続法 58 条 1 項)。

● 公務員は自らまたは他の者に授権することにより、執行手段を取ることができる。行政行為の名宛人は必要とされた費用を負担し、かつ、当該費用に年利 25%を乗じた追加費用を支払うものとする(行政手続法 58 条 1 項 1 号)。

⁵⁷ これらの命令がある限り、行政庁にその命令の再考を期待することができないためであるとされる(鈴木・前掲注 47)85 頁)。

⁵⁸ ただし、その具体的な内容は、後述のとおり、①民事執行における代替執行と同様に、義務の不履行に対して、第三者に代わりに当該義務を履行させ、その費用を義務者に請求する制度(代執行)、または②民事執行における間接強制と同様に、義務の不履行に対して、一定額の過料を課すことを通告して間接的に義務の履行を促し、なお義務を履行しないときに、これを強制的に徴収する制度(執行罰)であるため、講学的には、行政罰ではなく、行政的執行に分類されるべきである(塩野宏『行政法 I 行政法総論[第六版]』243頁(有斐閣,2015年))。

● 日額 2 万バーツを超えない範囲で合理的な金額の行政罰を課すことができる(行政 手続法 58 条 1 項 2 号)。

行政罰を定める権限を有する公務員は、省令 (ministerial regulation) によって指定される (行政手続法 58 条 2 項) ⁵⁹。

犯罪行為を防止するためまたは公益を保護するために、緊急の措置が必要である場合には、公務員は、作為または不作為を求める行政行為を発することなく執行手段を取ることができる。ただし、正当な理由があり、かつ、当該公務員の権限の範囲内である場合に限られる(行政手続法 58 条 3 項)。

行政手続法 58 条の執行手段を取るに先立ち、公務員は関係者に対し、合理的な期間内に、 作為または不作為を命じる行政行為を遵守する旨を要求する書面をもって通知しなければ ならない。その通知は、当該行政行為と同時になされるものとする(行政手続法 59 条 1 項)。 当該通知には、以下の事項が記載される(行政手続法 59 条 2 項)。

- とられる行政執行手段。ただし、同時に複数の執行手段を記載することは禁止される (行政手続法 59 条 2 項 1 号)。
- 公務員もしくはその授権を受けた者が当該執行手段を取るに当たり要する費用の金額または行政罰の金額(行政手続法 59 条 2 項 2 号)。

ただし、公務員が実際に負担した費用が通知に記載された金額を上回った場合は、上記通知に記載された金額を超えて追加費用を支払うことは妨げられないとされる(行政手続法59条3項)。

公務員は、行政手続法 59 条により通知に記載された行政執行手段のみをとらなければならない。当該記載された手段では目的を達成できない場合のみ手段を変更することができる(行政手続法 60 条 1 項)。行政行為の名宛人が行政執行に抵抗または妨害する場合には、公務員は執行のために合理的な範囲内で有形力を行使することができる。必要な場合には、公務員は警察官の助力を求めることができる(行政手続法 60 条 2 項)。

行政罰が支払われない場合には、公務員は、行政手続法 57 条に定める財産の差押・競売の手続を取るものとされている(行政手続法 61 条)。

また、行政執行の対象者は、当該執行について不服申立てをすることができるとされ、要件および手続は、行政手続法上の行政行為に対する不服申立手続によるものとされている (行政手続法 62条)。

行政執行の手段としての行政罰のほかには、行政罰について通則的に定める法令は存在 しない。

53

⁵⁹ 行政手続法 6 条および 58 条に基づいて、仏暦 2539 年行政手続法に基づく仏暦 2542 年 (1999 年) 省令 第 10 号 (the Ministerial Regulation (No. 10), B.E. 2542 (1999) issued under the Administrative Procedure Act, B.E. 2539 (1996) as amended) が発せられている。同省令においては、大臣および法律に基づく委員会は、行政行為への違反に対して 20,000 バーツを超えない金額までの行政罰を課すことができ、それ以外の公務員は、指定された領域においてより低額の行政罰を課すことができるとされている。

(4) 行政調査

1) 行政手続法上の行政調査

行政手続法には、行政過程において、公務員に一定の調査権限を認める旨の規定がある。 公務員は、事実を認定するために適切と考える証拠を、適切な審査の上、利用しなければ ならない。行政手続法上、公務員には次の権限が認められる(行政手続法 29 条 1 項)。

- 関連証拠を集める(行政手続法29条1項1号)。
- 関係当事者から証拠、説明もしくは意見を聴取し、または、関係当事者から申請された証人もしくは専門家証人から意見を聴取する。ただし、不必要、過剰または遅延をもたらすと公務員が判断した場合は、その限りではない(行政手続法29条1項2号)。
- 関係当事者、証人または専門家証人に対し、事実または意見を求める(行政手続法 29 条1項3号)。
- 関連文書について、保持者に対し提出を求める(行政手続法29条1項4号)。
- 現場検証を行う(行政手続法29条1項5号)。

関連当事者は、事案の事実の認定について協力しなければならず、かつ、自らが知っている証人および証拠を公務員に知らせなければならないとされる(行政手続法 29 条 2 項)。 また、公務員から供述または意見を求められた承認または専門家は、省令に定める要件および手続に基づき報酬を得る権利を有するとされる(行政手続法 29 条 3 項)。

2) 個別の法律における行政調査

a. 歳入法

行政手続法以外の個別の法律においても、監督官庁による調査に関する規定が設けられている例があり、その一つが歳入法 (the Revenue Code) ⁶⁰である。

歳入法においては、査定官 (assessment officer) が税務申告において虚偽または不正確な報告がなされたと思料する場合には、当該査定官は、調査のために、当該申告を行った者および証人の出頭を命じる召喚状を発し、および、それらの者に会計帳簿、書類または関連するその他の記録を調査のために提出するよう命じる権限を有するとされる(歳入法 19条) ⁶¹。また、査定官は、事業者が付加価値税 (VAT) に関する規定を遵守しているかどうかを調

⁶⁰ THAI CONTRACTS, Revenue Code(https://www.thailandlawonline.com/table-of-contents/thailand-tax-law-revenue-code,2018年3月7日最終閲覧)。

⁶¹ 歳入法 19 条によれば、召喚状の送達から少なくとも7日間の猶予が与えられなければならないとされている。また、召喚状は、税務申告が法定の期限までになされたか否かを問わず、当該税務申告から2年以内または大臣もしくは歳入局長(Director-General)が延期した期限までのいずれか遅いときまでに発付されなければならないとされる。ただし、申告を行った者の脱税の意図について書面による証拠があるかもしくはそのように疑うべき理由がある場合、または、租税の還付の目的のために必要である場合には、歳入局長は召喚状を発付する期限を延期することができるが、その場合であっても、税務申告から5年を超えてはならないとされる。また、還付の場合には、還付を求める権利を行使できる期限を超えてはならないとされる。

査するために、当該事業者が付加価値税の登録事業者であるか否かを問わず、当該事業者の 事業所またはその他の関連する場所に、日の出から日没までの問または営業時間中、立ち入 る権限を有するとされている。更に査定官は、上記目的のために、事業者または当該場所に 所在する者に対し、様々な関連書類の調査のために必要な行為を命じることができ、および、 調査のために当該書類を差し押さえることができるとされている(歳入法 88/3 条)。

b. 建物管理法

建物管理法 (the Building Control Act, B.E. 2522 (1979) as amended) ⁶²においては、次のとおり地方担当公務員に一定の調査権限が定められている。

使用管理の対象となる建物⁶³の建設、改造、取壊しについて許可を取得したとき、または建物管理法 39/2 条に基づく届出を行った者が当該行為を終えたときは、地方担当公務員が定めた書式に従い、書面で地方担当公務員にそれらを通知するものとされ、それに対し、地方担当公務員は、当該通知のあった日から 30 日以内に、当該建築物の建設、改造または取壊しについて検査するとされている(建物管理法 32 条 2 項)。地方担当公務員は、当該検査の結果、当該建築物の建設、改造、取壊しが、上記許可または届出に従って正しく行われたと判断すれば、許可の取得者または届出を行った者に対して証明書を交付し、当該建築物を当該許可または届出に従って使用させる。ただし、地方担当公務員が上記通知を受け取ってから 30 日以内に検査を行わなかった場合には、当該建築物の所有者または占有者は、上記許可または届出に記載された活動のために当該建築物を使用し、または、その他の者に使用させることができるとされている(建物管理法 32 条 4 項)。

また、一定の類型の建築物⁶⁴の所有者は、省令で定めた原則、方法、要件に従って、エンジニア職または建築職の検査人に、建築物の状態、建築物の構造、電気システムおよび照明、火災警報、防止および消火システム、混乱時の危険防止、換気システム、排水システム、廃水処理システム、機械システム、または健康、生命、身体もしくは財産への危険の防止に必要なその他のシステムに関する諸設備を検査させなければならず、かつ、地方担当公務員に検査結果を報告しなければならない(建物管理法 32/2 条 1 項)。地方担当公務員は、46 条または 46/2 条に基づく建築物の検査もしくは実施の証明書を発行するために、遅滞なく、上記の建築物検査結果を審査するものとされている(建物管理法 32/2 条 2 項)。

c. 国家環境保全推進法

国家環境保全推進法(the Enhancement and Conservation of National Environment Quality Act, B.E. 2535 (1992) as amended) ⁶⁵においては、その施行のために、汚染管理官は、排水浄化装

62 日本語訳として、日本貿易振興機構 (JETRO) 「建築物管理法令」

(https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/business/regulations/pdf/corporate_1979.pdf, 2018 年 3 月 4 日最終閲覧)。

⁶³ 建物管理法32条1項には、①倉庫、ホテル、コンドミニアムまたは病院として使用される建築物、②商業、工業、教育、保健またはその他の事業のために使用する建築物が規定されている。

⁶⁴ 建物管理法 32/2 条 1 項には、①高層建築物、特別大規模建築物、②集会建築物、③省令で定めた建築物が規定されている。

⁶⁵ 日本語訳として、環境省「<資料編>参考資料 1 1992 年国家環境保全推進法」 (https://www.env.go.jp/earth/coop/oemjc/thai/j/thaij3.pdf, 2018 年 3 月 4 日最終閲覧)。

置、汚染物処理装置、汚染空気浄化装置または付属設備および各種用具の操作状況を検査するため、汚染空気またはその他汚染物の排出管理のため、ならびに装置または付属設備および上記の用具の操作に関する詳細記録、統計またはデータを検査するため、あるいは本法に違反していると疑うべき理由がある場合、如何なる者の建物、工場または汚染源のある場所および地域、排水浄化装置または汚染物処理装置に、日の出から日没までの問または営業時間中、立ち入る権限を有するとされている(国家環境保全推進法 82 条 1 号)。

d. 危険物質法

危険物質法(the Hazardous Substances Act, B.E. 2535 (1992)) ⁶⁶においては、公務員に、危険物質、危険物質容器、帳簿、書類、その他危険物質に関する物品を調べるため、危険物質に関する事業所、危険物質製造所、危険物質保管所または当該場所と思われる場所に、日照時間内または当該場所の営業時間内に立ち入る権限や、危険物質を積載した輸送機械に立ち入る権限が認められている(危険物質法 54 条 1 号)。

(5) 行政計画

行政手続法等には行政計画に関する規定はなく、そのほかにも行政計画を通則的に規律 する法令は存在しない。

(6) 行政契約

行政手続法には行政契約に関する規定はない。

一方で行政裁判所法には行政契約に関する規定があり、行政契約に関する紛争は行政裁判所で審理されるものとされている(行政裁判所法9条1項4号)。

行政裁判所法において「行政契約」(administrative contract)は次のとおり定義される(行政裁判所法3条)。

● 契約当事者の一方が行政庁または国家の代理権を持つ者で、契約の性質が、利権契約、 公共利権契約、公益事業契約または天然資源採掘契約であるもの。

このような定義の関係上、行政庁が私人との間で締結する契約のうち行政裁判所法上の「行政契約」に該当するものは一部に過ぎず、「行政契約」に該当しない契約については、行政裁判所法 9 条 1 項の他の要件に該当しない限り、行政裁判所ではなく司法裁判所が管轄を有することになる⁶⁷。

行政裁判所法における規定のほかには、行政契約を通則的に規律する法令は存在しない。

⁶⁶ 日本語訳として、日本貿易振興機構(JETRO)「危険物質管理法」

⁽https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/business/regulations/pdf/corporate_006.pdf, 2018年3月4日最終閲覧)。

⁶⁷ 鈴木・前掲注 47) 99-103 頁。

(7) 行政指導

行政手続法等には行政指導に関する規定はなく、そのほかにも行政指導を通則的に規律 する法令は存在しない。

2.3.3 行政不服審査に関する法制度

(1) 行政手続法上の不服申立手続の概要

行政行為に対する不服申立手続は、行政手続法に規定がなされており、個別の法律において別途不服申立制度が設けられていない場合は、行政手続法に基づいて処分庁に対する不服申立てを行うことができる。

不服申立ての対象となる行政行為は、大臣が発出したものではない行政行為であり、かつ、特別の不服申立手続を記載した法律がないものである。このような行政行為について、関係当事者は、その処分庁に対して不服申立てをすることができる(行政手続法 44 条 1 項)。 不服申立期間は、行政行為の通知を受けてから 15 日間である(行政手続法 44 条 1 項)。 なお、不服申立てまたは争訟を提起することができる行政行為には、不服申立てまたは争訟を提起できる条件およびその不服申立期間が、行政行為において特定されていなければならない(行政手続法 40 条 1 項)。そのような規定に違反があった場合は、関係当事者が当該規則について通知を受けた日から新たな不服申立期間が開始される。そのような通知もなされず、かつ、本来の不服申立期間が 1 年未満である場合は、不服申立期間は、行政行為の通知を受けてから 1 年間とされる(行政手続法 40 条 2 項)。

不服申立てを行うことができる関係当事者とは、申請者もしくは申請を争っている者、行政行為の対象となっているか今後対象となる者、または、行政行為によって自らの権利が影響を受けるために行政過程に参加している者をいう(行政手続法 5条)。

不服申立ては、書面によって、争う理由、事実および根拠法令を明記して行わなければならない(行政手続法 44 条 2 項)。なお、執行停止命令が出ていない限りは、不服申立てには行政行為の執行を停止する効果はない(行政手続法 44 条 3 項)。

処分庁は、不服申立受領後30日以内に、不服申立てについて判断し、その結果を申立人に伝えなければならない。処分庁が不服申立ての全部または一部について同意する場合には、上記30日以内に、行政行為に変更を加えなければならない(行政手続法45条1項)。

また、処分庁が不服申立ての全部または一部について同意しない場合は、その理由および意見を、当該不服申立てについて判断する権限を有する上位者に、上記 30 日以内に報告しなければならない。当該上位者は、当該報告を受領してから 30 日以内に判断をしなければならないが、必要があって当該期間内に判断を出すことができない場合には、その旨を不服申立人に書面で通知し、更に 30 日間を限度として期間を延長することができる(行政手続法 45 条 2 項)。当該上位者は省令で定められる(行政手続法 45 条 3 項)。

不服申立てを判断するにあたり、処分庁は、行政行為を事実、法律、妥当性の観点から見直して、当初の行政行為の取消しまたは変更を命じることができる。当該命令は、いかなる変更も行うことができ、例えば、負担を重くすることも軽くすることもでき、行政行為の妥当性の観点から裁量を行使することができ、また、いかなる条件を付すこともできる(行政手続法 46条)。

なお、行政手続法上の不服申立ての年間処理件数等の統計資料は公表されていない。

(2) 個別法における行政不服審査の概要

個別法において行政不服審査が定められている例としては、情報公開法における不服申立手続のほかにも、歳入法(the Revenue Code)およびその下位の法律、建物管理法(the Building Control Act, B.E. 2522 (1979) as amended)、工場法(the Factory Act, B.E. 2535 (1992))、証券取引法(the Securities and Exchange Act, B.E. 2535 (1992) as amended)等が挙げられる。以下では、タイの証券取引委員会(the Securities and Exchange Commission。以下「SEC」という。)等による不利益処分に対して、個別法において定められている不服申立手続について説明する(図 2-8)⁶⁸。

- 証券取引法等における許認可を受けた者は、法律上定められた要件を具備している ことが求められるが、SEC事務局(Office of SEC)等の監督官庁は、上記許認可を有 する者が要件を満たさなくなったと判断する場合には、是正命令、または、行政罰、 許認可の停止もしくは取消しを含む行政行為を発することができる。
- 証券取引法、退職金積立基金法(the Provident Fund Act, B.E. 2530 (1987))、証券化のための特別目的法人に関する緊急勅令(the Royal Enactment on Special Purpose Juristic Persons for Securitization, B.E. 2540 (1997))に基づいて SEC 事務局が発した行政行為によって影響を受ける者は、当該行政行為に対し、次のような不服申立てをすることができる。
 - ✓ 当該行政行為の通知を受けた日から15日以内に、SEC事務局に対し、不服申立てを行うことができる。
 - ✓ SEC 事務局は、不服申立てを受けてから 30 日以内に、審理結果を不服申立人に 伝えなければならない。
 - ✓ SEC 事務局が不服申立てを認める場合は、行政行為を取り消しまたは変更しなければならない。一方で、不服申立てを認めない場合は、SEC 委員会(SEC Board)に対して事件を付託しなければならない。
 - ✓ 不服申立人が、SEC 委員会の判断に対しても不服がある場合は、SEC 委員会の 判断を知るかまたは知り得べき日から 90 日以内に、行政裁判所に対して訴えを 提起することができる。
- SEC 事務局または行政審査委員会(Administrative Panel)が行った行政行為に対して は、それによって影響を受ける者は、次のような不服申立てをすることができる。
 - ✓ 当該行政行為が先物売買契約法 (the Derivative Act, B.E. 2546 (2003)) ⁶⁹に基づく 場合は、その通知を受けた日から 15 日以内に、SEC 委員会に対し、不服申立て をすることができる。
 - ✓ 当該行政行為が、資本市場取引のための信託に関する法律 (the Trust for

⁶⁸ タイ証券取引委員会(The Securities and Exchange Commission, Thailand), Administrative Sanction(http://www.sec.or.th/EN/Enforcement/Pages/AdministrativeSanction.aspx,2018 年 3 月 5 日最終閲覧)。

⁶⁹ 日本貿易振興機構(JETRO)「先物売買契約法」

⁽https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/business/regulations/pdf/corporate_029.pdf,2018 年 3 月 5 日最終閲覧)。

- Transactions in the Capital Market, B.E. 2550 (2007))に基づく場合は、その通知を受けた日から 30 日以内に、SEC 委員会に対し、不服申立てをすることができる。
- ✓ 不服申立人が、SEC 委員会の判断に対しても不服がある場合は、SEC 委員会の 判断を知るかまたは知り得べき日から 90 日以内に、行政裁判所に対して訴えを 提起することができる。
- SEC 委員会または財務大臣 (Finance Minister) が行った行政行為に対しては、それによって影響を受ける者は、次のような不服申立てをすることができる。
 - ✓ 不服申立人が、SEC委員会または財務大臣の判断に対しても不服がある場合は、 当該判断を知るかまたは知り得べき日から90日以内に、行政裁判所に対して訴 えを提起することができる。

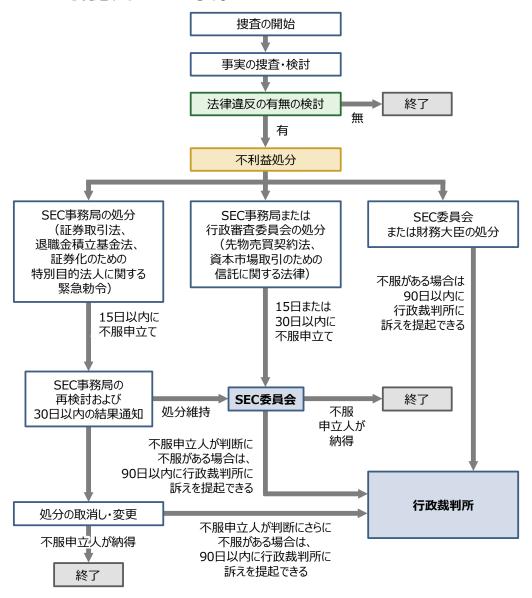


図 2-8 証券取引法等における不利益処分に対する不服申立て

出所)The Securities and Exchange Commission, Thailand WEB サイト

(http://www.sec.or.th/EN/Enforcement/Documents/admin_chart_en.pdf, 2018年3月17日取得) に基づき 三菱総合研究所にて作成

2.3.4 行政訴訟に関する法制度

(1)組織の概要

1) 行政裁判所

タイの裁判制度は以下の4つの裁判所体系から構成される。

- 憲法裁判所(the Constitutional Court)
- 司法裁判所 (the Court of Justice)
- 行政裁判所(the Administrative Court)
- 軍事裁判所(the Military Court)

このうち、行政裁判所は、1999年の行政裁判所法により、司法裁判所が管轄を有する民事および刑事の司法制度とは独立に、行政事件について管轄を有する裁判所体系として設置された。なお、タイには司法裁判所の系列に属する専門裁判所として、①少年家族裁判所、②労働裁判所、③租税裁判所、④知的財産・国際取引裁判所、⑤破産裁判所が設置されており、これらは行政裁判所とは別体系の裁判所となる70。

タイの行政裁判所は二審制を採用しており、①最高行政裁判所 (the Supreme Administrative Court)、②初審行政裁判所 (the Administrative Courts of First Instance) から構成される。初審行政裁判所は、更に、(i)中央行政裁判所(the Central Administrative Court)と(ii)地方行政裁判所(Regional Administrative Courts)に分類される(行政裁判所法 7条)。

地方行政裁判所は、最高行政裁判所の専属管轄であるものを除き、全ての行政事件について管轄を有する(行政裁判所法 10条)。なお、中央行政裁判所はバンコクおよび近隣 7 県について管轄を有するほか、地方行政裁判所が設置されていない地方についても管轄を有するとされる(行政裁判所法 8条)。

最高行政裁判所は、以下の4類型の事件について、専属管轄を有する(行政裁判所法11条)。

- 準司法機関の決定に関する紛争。準司法機関は、最高行政裁判所裁判官の総会によって指定される(行政裁判所法 11 条 1 号)。
- 勅令または内閣が発出しもしくはそれにより承認された省令の適法性に関する紛争 (行政裁判所法 11 条 2 号)。
- 法律により最高行政裁判所の管轄に服すると規定された事件(行政裁判所法 11 条 3 号)。
- 初審行政裁判所の決定または命令に対して上訴がなされた事件(行政裁判所法 11条 4号)。

2) 処理件数

行政裁判所の運用が開始された 2001 年から 2016 年 12 月 31 日までの間に、125,760 件の

⁷⁰ 税務訴訟は行政裁判所の管轄外となっているので、注意が必要である。

行政訴訟が行政裁判所に提起され、そのうち 105,180 件 (83.64%) が審理済みであり、20,580 件 (16.36%) が未処理となっている。

上記 125,760 件のうち 90,873 件が初審行政裁判所に提起されており 71 、34,887 件が最高行政裁判所に提起されている 72 。

2016年には、12,842件の行政訴訟が審理されている。これは、2001年の行政裁判所の運用開始からの年間処理件数の平均である8,735件と比較して、かなり多くなっている。最高行政裁判所の2016年における年間処理件数は4,102件であり、2001年の行政裁判所の運用開始からの年間処理件数の平均である2,122件と比較して2倍近くになっている73。

(2) 行政訴訟の審理手続

1) 行政訴訟の類型

行政裁判所が管轄を有する紛争の類型は、次の6種類である(行政裁判所法9条)。

- 行政庁または公務員の違法行為に関する紛争を含む事件(行政裁判所法9条1号)
- 行政庁または公務員が法律上求められる公的な義務の履行を懈怠しまたは著しく遅滞させたことに関する紛争を含む事件(行政裁判所法9条2号)
- 行政庁または公務員が、法令に基づく公権力の行使、または、法律上求められる公的な義務の履行を懈怠しもしくは著しく遅滞させたことに起因する不当な行為またはその他の義務に関する紛争を含む事件⁷⁴ (行政裁判所法9条3号)
- 行政契約に関する紛争を含む事件(行政裁判所法9条4号)
- 行政庁または公務員が作為または不作為を他人にさせるに際し、法律により行政裁判所の判断に委ねるべきことを規定している事件(行政裁判所法9条5号)
- 法律が行政裁判所の管轄と特に規定している事件(行政裁判所法9条6号)

また、行政裁判所が行うことができる判決の類型は、次の5種類である(行政裁判所法72条)。

- 取消命令または行政庁による行為の全部もしくは一部の禁止(行政裁判所法 72 条 1 項 1 号)
- 行政庁に対する作為の命令(行政裁判所法72条1項2号)
- 金銭等支払命令(行政裁判所法72条1項3号)
- 権利または義務の確認命令(行政裁判所法72条1項4号)

 $^{^{71}}$ 初審行政裁判所に提起された 90,873 件のうち、79,577 件(87.57%)は終了しており、11,296 件(12.43%)が未終了である。

⁷² 最高行政裁判所に提起された 34,887 件のうち、25,603 件(73.39%)は終了しており、9,284 件(26.60%)が未終了である。

⁷³ タイ行政裁判所(The Administrative Court of Thailand), Administrative Court News

⁽http://www.admincourt.go.th/admincourt/upload/webcmsen/Publication_300317_104143.pdf, 2018年3月7日最終閲覧)。

 $^{^{74}}$ 違法な行為ではなく、適法な行為によって生じる利害を調整するものと考えられる(鈴木・前掲注 47)52 頁)。

● 私人に対する作為または不作為の命令(行政裁判所法72条1項5号)

このように、タイの行政裁判所法において取り扱われる行政訴訟の類型は、日本の行政事件訴訟法よりもかなり広範であるということができる。

2) 行政訴訟の訴訟要件

a. 原告適格

行政訴訟の原告適格は、次の者について認められている。

- 行政庁もしくは公務員の行為もしくは不作為により必然的に権利侵害を受けたか損害を被った者、または、権利侵害を受けるか損害を被ることが不可避である者(行政裁判所法 42 条 1 項)
- 行政契約またはその他の行政裁判所法 9 条の類型に該当する事件に関連して紛争と なっている者(行政裁判所法 42 条 1 項)

これらの者が行政訴訟を提起することができるのは、権利侵害もしくは損害の回復または紛争の終了のために行政裁判所法 72 条に定める判決が必要である場合に限られるものとされている(行政裁判所法 42 条 1 項)。これは、具体的な紛争について訴えの利益があることを求めるものと考えられる 75 。

また、日本とは異なる制度として、オンブズマンに原告適格が付与されている点が挙げられる⁷⁶。オンブズマンとは公務員の公正な活動をチェックする地位であって、主に、政治家、政府公務員および地方公務員の倫理的な活動を監督し、行政庁が遵守すべき倫理規範(the Code of Ehics)を策定し、更に、憲法を遵守するよう勧告を発すること等の活動を行っている⁷⁷。行政裁判所法においては、オンブズマンは、行政庁もしくは公務員が出した勅令以下の法令またはその行為が違憲であると考える場合には、行政裁判所に対して訴訟を提起することができるとされている(行政裁判所法 43条)。

なお、当事者は代理人を選任することもでき、また、本人訴訟も認められている点は、日本と同じである(行政裁判所法 45 条 5 項)。

b. 処分性

タイの行政訴訟においては、対象が行政行為であることを要しない訴訟類型が多数存在 しており(1)参照)、処分性はそれほど問題とならない⁷⁸。

_

⁷⁵ 鈴木・前掲注 47)41 頁。

⁷⁶ インドネシアオンブズマン法(Republik Indonesia. Law (UU) No. 37 of 2008 on Ombudsman of the Republic of Indonesia)(http://www.hukumonline.com/pusatdata/detail/28453/node/1011/undangundang-nomor-37-tahun-2008, 2018 年 3 月 27 日最終閲覧)。

⁷⁷ タイオンブズマン事務局(Office of the Ombusman Thailand), The Emergence of Ombusman in Thailand(http://www.ombudsman.go.th/10/eng/2_1.asp,2018 年 3 月 17 日最終閲覧)。

⁷⁸ 鈴木・前掲注 47)5 頁。

c. 出訴期間

タイの行政訴訟における出訴期間は、原則として、請求原因の発生を知った日または知り 得べき日から起算して 90 日とされている。また、行政庁に対して法律上の義務を履行する よう申請したが、当該申請を行った日から起算して 90 日の期間内に行政庁が何らの説明書 面も送付しないか、または、送付してきてもその内容が不合理と原告が思料する場合には、 別途の法律で規定しているときを除き、上記の 90 日の期間が経過した日から起算して更に 90 日とされる(行政裁判所法 49 条)。

行政行為を発する者は、当該行政行為において、訴訟手続とその出訴期間を特定しなければならない(行政裁判所法 50 条 1 項)。当該義務が遵守されない場合には、行政行為を発した者は、遅滞なく、訴訟手続とその出訴期間を記載した文書を名宛人に通知しなければならない。この場合、出訴期間の計算は、新たに出された通知の日から改めて起算される(行政裁判所法 50 条 2 項)。

上記の通知もせずにいる場合には、(訴訟手続または出訴期間について記載のない)行政 行為が出た日から1年間が出訴期間となる(行政裁判所法50条3項)。

行政裁判所法9条1項3号(損失補償を求める行政訴訟)または4号(行政契約について争う行政訴訟)における出訴期間は、請求原因を知った日または知り得べき日から1年だが、当該期間は当該請求原因の日から起算して10年を超えてはならないとされる(行政裁判所法51条)。

公共の利益の保護に関する行政事件または個人の地位に関係する行政事件については、 何時でも訴訟提起できる(行政裁判所法 52 条 1 項)。

また、出訴期間が過ぎた場合であっても、行政裁判所が、当該事件が公益性を有すると考えるか、または、必要な訴訟であると考えるときは、自らの判断または当事者の申請により、事件を受け付けて審理・判断することができるとされている(行政裁判所法 52 条 2 項)。

d. 不服申立前置主義

タイにおいて不服申立前置主義は一般的には採用されていない。

ただし、個別の法律で別途の行政救済手続を規定している場合は、その手続を経て裁決が出た後か、または、法定の期間内もしくは合理的な期間内に裁決がなされなかった時点以降でなければ行政訴訟を提起できないとされている(行政裁判所法 42 条 2 項)。このように個別の法律によって不服申立制度が設けられている場合に限っては、不服申立前置主義が採用されることになる。

不服申立制度が設けられている例としては、前記2.3.3(2)において述べたとおりである。

3) 行政訴訟の審理手続

a. 審理手続の概要

タイの行政裁判所の審理手続は、職権探知主義を採用する等、日本における行政事件訴訟

の審理手続とは大きく異なる。その概要は次のとおりである79。

行政訴訟の管轄裁判所は、原告の住所地または請求原因の発生地を管轄する行政裁判所である(行政裁判所法 47条)。

原告から訴状および証拠の提出を受けた裁判所は、被告に訴状および証拠の写しを送付し、被告がそれらを受領した日から 30 日以内または行政裁判所が指定した日までに答弁書を提出させる。被告が当該期限内に行政裁判所に対して答弁書を提出しない場合、原告が主張する事実関係および主張を認めたものとみなされる。

タイの行政裁判所では職権探知主義が採用されており、当事者から提出される証拠に限定されず、行政裁判所自ら事実の取調べを行うことができる(行政裁判所法 55 条 3 項)。 行政裁判所による事実の取調べのために、裁判体が担当裁判官を指名することもできる。

そのような担当裁判官には次のような権限が認められている(行政裁判所法 61条1項)。

- 行政庁または公務員に対して、その義務の履行に関連して書面による意見または供述を提出するよう求める命令を発する(行政裁判所法 61 条 1 項 1 号)。
- 行政庁または公務員に対して、証拠物、書類もしくはその他の関連証拠の提出を求め、 特定事項に関する意見を求め、または、当該行政庁の担当者もしくは公務員に説明ま たは供述をさせるために、当該担当者または公務員を出頭させるよう求める命令を 発する(行政裁判所法 61 条 1 項 2 号)。
- 当事者に対して、供述または証拠を提出するよう求める命令を発する(行政裁判所法 61 条 1 項 3 号)。
- 関係者に対して、供述または証拠を提出するよう求める命令を発する(行政裁判所法 61 条 1 項 4 号)。
- 最高行政裁判所裁判官の総会において定められた規則に従って、判決の言渡しに至っていない事件について取り調べ、または、命令を発する(行政裁判所法 61 条 1 項 5 号)。

b. 上訴

初審行政裁判所の判決または決定に不服である当事者は、最高行政裁判所に上訴することができる⁸⁰。

上訴の申立ては、判決または決定の日から30日以内に、その当該判決または決定を行った初審裁判所に対してなされる。上記期間内に上訴がなされなかった場合は、当該判決または決定が確定する(行政裁判所法73条)。

最高行政裁判所は、初審行政裁判所の判決または決定を却下し、確認し、差し戻し、修正する権限を有するとされる。判決または決定を却下した場合、最高行政裁判所は、初審行政裁判所に対し、新しい判決または決定を下すよう求めることができる。また、最高行政裁判所は、事案の全部または一部を再審理して、新たに自ら判決または命令を下すことができる。

(http://www.admincourt.go.th/admincourt/site/?lang=en&page=01howtoappeal, 2018年3月7日最終閲覧)。

⁷⁹ タイ行政裁判所(The Administrative Court of Thailand), The Administrative Court

⁽http://admincourt.go.th/admincourt/upload/webcmsen/Publication/Publication_020816_112137.pdf, 2018 年 3 月 6 日最終閲覧)。

⁸⁰ タイ行政裁判所(The Administrative Court of Thailand), How to appeal

最高行政裁判所が、上訴における事実または法律上の問題が重要でなく、判断を下すのが 不適切であると考える場合には、最高行政裁判所は上訴を棄却することができる(行政裁判 所法 73 条 3 項)。

最高行政裁判所の判決または決定が、確定判断となる(行政裁判所法73条4項)。

2.4 インドネシアの行政通則法制度の整備状況81

インドネシアでは、行政手続および行政不服審査に関する通則法として、2014 年に、行政に関する法律 2014 年 30 号(the Law No. 30 of 2014 on Government Administration)が制定されている(以下、本節において「行政法」という。)。

また、情報公開手続については、2008年に情報公開法(the Law No. 14 of 2008 on Public Information Openness)が制定されている。

行政訴訟については、2009年に行政裁判所法 (the Law No. 51 of 2009 on State Administrative Court) が制定されており、行政裁判所にて審理される。なお、インドネシアでは、不服申立前置主義が採用されており、行政訴訟を提起する前に行政上の不服申立てを行う必要がある(行政法 76条3項)。

その他、様々な個別の法令においてもインドネシアの行政制度が規律されている。

2.4.1 行政通則法制度を所管する行政機関

行政法の施行との関係で、行政機関を強化し、発展させる任務を負う2つの機関がある。一つは、行政法1条25号に基づく、行政法を直接所管する機関である行政・官僚改革省(Menteri Pendayagunaan Aparatur Negara dan Reformasi Birokrasi/Menpan-RB)である。もう一つが、行政法79条1項に基づき、行政・官僚改革省とともに行政の管理・改善の役割を担う内務省(Menteri Dalam Negeri/Mendagri)である。

これらの省庁により実行される行政手続に関する強化・発展の任務には、以下のものが含まれる。

- 行政法の施行に関する監督
- 行政法の施行の統括
- 行政手続に関する概念の整備
- 「良い行政」の促進
- 行政活動における説明責任の向上
- 行政機関または公務員による権限の濫用からの個人または社会的権利の保護
- 行政機関または公務員の決定または行動過程における権限の濫用の防止

行政法におけるこれらの強化および発展に関する規定は、一般的なものにとどまっており、十分とはいえない。この点が、実施機関、関係当事者、履行されるべき役割および仕組みに関する指導および監督が詳細に規定されている公的サービスの提供について定めた法律 2009 年 25 号(公的サービス法)とは異なっている。

-

⁸¹ 本節の執筆にあたっては、以下の文献を参照している。

¹⁾ インドネシア共和国最高裁判所(Mahkamah Agung RI.)『最高裁判所年次報告書 2017 年(*Laporan Tahunan Mahkamah Agung RI 2017*)』(2018 年 3 月)

²⁾ Yasin, Muhammad, Laode Rudita, Sad Dian Utomo, Maya Rostanty, Muhammad Imam Alfie Syarien, and Nidaan Khafian 『注釈 行政に関する法律(Anotasi Undang-Undang No. 30 Tahun 2014 Tentang Administrasi Pemerintahan)』(インドネシア大学ガバナンス・行政改革研究所(Universitas Indonesia Center For Study of Governance and Administrative Reform: UI-CSGAR),2017)。

³⁾ Arfan Faiz Muhlizi, *Reformulasi Diskresi dalam Penataan Hukum Administrasi*, Jurnal RechtsVinding, Vol. 1 No. 1, April 2012, hlm. 93-111 (2012).

行政法によって導入された上記のような根本的な変化、とりわけ以下で述べる認容推定の原則の導入や、決定根拠の明示義務については、実施に際しての指導と監督が不可欠と考えられる。そこで、行政の強化と発展を担当する2つの機関(行政・官僚改革省と内務省)に対しては、その概念や具体的な戦略に関して、誰が、いつ、何を行うのかを含めた監督体制を設計し、実施することが期待されている。

2.4.2 行政手続に関する法制度

(1) 行政法の概要

行政法は、①公共サービスの提供により、国民の基本的権利を保護すること、②予算の割り振りを行うことを目的として制定された。また、行政法は、質の高い公共政策の策定に向けて、国民参加の促進や、行政機関の能力の強化も目的としており、社会正義の実現のためのより良い統治モデルを提示している。

行政法は、行政に携わる公務員の権利と義務、行政の権限、裁量、行政の組織、行政手続、 行政の決定、行政上の救済、行政の強化と発展、および行政罰の基準および手続を規定して いる。

行政法において特筆すべき内容は以下の4点である。

認容推定の原則の導入

第一は、認容推定(positive fictive)の原則という、国民と行政機関との関係およびコミュニケーションに関する新たな概念の導入である。この原則は、国民が行政機関に対して決定または行動を求めたにもかかわらず、行政機関が一定期間応答しなかった場合には、国民の要求は認容されたとみなすというものである。

行政法の制定以前には、拒絶推定 (negative fictive) の原則が採用されていた。拒絶推定の原則は、国民が行政機関の決定または行動に対して訴えを提起した場合に、行政機関からの応答がなかったときは、当該訴えは拒絶されたものとみなされるというものである。

● 決定根拠の明示義務および行政救済制度

第二は、決定根拠の明示義務および行政救済制度の導入である。

行政法により、行政機関または公務員によって行われる全ての決定には、実体法に基づく理由、社会的な理由、目的に対応する根拠や理由が明示されなければならないこととなった(行政法 55 条 1 項)。

また、行政法は、国民が、行政機関または公務員が行った決定に対して不服を有する場合に、国民が行政上の救済を申し立てる方法を規定している。これにより、行政機関または公務員による決定は、行政上の救済および裁判上の救済の両方において審査され得ることになり、全ての公務員がより慎重に決定を行うようになると期待される。

● 利益相反に関する規制

第三は、利益相反に関する規制の導入である。行政法により、ある事案に関して潜在 的な利益相反関係にある全ての公務員は、当該事案に関する決定を行うことを禁止 される。行政機関または公務員による全ての決定は、利益相反関係にある公務員が排 除されることにより、強い正当性を有することになるためである。

● 行政裁量の規制

第四は、行政裁量の規制の導入である。行政法は、目的、手順および結果に関する行 政機関の裁量について、包括的に規定している。

1) 行政法の適用対象

行政法における行政手続の規制の範囲は、原則として、以下の者により実施される活動を 対象としている(行政法4条1項)。

- 行政機関内の行政機能を管理する行政機関または公務員
- 司法機関内の行政機能を管理する行政機関または公務員
- 立法機関内の行政機能を管理する行政機関または公務員

また、これらの行政機関または公務員以外にも、インドネシア共和国憲法⁸²や法律により 特別に設置される行政機関⁸³または公務員にも行政手続の規制の適用がある。

2) 行政法に適用される原則

行政法は、良き統治の原則とベストプラクティスの概念を導入している(行政法5条)。 行政機関によって考慮されるべき事項として法律より根拠付けられている原則としては、 以下の3つがある。

● 合法性

行政機関または公務員は、決定または行動においてその法的根拠を示す必要がある。

人権の保護

1945 年の憲法により、行政機関または公務員が国民の基本的権利を侵害することは禁じられている。

● 良き統治の一般原則(Asas-Asas Umum Pemerintahan yang Baik: AUPB)の遵守 良き統治の一般原則(AUPB)は成文化されておらず、行政活動の実践から生まれた 規範である。

良き統治の一般原則(AUPB)は、異なるが互いに関係のある8つの原則からなるものであり、行政法において以下のように定められている。

✓ 法的安定性(legal certainty)

行政の指針において法的根拠、妥当性、確実性、正義に基づくべきことを強調する。

⁸² インドネシア共和国憲法(Republik Indonesia. Constitution (Undang-Undang Dasar) of the Republic of Indonesia of 1945 (2002))

⁽http://www.hukumonline.com/pusatdata/detail/lt4ca2eb6dd2834/node/lt49c8ba3665987/uud-undang-undang-dasar-1945, 2018年3月27日最終閲覧)。

⁸³ インドネシア共和国憲法や法律により特別に規定される行政機関の例としては、憲法上設置される司法 委員会(judicial commission)や、法律に基づき設置される汚職撲滅委員会(corruption eradication commission)がある。

- ✓ 功利性 (utility)
 - 行政、個人、国際社会を含む社会、および生態系の間の利益の均衡を要求する。
- ✓ 公平性 (impartiality)差別的ではない態度を求める。
- ✓ 正確性 (accuracy)

行政の決定または行動を根拠付ける、完全な情報と文書を求める。

- ✓ 権限濫用の禁止 (not abusing authority) 全ての行政機関または公務員に対し、個人的な利益または他の利益につながる ような権限行使を行わないことを義務付ける。
- ✓ 透明性 (transparency)

民間団体および行政のプライバシーを保護しながら、行政機関または公務員が有する真正、正確かつ無差別的な情報への一般的なアクセスを保障する。

✓ 公益 (public interests)

公共の福祉と便益を、協調的かつ選択的であり、また、差別的ではないメカニズムを通じて優先的に実現することを求める。

✓ より良いサービス (good services) 役務提供の一般基準および法令の規定に従って、行政のサービスに関して適時 の提供、明確な手続および費用を要求するものである。

上記以外の一般原則であっても、恒久的な法的効力を有する裁判所の判断の基礎として 裁判官が用いたものは、効力を有する。

3) 行政処分

a. 行政処分の内容

行政法 6 条 2 項によれば、公務員は、以下のように、行政処分(決定(decision)または行動(action))を行う権限が与えられている。

- 法令や良き統治の一般原則(AUPB)の規定に基づいて保有する権限。
- 保有する権限に基づいて行政活動を行う権限。
- 書面または電子形式により決定を行い、または行動を決定する権限。
- 決定または行動を、行いまたは行わず、修正、変更、取消、延長または中止する権限。
- 目的に応じて裁量を行使する権限。
- ◆ 法令の規定に従って、他の公務員に権限を委任する権限。
- 正規の公務員が欠けた場合に、その職務の遂行のために暫定的な公務員または代わ りの公務員を任命する権限。
- ◆ 法令の規定に従って許可、免除または免許を発行する権限。
- 職務を遂行する上で法的保護と安全保障を得る権限。
- 職務の遂行において、法的援助を得る権限。
- 権限の範囲内で紛争を解決する権限。
- 行政機関または公務員による決定または行動に関して申し立てられた行政救済を処理する権限。

● 行政法に規定されている違反行為を行った下位の公務員に対して、行政罰を課す権 限。

b. 行政処分の類型

行政機関または公務員による決定は、その性質上、制定的なものと宣言的なものに区別される(行政法 54 条 1 項)。制定的な決定は、新たな権利と義務を生じさせる決定である。 宣言的な決定とは、新たな権利義務を生じさせず、既存の決定を強化する決定である。行政 法では、宣言的な性質を有する決定は、制定的な決定を行う権限を有している行政機関また は公務員しか行うことができないと規定されている(行政法 54 条 2 項)。

決定が有効なものとなるためには、行政機関または公務員により満たされなければならない3つの要件がある。第1に、決定は、権限を与えられた公務員によりなされなければならない。第2に、決定は、標準的な作業手順等に規定された手順に従ってなされなければならない。第3に、決定の内容は、決定の対象に合致したものでなければならない。また、これらの要件以外の基本原則として、決定は、法令および良き統治の一般原則(AUPB)に基づかなければならない。

行政法は、権限のある行政機関または公務員によりなされたものではない決定は、無効であると規定している(行政法 56 条 1 項)。また、定められた手続に従ってなされたものではない、あるいは、内容が対象に合致していない決定は、無効または無効になり得る決定であるとしている。

c. 行政処分の期間

行政機関または公務員が決定または行動を行うべき期間は、関係する法令の定めに従うものとされている。ただし、行政法では、関連する法令が期間の定めを有しない場合には、決定または行動の申請が完全に受理された後 10 営業日以内に決定または行動をなす必要があると規定している(行政法 53 条 2 項)。この場合においては認容推定の原則が適用され、10 営業日が経過したにもかかわらず決定または行動がまだ行われていない場合、申請は認容されたものとみなされる。

d. 不利益処分

行政法7条2項f号は、行政機関または公務員に対し、決定または行動を行う前に国民の意見を聞く機会を設けることを義務付けている。その主な内容としては、国民に不利益を生じさせる可能性のある決定または行動の前に、関係する法的根拠、要件、文書および事実に関して、関係者や影響を受ける当事者に対して情報を伝えなければならないというものである。これにより、行政機関または公務員は、関係当事者に対し、直接説明を行うことが求められる

当該決定または行動が国民に不利益を生じさせる可能性がある場合、行政機関または公務員は、その決定または行動を実行する少なくとも 10 営業日前までに、その計画について 当事者に通知する必要がある。

ただし、当該決定または行動が緊急であり、人道と正義を考慮して公益を保護するために 必要である場合には、このような義務は適用されない。また、関係する国民に対して不利益 を生じさせない場合や、法執行措置に関連する決定または行動である場合にも、この計画を 通知する義務は免除される。

e. 行政処分の決定の通知

行政法では、行政機関または公務員は、決定を行った場合、書留郵便、宅配便または電子 媒体のいずれかにより、その決定に記載された当事者に直ちに通知するよう規定する(行政 法 61 条 1 項)。また、決定に記載された以外の関連当事者にも通知が行われる。

決定は、決定がなされてから 5 営業日以内にこれらの当事者に通知されなければならない。ただし、関係当事者が多数であるか、または影響が多数人に及ぶ決定については、その決定から 10 営業日以内に通知される必要がある。行政は、このような決定を、印刷媒体、電子媒体または他の媒体を通じて公表することができ、決定から 10 営業日以内に効力を生じる。

4) 行政裁量

行政法では、決定 (decision) または行動 (action) と呼ばれる行政処分のほか、行政裁量 (discretion) と呼ばれる行政処分についても定めている (行政法 23条)。

法解釈上、行政処分における行政裁量とは、適用される法令が以下のいずれかに該当する場合、すなわち、具体的かつ適切な法令の根拠がない場合に、具体的な行政上の問題を克服するために公務員によってなされる決定または行動であると解釈されている。

- ★令が広範な代替手段を与えている場合。
- 当該事案に関して法令に規定がない場合。
- 当該事案にどのように対処すべきかについて、法令が不完全または不明確である場合。
- ・ 行政が停滞した場合。

また、このようにして行政裁量が認められる場合であっても、行政裁量により実現される 理想的な行政と、行政機関または公務員による恣意的な行政のリスクとの均衡を取るため に、行政裁量の行使に関するいくつかの要件が、行政法によって規定されている。具体的に は、公務員は、以下の条件を遵守しなければならない(行政法 24 条)。

- 裁量の目的に従うこと。
- 法令の規定に反しないこと。
- 良き統治の一般原則(AUPB)に従うこと。
- 客観的な理由に基づくこと。
- 利益相反を生じさせないこと。
- 誠実に実行すること。

インドネシアで行政裁量が認められる背景は、福祉国家としてあり方に由来している。インドネシアでは、憲法前文に掲げた目標を実現する福祉国家として、行政機関は、社会保障を最も広い意味で保障するよう注意し、最大限に努力することを義務付けられている。その結果、行政機関は、公的な社会経済的生活(公共サービス)の分野においては積極的に役割

を果たさなければならず、決定を行うことを拒否してはならず、また、単なる立法の欠如を その口実にしてはならないとされる。

行政機関の自由裁量は、しばしば積極的に評価され、法律の欠如による実務の停滞や、陳 腐化した規制を補う機能を果たすとされる。例えば、国民の利益のために行政処分がなされ ている限り、行政機関においては、規律の欠如を理由に行政処分を拒むべきではないとされ ている。

5) 標準作業手順(Standard Operation Procedure)

行政法は、行政機関または公務員に対して、決定または行動を行うための標準作業手順 (Standard Operation Procedure: SOP) を作成し、実行することを義務付けている(行政法 49条)。

標準作業手順は、全ての行政業務単位における決定のために、標準作業手順に関する一般ガイドラインの下で定められなければならない。標準作業手順に関する一般ガイドラインは、印刷物、電子メディアその他のメディアを通じて、行政機関または公務員によって公表される。

(2)情報公開および情報提供

1) 概要

行政機関または公務員は、法令で別段の定めがない限り、全ての国民に対して行政上の情報または文書へのアクセスを自由(オープン)にしなければならない(行政法 51 条 1 項)。

行政法の解釈において、関連する行政機関が国民に対して、文書を読み、コピーし、ダウンロードする等の機会を提供することを「オープンアクセス」と定義している。

ただし、行政文書にアクセスする権利は、該当文書が国家秘密に該当する場合や、潜在的に第三者の秘密に触れる可能性がある場合は保護されない。ここでいう国家秘密とは、保管文書と国家秘密に関する法令の規定に定められているものをいい、また、第三者の秘密は、個人情報およびデータに関する事項であると定義されている。

公開情報と秘密情報に関するより包括的な規則は、情報公開法(2008年制定)⁸⁴に定められている。この法律は、行政機関が国民に対し、行政の情報への一般のアクセスを提供することを目的として制定されている。

なお、情報公開法の請求権者は、インドネシア国民または法人(Indonesian citizen and/or Indonesian legal entity)と定められており(情報公開法 12 条 1 項)、外国人には適用がない。

2) 非公開情報

次の情報は、情報公開法において非公開とされている(情報公開法17条)。

★執行における法律にしたがった適切手続を妨げる可能性があるもの。

⁸⁴ Republik Indonesia. Law (UU) No. 14 of 2008 on Public Information Openness (Keterbukaan Informasi Publik) (2008) (http://www.hukumonline.com/pusatdata/detail/28065/nprt/1011/uu-no-14-tahun-2008-keterbukaan-informasi-publik, 2018年3月27日最終閲覧)。

- 知的財産の保護を害し、不正競争の防止に悪影響を及ぼす可能性があるもの。
- 国家の安全保障を危うくする可能性があるもの。
- ◆ インドネシアの天然資源資産を明らかにする可能性があるもの。
- 国家経済を損なう可能性があるもの。
- 国際関係の利益を害する可能性があるもの。
- 個人の認証された証明書および個人の遺書の内容が明らかになる可能性があるもの。
- 個人の秘密が明らかになる可能性があるもの。

異なる行政機関の間や、ある行政機関内でやり取りされた覚書または手紙等は、情報委員会または裁判所の判決による別段の定めがない限り、公衆への開示を免除される(情報公開法 17条)。

法執行に関連する情報は、上記のとおり、基本的には情報公開の対象外とされているが、 裁判所の判決は対象外として免除されることはないと規定されている(情報公開法 18 条 1 項)。また、行政裁判所法において、行政裁判所は、判決および訴訟手続の費用に関する情報を入手するために、行政上の情報にアクセスすることができるとされており、行政裁判所は、判決の言渡しから 14 営業日以内に、判決書のコピーを当事者に渡さなければならないと規定している(行政裁判所法 51A 条85)。裁判所が行うべき情報提供をしない場合、裁判所長官は、法律および規則によって制裁を受ける。

3) 情報委員会

情報公開法は、同法および関連規則を実施し、公開情報サービス基準の技術指導を確立し、 仲裁または非訴の決定により公開情報に関する紛争を解決する機能を有する独立した機関 である情報委員会の設置を規定する(情報公開法 23 条)。

情報公開に関する紛争とは、法律に基づいて情報を入手し使用する権利に関する、公的機関と公開情報利用者との間の紛争である。情報委員会の決定による紛争の解決は、それに先立って調停が不調となった場合にのみ行われる(情報公開法 24 条)。

4) 情報公開法違反に対する措置

国民は、法律で保障された情報にアクセスする権利がある一方、取得した情報を利用する際には、いかなる権利侵害もしてはならないという義務を負う。公の情報を意図的に不正に使用した者は、1年の懲役または500万ルピアの罰金を科される可能性がある(情報公開法51条)。

5) 情報公開法の訴訟手続

情報委員会の決定を受理してから14営業日以内に、紛争の一方または両方の当事者は、

Republik Indonesia. Law (UU) No. 51 of 2009 on Perubahan Kedua atas UU No. 5 Thn 1986 on State Administrative Court (Peradilan Tata Usaha Negara/PTUN)

⁽http://www.hukumonline.com/pusatdata/detail/lt4b012b9eee9fb/nprt/1060/undangundang-nomor-51-tahun-2009, 2018 年 3 月 27 日最終閲覧)。

当該訴訟は、被告が国家の公的機関である場合は行政裁判所に、被告が国家の公的機関以外の公的機関(非国家公的機関)である場合は民事裁判所に提起される。非国家公的機関とは、情報公開法において、その資金の全部または一部が国家の歳出予算、公的寄付または外国に由来する非政府組織であると定義される(情報公開法1条3項)。

なお、行政裁判所または民事裁判所の判決を受け入れない当事者は、当該判決を受けてから 14 日以内に最高裁判所に上訴することができる。最高裁判所規則 2011 年第 2 号は、情報公開に関する紛争の裁判について、より包括的に規制している。

(3) 行政罰(および行政上の義務違反に対する制裁)

1) 行政法上の行政罰

行政法 81 条では、公務員個人を対象とする行政上の制裁が規定されている⁸⁶。私人に対する制裁は同法には規定されていない。

公務員に課せられる行政上の制裁は①軽微、②中等度、③重大な制裁の3種類がある。軽 微な行政上の制裁は、直ちに課されることもある。一方、中等度または重度の行政上の制裁 は、内部検査を経た後にのみ課されるものである(行政法83条2項)。

軽微な行政上の制裁は、戒告、譴責、昇級・昇進延期である。

中等度の行政上の制裁は、罰金もしくは補償金の支払い、自宅待機(給与支給あり)、または出勤停止(給与不支給)である。

重大な行政上の制裁は、論旨免職あるいは懲戒免職であり、いずれの場合もマスメディア に公表される場合がある。

2) 個別の法律における行政罰

国民に対する行政上の制裁は、個別の法律や規制によって定められており、通常は罰金や加算金の形で課される。課税処分の場合と同様に、通常、罰金は、申告書を申告期限までに提出しなかった場合に課される。他方、税金を納付期限までに納付しなかった場合や、申告期限内に提出された申告書に記載された納税額が過少であり、不足分の税金の納付が遅れている場合には、加算金を課される(税務手続および一般規定に関する法律(2000年第16号)7条1項)。税務行政においては、課税税率の引上げも、特に記帳違反のような一定の租税法の規定に違反した場合の行政上の制裁の1つとされる。

行政当局によって課せられる行政上の制裁は、民事または刑事的な制裁とは異なり、訴訟 手続を経ることなく行われるため、法律や規制を執行するための他の制裁よりも比較的速 く実施される。なお、行政上の制裁に対しては、法的な救済措置を申し立てることも可能で ある。

⁸⁶ ただし、インドネシア行政法上の行政罰は、日本においては、講学的には行政罰ではなく国家公務員法 および地方公務員法の懲戒に該当する。

(4) 行政調査

行政法 44 条 1 項は、全ての国民は、行政機関または公務員が決定または行動を行う際に、 公務員の利益相反の存在に関する情報を報告しまたは提供する権利を有する旨規定する。 このような報告は、報告者の明確な身元を明示し、関連する証拠とともに、対象となる公務 員の上位者(superior)に対してなされなければならない。

当該報告を受けた上位者は、報告書を受領してから5営業日以内に報告書を点検し、調査 し、決定しなければならない。利益相反があると評価した場合、その評価に沿って、決定を 下しまたは行動しなければならない。

また、行政法 20 条 1 項に基づき、権限濫用の禁止に関する監督は、行政内部監督機関 (Aparat Pengawasan Internal Pemerintah: APIP) によって行われる。行政内部監督機関による 監督の結果、以下のような決定がなされる(行政法 20 条 2 項)。

- 濫用はない。
- 管理上の誤りがある。
- 国の財政的損失を引き起こす管理上の誤りがある。

行政法は、行政内部監督機関の地位と構成について詳細に規定していない。行政内部監督機関の役割と責任は、行政内部統制システムに関する政府規則(2008年第60号)に規定されており、行政内部監督機関が以下の者から構成されると規定している(行政内部統制システムに関する政府規則49条1項)。

- 国家内部監査員(Badan Pengawasan Keuangan dan Pembangunan: BPKP)
- 検察機関または内部統制を機能的に行使する他の作業部署
- 地方検察官
- 地区検察官または都市検察官

なお、行政法はオンブズマンについては定めていない。しかしながら、インドネシアのオンブズマンに関する法律 2007 年 36 号 (オンブズマン法) は、オンブズマンに対し、行政機関または他の行政機関と調整し、協力することを認めている。オンブズマンは、公的サービスの提供者に不正行為の疑いがある場合、行政法に則り、行政救済を扱う機関と協力することができる。

したがってオンブズマンは、公共サービスが行政の領域に属していることから、行政法の 実施にも関与する可能性がある。公共サービス法⁸⁷は、行政機関によって提供される公共サ ービスの外部監督の方法として、オンブズマンによる監督を定めている。

また、国民に対する行政調査は、インドネシアの法制度でも認められており、何度も刑法 上の捜査とともに行われている。通常、行政調査は、特定の活動の実施における許可、免除、 免許の所持、遵守または維持を確認するために行われる。

インドネシアの行政調査は、刑事罰(特に罰金)と混同されることが多いため、行政調査 は刑事捜査官として権限を持つ行政公務員によって行われることが多い。調査の結果とし

⁸⁷ Republik Indonesia. Law (UU) No. 25 of 2009 on Pelayanan Publik

⁽http://www.hukumonline.com/pusatdata/detail/lt4a715279424d7/node/5/uu-no-25-tahun-2009-pelayanan-publik, 2018 年 3 月 27 日最終閲覧)。

て摘発された違反行為は、行政上または刑事上の手続のいずれかで法的に処理される可能性がある。

(5) 行政計画

2004年に、国家開発計画システム(National Development Planning System)に関する法律が制定され、政府による計画のためのより詳細で具体的な法的枠組みが作られるようになった。国家開発計画システムとは、州(または中央省庁・地方政府の一部の参加)によって実施される、長期的、中期的および年次開発計画を作成するための一連の開発計画手続と定義されている。

(6) 行政契約

インドネシアにおいてみられる行政契約は、主に、①天然資源管理、②商品およびサービスの調達、③公共施設(インフラ)整備の分野に多い。

1) 天然資源管理に関する契約

天然資源管理に関する契約は、行政法 6 条 2 項記載のとおり、許可制のもとで行われている。許可制とは、法令および良き統治の一般原則(AUPB)に基づき、行政機関が許可、免除、または免許を与える権限を与えられ、それに基づき契約を締結するものである。行政法 1 条 20 号に基づく免許とは、行政機関または公務員と他の当事者(公共施設または天然資源管理および法令にしたがった他の管理を行う行政機関または公務員以外のもの)との合意に対する承認権限ある公務員の決定と定義される。行政法 39 条 4 項は、行政機関または公務員の決定が、国有企業、地方行政所有企業、民間企業との合意に基づいてなされた場合には、当該行政機関または公務員の決定は、免許に分類される旨規定する。なお、法律で定義される民間企業には、個人、インドネシアで設立された法人、および外国法人が含まれる。

許可制のもとでは、行政機関または公務員は、人権および環境等を保護するため、また、 許可に基づく活動が適用法令に違反する場合には、許可を取消す権限を有する。

許可制のもとでは、契約締結に関する決定は、行政処分といえ、当該契約に関する紛争は、 行政裁判所の管轄となる。

2) 商品およびサービスの調達に関する契約

商品およびサービスの調達に関する契約については、主に大統領規則 2010 年 54 号により規定されている。また、契約準備段階から供給者の指名までの過程における、商品およびサービスの受給者と供給者との法律関係については、行政法により規定されている。契約準備段階から供給者の指名までの過程における全ての決定は、公務員による決定とされる。それゆえ、行政法 53 条に基づき、当該決定により損害を被った当事者(商品およびサービスの供給者または社会の一員)は、行政裁判所に対して、書面により取消の請求を書面により申立てることができる。

商品およびサービスの調達に関する契約締結から終了までの過程における受給者と供給

者との法的関係については、民事的な契約関係となり、当該紛争に関する管轄は民事裁判所が有することになる。

3) 公共施設 (インフラ) 整備に関する契約

公共施設整備に関する契約分野では、行政と民間企業との協力が重要な要素となっている。公共施設整備に関する契約についての法的枠組みは、国家財政に関する法律 2003 年 40 号および国庫に関する法律 2004 年 1 号により規定されており、行政と民間企業との間の協力契約に関しては、国家・地方行政の財産管理に関する政府規則 2006 年 6 号、地域協力の仕組みに関する政府規則 2007 年 50 号および公共施設の提供における企業との政府協力に関する大統領規則 2015 年 38 号により規定されている。

公共施設整備に関する契約に関する紛争に関して、行政裁判所が管轄を有するのか、民事裁判所が管轄を有するのかについては、明確になっていない。もっとも、公共施設の提供における企業との政府協力に関する大統領規則 2015 年 38 号 32 条 2 項 k 号において、行政機関と企業との間の契約には、契約締結交渉、調停、仲裁または裁判所の各段階での紛争解決条項を含めなければならない旨規定されており、この規定の趣旨からすれば、公共施設整備に関する契約の当事者間の法的関係は、上記商品およびサービスの調達に関する契約と同様に民事的な契約関係であり、当該契約に関する紛争は、民事裁判所の管轄になると考えられる。

(7) 行政指導

インドネシアの行政法制度においては、日本でいう「行政指導」にあたる概念は存在しない。

2.4.3 行政不服審査に関する法制度

インドネシアにおける行政不服審査については、行政法に規定がなされており、その概要 は以下のとおりである。

行政機関または公務員の決定または行動によって不利益を受けた国民は、それぞれの公務員またはその上位者(superior)に対して、行政上の救済を求めることができる。行政上の救済には、異議と不服申立てがある。異議は、行政処分を行った公務員に対して行われるものであり、不服申立ては、行政処分を行った公務員の上位者に対して行われるものである。

行政法では、75 条 5 項において、行政救済の申立ては無料であると定めている。また、 行政救済の申立てにあたっては、申立てに加えて、申立者が被った不利益の補償までは必ず しも請求する必要はない。

申立てを受けた公務員は、国家財政に負担をかける可能性がある行政救済については、直ちに解決しなければならない(行政法 75条4項)。

また、行政救済の申立てによって、原則として行政の決定または行動の執行が停止される ことはないが、執行がより大きな損失を引き起こす可能性がある場合、行政救済制度により、 当該決定等の執行を停止することになる(行政法 75 条 3 項)。

なお、行政救済に関する決定に対する異議は、公務員によりその決定が公表されてから 21 営業日以内に提出することができる(行政法 77 条 1 項)。異議は、当該決定を行った公務

員に書面で提出しなければならず(行政法 77 条 2 項)、当該公務員は、10 営業日以内に異議を解決することとされている(行政法 77 条 4 項)。

異議が認められた場合、公務員は、異議申立てに沿った新たな決定を行わなければならない(行政法 77 条 3 項)。また、公務員が期間内に異議を処理できない場合は、異議は認められたものとみなされる。この場合、認められたとみなされる異議について、異議が認められたとみなされてから 5 営業日以内に、同様に新たな決定が行われなければならない(行政法 77 条 5 項)。

異議に関する決定に不服のある国民は、その決定を行った公務員の上位者に対して、不服申立てをすることができる(行政法 76条2項)。不服申立ては、異議に関する決定が受領されてから10営業日以内に、書面によって提起することができる(行政法 78条)。

不服申立てを受けた公務員の上位者は、不服申立ての提出から 10 営業日以内にこれを解決しなければならない(行政法 78 条)。不服申立てが認められた場合、公務員は、不服申立てに沿った決定をしなければならない。また、その期間内に解決されない場合、不服申立ては、法律により認められたものとみなされ、公務員は、5 営業日以内に不服申立てに沿った決定を行わなければならない。

2.4.4 行政訴訟に関する法制度

(1)組織の概要88

1) 行政裁判所等

インドネシアでは、行政事件(行政に関する紛争)は、行政裁判所によって審理される。 第一審行政裁判所と行政高等裁判所は、行政事件(行政に関する紛争)について管轄を有す る裁判所である。行政事件に関しては、最高裁判所への上訴も可能とされている。

また、インドネシアでは、行政裁判所の特別裁判所として、税務裁判所が設置されている。 税務裁判所は、税務裁判所に関する法律(2002年14号、税務裁判所法)⁸⁹に基づき設置された、税務紛争について管轄権を有する司法機関である。税務紛争とは、納税者が納税義務を履行した結果として、納税者と管轄当局との間で発生する、税務分野に関する紛争であると定義されている。

インドネシアでは、最高裁判所だけでなく、財務省も、税務裁判所に対して指導・監督を 行うという規制があるが、このような財務省による税務裁判所に対する指導・監督は、行政 による司法権への干渉とみなされるおそれがあるため、司法権の独立の観点から問題があ るとの指摘がされている。

-

⁸⁸ Republik Indonesia. Law (UU) No. 30 of 2014 on Government Administration (Administrasi Pemerintahan) (http://www.hukumonline.com/pusatdata/detail/lt5462bc42d6073/nprt/5/uu-no-30-tahun-2014-administrasi-pemerintahan,2018 年 3 月 27 日最終閲覧)。

⁸⁹ 税務裁判所に関する法律(Republik Indonesia. Law (UU) No. 14 of 2002 on Tax Court (Pengadilan Pajak)) (http://www.hukumonline.com/pusatdata/detail/17448/node/35/uu-no-14-tahun-2002-pengadilan-pajak,2018 年 3 月 27 日最終閲覧)。

2) 処理件数

2017年最高裁判所の年次報告書(2018年3月発行)に基づく、インドネシア全土の行政法体系(租税法体系を含む。)に関する裁判所の紛争処理状況は、以下の表 2-6 のとおりである。

表 2-6 行政法体系に関する事件の最高裁判所および下級裁判所での審理状況

	行政裁判所を第一審とする事件	税務裁判所を第一審とする事件
2017年への繰越件数	1,229	3,453
2017の新規係属件数	3,413	9,580
合計	4,642	23,033
終局判決の数	3,474	11,216

出所) The Annual Report of the Supreme Court of 2017 より三菱総合研究所作成

また、2017年の最高裁判所における行政訴訟の状況(税務申告の修正申請を含む)は、表 2-7のとおりである。

表 2-7 2017 年の最高裁判所における行政訴訟の状況

	行政裁判所を第一審とする事件
2017年への繰越件数	68
2017の新規係属件数	3,040
合計	3,108
終局判決の数	3,105

出所)The Annual Report of the Supreme Court of 2017 より三菱総合研究所作成

(2) 行政訴訟の審理手続

1) 行政訴訟の類型

行政に関する紛争は、行政上の決定の結果として生じた、個人または法人と、中央または 地方行政機関または公務員との間の行政に関する紛争であるとされる。日本の行政事件訴 訟のような、取消訴訟、差止訴訟、義務付け訴訟のような訴訟類型での分類はされていない。 なお、行政裁判所では、行政機関または公務員相互間での訴訟を提起することはできない。

2) 行政訴訟の訴訟要件

a. 原告適格(および主体)

行政訴訟の原告適格は、行政上の決定によって利益が害されている個人または法人に認められる。また、被告となる当事者は、行政機関または公務員のみである。

b. 訴訟の対象

行政訴訟における訴訟の対象は行政上の決定であり、原告は、行政の決定が無効または違法であるとの主張を含む訴えを、書面により管轄裁判所に提出することができる(行政裁判所法 53条)。請求の理由としては、①行政上の決定の法律違反、または、②良き統治の一般原則(AUPB)との矛盾を主張することが可能である。なお、損害賠償請求または原状回復請求を併せて行うことは妨げられない。

なお、行政訴訟を提起することができる行政上の決定には、以下のものは含まない(行政 裁判所法2条)。

- 民事行為を構成する行政上の決定
- 一般的な規制を構成する行政上の決定
- 承認を必要とする行政上の決定
- 刑法および刑事訴訟法に基づいて発せられた行政上の決定
- 裁判所の審査結果に基づいて発せられた行政上の決定
- 国防軍の行政に関する行政上の決定
- 中央および地方選挙委員会の投票集計に関する決定

これらに加えて、行政裁判所は、紛争に関する決定が、以下の場合に発せられたものである場合には、当該行政訴訟の調査、決定、判決を行う権限を有しない(行政裁判所法 49条)。

- 立法府により、戦争、危険、自然災害の時、または異常に危険な時に行われた場合
- 立法府により、公益のための緊急性のある時に行われた場合

なお、2014 年の行政法の制定によって、行政裁判所は、行政機関または公務員による権限濫用の有無について、審理し決定することができるようになった(行政法 21 条)。更に、公務員の権限の濫用の有無に関する裁判所の決定に関する、行政高等裁判所への控訴手続も定められた(行政法 21 条)。

c. 出訴期間

行政機関または公務員の決定の、受領または発表から 90 日以内に行わなければならない (行政裁判所法 55 条)。

d. 不服申立前置主義

行政裁判所法において、行政機関または公務員が、法律により、特定の行政紛争を解決する権限を与えられている場合には、当該行政紛争は当該法律により定められた紛争解決方法を通じて解決される(行政裁判所法 48 条)。

しかし、インドネシアでは、不服申立前置主義が採用されていることから、行政機関または公務員による救済手続が全て尽くされた後でなければ、行政裁判所は、行政紛争に関して調査、決定、解決する権限を持たない(行政法 76 条 3 項)。

3) 行政訴訟の審理手続

a. 審理手続の概要

行政訴訟は、民事訴訟と異なり、訴訟提起によって行政の決定の執行を停止する効果はない。また、民事訴訟と異なり、審理過程において、予備調査(preliminary investigation)手続が設けられている。

また、審理においては自由心証主義が採用され、裁判官が、証明対象、証明責任および証拠評価の決定の役割を担う。民事訴訟手続の裁判官と比較すると、裁判官は、真実発見のために、審理過程においてより積極的な役割を果しているといえる。

ある事柄が証拠として適法に採用されるためには、以下のうち少なくとも 2 つの法的な 立証手段が必要であり、更に裁判官の確信を得ることが必要となる。

- 書類または書面
- 専門家の証言
- 証人の証言
- 当事者の自白
- 裁判官の知識

行政裁判所法は、一般的に知られている事項については、証明する必要はないと規定している(行政裁判所法 85条)。効率的な審理に資するため、裁判官は、公務員または他の当事者が有している書類の審査を命じることができ、紛争に関連する特定の事項について明確にするよう求めたり、情報を求めたりすることができる(行政裁判所法 85条)。また、裁判官は、法廷において、裁判所に提示されるべき書類を求めることができる(行政裁判所法 85条)。

立証手段としての書面には、以下の3種類がある。

- 記載されている事柄または法律事項に関して、立証手段として使用することを目的 とした書面を作る権限を法律により与えられた公務員によりまたは公務員の面前で 作成された書面(公正証書、土地証明書、結婚証明書等、当該書面のみで完全な証拠 価値を有する書面をいう)。
- 各当事者により作成され、署名された書面で、記載されている事柄または法律事項に 関する立証手段として使用することを目的とした書面(当該書面の真正について争 いがなく、または、当該書面の真正について証明された場合に証拠価値を有し、証人 や他の証拠により補強される必要がある書面をいう)。
- 上記以外の書面。

当事者の要請または裁判官の職権により、裁判長は、1名または数名の専門家を任命することができる(行政裁判所法 103条)。専門家は、法廷において、その知識に基づいて真実についての宣誓または誓約の下で、書面または口頭により証言を行う(行政裁判所法 103条)。

当事者の要請または裁判官の職権により、裁判所は、法廷で、証人の聴取を行うよう命ずることができる(行政裁判所法 86 条 1 項)。証人の証言は、その陳述が、自分自身が経験

し、見聞した事柄に関するものであれば、立証手段として有効であるとみなされる(行政裁判所法 104条)。証言をする前に、証人はそれぞれの宗教または信念に従って宣誓または誓約をしなければならない(行政裁判所法 87条 3項)。

証人適格を有しない者は、次のとおりである(行政裁判所法88条)。

- 紛争当事者の2等身以内の血縁・親族関係にある者
- (離婚したか否かにかかわらず) 紛争当事者の夫または妻
- 未成年者
- 心神喪失者

証言の義務を免れることができる者は、次のとおりである(行政裁判所法 89 条 1 項)。 なお、証人として聴取できない者に対しては、鑑定を求めることもできない。

- 当事者の兄弟または姉妹
- 尊厳に基づき証言を拒む者、または、職業または職務上守秘義務を負っている全ての者

両当事者からの自白は、厳格な理由があり、裁判官に受け入れ可能な場合を除き、撤回することはできない(行政裁判所法 105条)。

b. 判決

判決は、事件の審理が十分に行われた後にのみ言い渡される。これは、被告となっている 行政機関または公務員の過失により、国家の不利益を被ることがないことを保障するため のものである。

なお、裁判官が欠席判決を下すことができる民事訴訟とは対照的に、行政訴訟では、被告 が欠席している場合、裁判官は判決を下すことはできず、通常の手続で審理を継続する。

c. 控訴・上告・再審

第一審行政裁判所の判決に対する控訴は、原告または被告が、行政高等裁判所に対して提起することができる(行政裁判所法 122 条)。控訴申立人は、第一審裁判所の判決が適法に通知されてから 14 日以内に、書面により控訴を行わなければならない(行政裁判所法 123 条)。判決書、議事録およびその他の関連書類の写しは、控訴の申立後 60 日以内に、行政高等裁判所書記官に送付されなければならない(行政裁判所法 126 条 2 項)。

控訴提起後 30 日以内に、当事者は、その通知を受けた日から 30 日を上限に書類を調査する機会を与えられる(行政裁判所法 126 条 2 項)。両当事者は、裁判所の書記官に対し、控訴の概要書または控訴に関する反論書その他の書類・証拠を提出することができる。

なお、最高裁判所に関する法令(1985年法第14号第2号、改正第2009年法3号)⁹⁰は、 最高裁判所は、以下の事由がある場合、全ての裁判所の判決または決定を取り消し得ると規

⁹⁰ Republik Indonesia. Law (UU) No. 3 of 2009 re. Supreme Court, Pub. L. No. 3

⁽http://www.hukumonline.com/pusatdata/detail/28864/node/2/uu-no-3-tahun-2009-perubahan-kedua-atas-undang-undang-nomor-14-tahun-1985-tentang-mahkamah-agung, 2018年3月27日最終閲覧)。

定している。

- 判決または決定を行った裁判所が権限を有しないか、権限を越えて判決または決定 を行った場合。
- 適用法令の誤りまたは違反がある場合。
- 判決が法令により要求される要件を満たしていない場合。

このような仕組みは、行政高等裁判所の最終判決にも適用される。上告の申立は、上告申立人への判決(控訴審判決)の通知後 14 日以内に、第一審裁判所の登録官を通じて、書面または口頭で行われるとされている(最高裁判所法(2009 年第 3 号)44 条 1 項)。

行政裁判所により審理され判決がなされた行政事件において、紛争当事者または権限を 付与された紛争当事者の代理人は、上訴申立をすることができる。上告申立は、1回のみ提 出することができる(最高裁判所法 43 条 2 項)。

インドネシアの司法制度は、いわゆる再審(Peninjauan Kembali: PK)に該当する、特別な 教済措置の存在を認めており、以下のような特別な理由がある場合、最終的かつ拘束力のあ る裁判所判決であっても、再度審理され得る(最高裁判所法 67条)。

- 当該判決が相手方当事者の嘘または欺瞞に基づいてなされた場合で、かつ、その後の 刑事裁判において、当該判決の基礎とした証拠が虚偽のものであったと判断された 場合。
- 判決が下された後、事件が審理されている時には発見されなかった重要な証拠物が 発見された場合。
- 当該判決を下した事案について、すでに請求が認容されていた場合または提訴されていた場合。
- 請求の根拠を考慮せず、請求の一部についてまだ判決がなされていない場合。
- 同一当事者間で、同一事項について、同一の裁判所または同一レベルにおいて、互い に矛盾する判決が下された場合。
- 判決の中に裁判官の法律違反または明らかな間違いがある場合。

再審は、180 日以内に提起されなければならない(最高裁判所法 69 条)。上告と同様、 再審の申立は、1回のみ可能である。

最高裁判所には、上告と再審の両方を審理し、判断するため行政担当部が設置されている。 最高裁判所の行政部は、長年の経験、専門知識、行政法上の専門分野を持つ裁判官で構成されている。また、最高裁判所は、行政事件に関する上告の申立および再審に対して判決を下すとともに、税務裁判所の判決に対する再審申立てに対しても判断を行う。

2.5 マレーシアの行政通則法制度の整備状況

マレーシアには、日本の行政手続法、ならびに行政不服審査法および行政事件訴訟法のような、明文化された体系的な行政通則法は存在しない。また、本報告書作成時(2018年3月)において、そのような行政通則法の法案を作成しようという政府の強い動きもみられない。

個別法において、例えば意見聴取等の手続が行政機関に課されている場合があるものの、 行政による行為に一般的に適用されるようなルールは存在しない。行政による決定の有効 性が争われた場合に、どのような手続を履践していれば有効性が認められるかについては、 裁判例の集積により一定のルールが形成されているものの、そのようなルールは成文法化 されていない⁹¹。

行政による決定に関する紛争解決については、どのような不服申立て手段があるか、どのような基準で審査を行うか等は個別法に委ねられており、個別法に定めのない場合に、司法審査(judicial review)を裁判所が行うことが認められている。

なお、本節においては、基本的に、マレーシア半島について適用のある行政法について記載している。サバ・サラワク州に適用のある行政法については、その内容は実質的に重複している可能性はあるが、本節の対象外としている⁹²。

2.5.1 行政通則法制度を所管する行政機関

マレーシアにおいては、体系的な明文化された行政通則法制度は存在しないため、行政通 則法制度を所管する行政機関に相当するものは存在しない。

2.5.2 行政手続に関する法制度

(1) 行政手続に関する通則法の有無

マレーシアにおいては、行政手続に関する通則法は存在しない。個別法において、行政機関がある決定を行う前に一定の手続を行うことが認められている場合があるが、日本の行政手続法のように、行政機関の行為一般に対し一定の事前手続を求める内容の法令はない。

⁹¹ マレーシア法の法源は大きく分けて制定法、不文法、シャリーア法の3つに分類することができるとされている。シャリーア法は離婚等の家庭問題に関する法律であるため、行政通則法との関連で問題となるのは制定法および不文法となる。不文法には慣習法のほか、裁判所により形成されるコモン・ローも含まれており、制定法とコモン・ローは、同等の重要性を有するとされている(日本貿易振興機構(JETRO)バンコク事務所知的財産部「マレーシア下位法令調査」14-17頁 (2015)

⁽https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/my/ip/pdf/survey_201508_my.pdf, 2018年3月11日最終閲覧)。そのため、制定法の存在しない分野については、裁判例の集積により形成されたルールを参照する必要がある。なおマレーシアは、法令により、1956年に英国コモン・ローをマレーシア・コモン・ローとして制定しているため(日本貿易振興機構(JETRO)・同2頁)、英国の裁判例も不文法として拘束力を有することがある。またシンガポール等の旧英領の裁判例についても事実上参照されている。

⁹² マレーシアの高等裁判所(High Court)には、①マラヤ高等裁判所と②サバ・サラワク高等裁判所の 2 つがあり、この 2 つの高等裁判所は同等の司法権と地位を持つが、その間に先例拘束力はない(桑原・前掲注 5)240 頁、257-258 頁)。

また、裁判例の集積により、手続的瑕疵(procedural impropriety)は行政による行為の有効性を争う根拠となり得ることが認められてきた。そのため、どういった要素が欠けていた場合に手続的瑕疵があるとして裁判所が行政の行為の無効を認めてきたかという観点から、行政による決定に際し必要とされる手続や、行政の行為に求められる一般的な原則については一定のルールが形成されている。

1) 手続的瑕疵とその効果

マレーシアの裁判例では、手続的瑕疵(procedural impropriety)が行政の行為の有効性を 争う根拠の一つとされてきた 93 。瑕疵の根拠としては、①法律その他法的拘束力を有する文 書において明文で定められた手続を行っていないこと 94 のみならず、②自然的正義(natural justice)に反することや 95 、③正当化される信頼(legitimate expectation) 96 に反することも挙 げられる。こうした手続的瑕疵のある場合、行政の行為は無効となると考えられている。

上記①記載の、明文で定められた手続への違反が問題となっている場合、手続の遵守が義務的なものか任意的なものに過ぎないのか(mandatory or directory)も問題となる⁹⁷。明文で定められた手続が任意的なものに過ぎない場合には、行政は任意的手続を実質的に遵守(substantial compliance)すれば足りる。また、任意的手続の不遵守を主張する者は、当該不遵守によって不利益(prejudice)を被ったことを証明する必要がある。他方で、明文で定められた手続が義務的手続であると解されたとしても、その手続に違反した行政の行為を無効とするには、訴訟ルートを通じて裁判所による判断を経なければならない。すなわち、行政の行為が義務的な手続に違反する場合であっても、その行為が裁判上無効と判断されるまでは、その行為は有効に存続し続けることになる⁹⁸。

裁判所がその手続が義務的手続または任意的手続のいずれに該当するかを判断するにあ

(fairness)の概念を用いる傾向がある(Halsbury・前掲注 93)[80.029], [80.091]-[80.092])。後述するとおり、公平(fairness)に基づき、行政機関に対し、ある行為に先立ち理由の提示等、一定の手続を求める裁判例が集積されている。

⁹³ HARDINGE STANLEY GIFFARD OF HALSBURY, HALSBURY'S LAWS OF MALAYSIA [80.029] (Lexisnexis, 2015)

⁹⁴ 個別法において求められる手続としては様々なものがある。後述するとおり、個別法において、行政が一定の行為をするのに先立ち、理由の提示、意見聴取を行うことが求められている場合がある。このほかにも、利害関係人に対する事前の通知を行うよう求める例もある(HALSBURY・前掲注 93)[80.039])。

⁹⁵ ここでの自然的正義 (natural justice) は、何人も意見を聴取されることなく有罪を宣言されてはならない (audi alteram partem) 、何人も自らの事件において判断権者となってはならない (nemo judex in causa sua) という、主に司法的機能を果たす際に適用される原則であった。類似の概念として公平 (fairness) があり、こちらは司法的機能にとどまらない一般的なものであることから、裁判所は近時、公平

⁹⁶ ここでの正当化される信頼(legitimate expectation)とは、本来は対象者に法的な権利がないにもかかわらず、行政機関が対象者に対し一定の取扱いをした場合に生じるものとされている。そのような取扱いの例としては、行政機関が対象者に対し一定の表明を行ったような場合や、過去の慣行が挙げられる(HALSBURY・前掲注 93)[80.088])。

⁹⁷ 裁判例も含めて、HALSBURY・前掲注 93)[80.087]。

⁹⁸ 行政による命令その他の行為にこうした手続的瑕疵があっても、瑕疵のある部分を除去しても残りの部分が独立した命令となり、かつ瑕疵のある部分を修正しても実質的な趣旨が変わらないような場合には、全体が無効となるのではなく、瑕疵のある部分を除いた部分は有効に存続するとされている (HALSBURY・前掲注 93)[80.030])。

たっては、①手続の目的、②制定法の仕組み(scheme)、訴訟物(subject matter)および目的(objective)の関係に留意しなければならず、かつ、議会(Parliament)がその手続に付した重要性も評価しなければならないと考えられている。義務的手続であると解釈される可能性が高い手続としては、例えば、理由提示義務(obligations to give reasons for a decision)意見聴取義務(obligations to consult)、上訴権に関して適切な通知を与えるべき義務(obligations to give proper notice of rights of appeal)等に関する手続がある。

2) 審査基準の策定と公表

マレーシアにおいては、行政機関の行為について、一般的に、審査基準を事前に策定し公 表することを求めるような法令はない。

行政機関による行政行為に関する行政裁量については、ガイドライン等で任意に定めることは認められているが、その場合、ガイドライン等は権限行使と関連性を有するものである必要があり、立法目的に沿うものである必要があり、また恣意的な内容や不公正な内容としてはならないとされている。他方、行政機関は、個人の利益が直接的に問題となっている場合には行政裁量を真摯に行使する必要があるともされているため、こうしたガイドラインには個人の利益が直接的に問題となるような場合に備えた例外規定が設けられるべきとされている。いったんそうしたガイドラインを定めた場合には、行政機関は裁量の行使にあたりガイドラインを参照する義務があると考えられている。。

3) 理由の提示100

マレーシア連邦憲法においては、行政の決定についての理由提示義務が認められている。すなわち、マレーシア連邦憲法の原理の1つである手続的公平 (procedural fairness) ¹⁰¹には、原則として、権限を有する者の決定により、基本的自由権(guaranteed fundamental liberty) ¹⁰²に不利益な影響がある場合、当該不利益を受ける者に対し、当該決定がなされた理由を提示しなければならないという理由提示義務が含まれていると解されている。もっとも、理由提示義務にも一定の限界が認められており、実行可能性(feasibility)、公益(public interest)または国家安全保障(national security)に基づく制約を受ける。

行政機関が理由提示義務に違反して、その決定の理由を開示しなかったような場合、その 決定には適当な理由が存在しなかったと判断される可能性がある。また、仮に理由が提示さ

(HALSBURY・前掲注 93)[80.037])。

-

⁹⁹ 行政の自己拘束の原理に由来するものと考えられる。ただし、個別法が行政機関に対して非常に広範な 裁量を与えている場合には、例外のない機械的な基準を設けることを認める裁判例も存在する

¹⁰⁰ 裁判例も含めて、HALSBURY・前掲注 93)[80.090]。

¹⁰¹ なお、手続的公平(procedural fairness)は、マレーシア連邦憲法 5 条 1 項および 8 条 1 項の組み合わせによって保障されている(Shad Saleem Farugi, *Human rights, International Law and Municipal Courts*, 1, 7 (http://www.suhakam.org.my/wp-content/uploads/2013/12/Human-Rights-International-Law-24.10.09.pdf, 2018

年 3 月 11 日最終閲覧))。

102 ある特定の権利が基本的自由権に該当するか否かは、個別の事案ごとに決定されるべき問題である

 $^{^{102}}$ ある特定の権利が基本的自由権に該当するか否かは、個別の事案ごとに決定されるべき問題であるが、例えば、少なくとも生活の自由 (right to livelihood) は含まれているとされる (HALSBURY・前掲注 93)[80.090])。

れた場合であっても、理由は妥当性 (adequacy) および明白性 (intelligibility) の要件を充足している必要があるとされている。したがって、理由提示義務が適正に履行されたとしても、そのことのみによって、提示された理由の内容が適正であると判断されるわけではなく、法に基づいて裁量行使がなされたか否かという観点から、司法審査に服することになる。

理由提示義務は、制定法に基づく場合のほか、コモン・ローに基づき公平性(fairness)の 観点から課される場合がある。後者に関しては、例えば、計画決定の変更のときは、公平性 の観点から、当該変更の理由の提示が求められる場合がある。

4) 意見聴取義務103

行政機関は、制定法または利害関係人 (interested parties) ¹⁰⁴が有する正当な期待 (legitimate expectations) に基づき、その決定前の段階において、その決定に関係する利害関係人に対して意見聴取 (consult) すべき義務が課される場合がある¹⁰⁵。すでに述べたとおり、制定法に基づく意見聴取は、通常、その遵守が義務的 (mandatory) なものであると解釈されることが多い。

個別の制定法においては、意見聴取のみならず、ある者の見解(views)を確認すべき義務や、提案について公示(public notice of proposals)をし、受領した陳情(representations)を考慮すべき義務が課されている場合もある。

意見聴取義務の発生時期に関しては、通常、意見聴取を行うのに熟するまでは、意見聴取 義務が発生することはない。

意見聴取に当たっては、決定権限者は、公平に意見聴取を行わなければならないが、意見交換 (dialogue) を行うべき義務はなく、また、その意見に拘束されることもない。他方で、意見聴取を受ける者に対しては、意見を出すために十分な情報と時間が提供される必要がある。

明文化された行政手続法を有しないマレーシアにおいて、行政手続に適用のある一定のルールとしては前述したようなものが挙げられる。以下、個別法に定めのあるルールの具体例として、課税処分、建築確認、廃棄物処理施設の開設および運営に関し、行政機関による行為に事前に求められる手続について概観する。

_

¹⁰³ 裁判例も含めて、HALSBURY・前掲注 93)[80.089]。

¹⁰⁴ 制定法上、意見聴取すべき者(parties to be consulted)が特定されている場合、通常、それ以外の者は自分も意見聴取されるべき者であると主張することはできない。また、制定法においては、意見聴取すべき者を選ぶ際に、行政に一定の裁量を与えておくことも可能であり、その場合、裁判所は、不誠実(bad faith)な場合や合理的な決定権限者であればそのような決定はしないというような場合を除き、その裁量行使に干渉することはない。なお、意見聴取は、労働組合等の代理組織(representation organization)を通じて行うことが可能な場合もある。

¹⁰⁵ 意見聴取 (consultation) に言及している例として、従業員社会保障法 (Employees' Social Security Act (1969)) 99 条がある (HALSBURY・前掲注 93)[80.089] 脚注番号 2) 。ただし、この条文においては representation という用語が使用されている。なお、マレーシアにおける意見聴取は、実務的にはインフォーマルな形で行われることが多いが、フォーマルな形で意見聴取を行う場合には法律の規定が必要である と考えられている (MP JAIN, ADMINISTRATIVE LAW OF MALAYSIA AND SINGAPORE, 58 (4th edition, Damien Cremean ed)) 。

(2) 個別分野①:課税処分

1) 担当官庁

内国歳入庁(the Inland Revenue Board: IRB)は、財務省(the Ministry of Finance)に属する機関であり、以下の法律に基づいて、主に直接税(所得税、石油所得税、不動産利得税および印紙税等)の執行全般に責任を負っている。

- 1967 年所得税法(Income Tax Act (1967): ITA) 106
- 1967 年石油(所得税)法(Petroleum (Income Tax) Act (1967): PITA)
- 1967 年不動産譲渡益税法(Real Property Gains Tax Act (1967))
- 1986 年投資促進法 (Promotion of Investments Act (1987))
- 1990年ラブアン事業活動税法(Labuan Business Activity Tax Act (1990))107
- 1949 年印紙税法 (Stamp Act (1949))

以下では、主に所得税法および石油(所得税)法上の手続について概観する108。

2) 手続

マレーシアにおいては申告納税制度が採用されており、納税者による申告をもって税額が確定する。したがって、賦課課税制度が採用されている場合とは異なり、税務当局による処分をもって税額が確定する形とはされていない。そのため、納税義務の発生に先立ち内国歳入庁が何らかの手続を取ることは求められていない。

別途、内国歳入庁には、納税者に対し税務調査(一般調査および強制調査)を行う権限が与えられているが、調査結果に基づき追加査定(additional assessment)または事前査定(advanced assessment)を行うのに先立ち、内国歳入庁長官は、納税者に対し、調査での発見事項(修正点、修正がなぜ合理的か、査定をどのように変更するか、どの年度の査定が変更されるか、追徴課税金額および罰金額等)を通知しなければならない。

(3) 個別分野②:建築確認

1) 担当官庁

建築確認を管轄する担当官庁は、建築確認申請の段階では地方自治体(local authority)、

¹⁰⁶ Attorney General's Chambers Malaysia, INCOME TAX ACT (1967)

⁽http://www.agc.gov.my/agcportal/uploads/files/Publications/LOM/EN/Act%2053.pdf, 2018年3月12日最終閲覧)。

¹⁰⁷ ラブアン(Labuan)は、マレーシアの連邦直轄領の1つであり、1990年にラブアン・オフショア金融サービス庁(LOFSA、現ラブアン金融サービス庁(LFSA))が設立され、ラブアン会社法(Labuan Companies Act)が施行されている。

¹⁰⁸ 関税・税関行政および印紙税以外の間接諸税については、財務省に属する関税局(Royal Malaysian Customs Department)が責任を負うが(藻川沙織「海外情報 マレーシアの税務行政と税制の概要」税大ジャーナル 27 号 185 頁、195-196 頁(https://www.nta.go.jp/ntc/kenkyu/backnumber/journal/27/pdf/10.pdf, 2018 年 3 月 10 日最終閲覧))、本節では対象外とした。

完成・遵守証明書の段階では主要提出者(principal submitting person: PSP)となるが、地方自 治体もなお完成・遵守証明書発行の判断に介入する権限を有している。

2) 手続

1974 年道路、水路および建築法(the Street, Drainage and Building Act (1974): SDBA)133 条により、マレーシア半島の各州(サバ州およびサラワク州を除くマレーシアの全ての州)における地方自治体は、道路、水路および建築法の目的を達するために必要な事項を定めた条例(by-laws)を制定する権限を付与されている。もっとも、手続の統一性を確保するために、実質的には、マレーシア半島の全ての州において、1984 年の統一建築物条例(the Uniform Building By-Laws 1984: UBBL)が採用されている。

建築確認および完成・遵守証明書の手続については条例に定められている。

a. 建築確認申請

道路、水路および建築法 70条(2)に従い、建物の建築を行おうとする者は、建築士等の専門家である主要提出者を任命し¹⁰⁹、地方自治体に対し、主要提出者を通じて、統一建築物条例上提出が求められている建築計画および明細を提出し、地方自治体から建築許可を得るものとされている。

地方自治体は、道路、水路および建築法および同法に基づき制定される条例、命令、規定または規則の遵守等、一定の事項について、書面により建築計画および明細の修正につき指示を行う権限¹¹⁰を与えられている。地方自治体により、上記の書面による指示があった場合には、主要提出者は指示に従い建築計画および明細を修正のうえ、地方自治体が定める期間内にこれらを再提出するものとされている。

地方自治体が建築計画および明細を承認した場合、地方自治体は建築命令(development order)の形で建築を行う許可を発行する。地方自治体は、建築命令に開発業者が従わなければならない条件を記載することが認められており、そのような条件には技術的条件も含まれている。

b. 完成·遵守証明書

マレーシアにおける建築物は、道路、水路および建築法3条に定める完成・遵守証明書(a Certificate of Completion and Compliance: CCC)の発行により、健康および安全に関する全ての法的要件を満たしていることが証明される。完成・遵守証明書を発行する主体は主要提出

-

¹⁰⁹ 道路、水路および建築法において、主要提出者とは、専門的地位に関する法令(例えば、1967 年建築 士法(Architects Act (1967))や 1967 年技術者登録法(Registration of Engineers Act (1967)))において定め られた専門建築士、専門技術者または建築物設計者をいうと定義されている。

¹¹⁰ 他方、建築計画および明細に問題があったとしても、地方自治体はこうした指示を行う義務までは有しない。

者である111。

主要提出者が完成・遵守証明書発行により証明すべき事項は、健康、安全および不可欠のサービスに関する技術的事項に限られている¹¹²。

統一建築物条例 25A 条により、完成・遵守証明書発行のために満たされるべき基準として、以下のものが挙げられている。

- 関係する地方自治体によって課せられた全ての技術的条件を遵守していること
- 提出が必要とされている 21 種類のフォーム (フォーム G1 から G21 まで) 一式が認証され、専門家によって地方自治体に対して確実に提出されること¹¹³。
- 関連する全ての必要不可欠なサービスに関する要件が遵守されていること。これには以下のものを含む。
 - ✓ マレーシア半島における主要な電力会社であるテナガ・ナショナル (Tenaga Nasional Berhad) による電力供給の確認
 - ✓ 関係する州の水道局からの給水の確認
 - ✓ マレーシア下水道局 (the Department of Sewage Services, Malaysia: JPP) からの、 下水処理場またはその下水主管への接続の確認
 - ✓ マレーシアの労働安全保健局(the Department of Occupational Safety and Health, Malaysia: JKKP)が定めた、リフトおよび機械(もしあれば)のための空間の確保
 - ✓ 消防局(the Fire and Rescue Department: Bomba)が定めた、火災救助稼動のための空間の確保
 - ✓ 道路および排水の接続
- 主要提出者は、建築物の建設および完成を監督したこと、ならびに主要提出者の知る限りかつ信じる限り、当該建築物が関係する法律、条令や承認された計画に従って建設され完成したことを、フォームFの提出によって証明しなければならない。

フォーム F の提出より証明される対象に、主要提出者の知る限りかつ信じる限りという 主観的要件が含まれているため、主要提出者はその限りで裁量を有しているという余地が あるが、基本的には、主要提出者は技術的事項のみを確認し、上記の基準が満たされれば完 成・遵守証明書を発行し、上記の基準が満たされなければ発行を拒絶するという役割を果た している。

^{111 2007} 年以前は地方自治体(the local authority)が主体となって certificate of fitness for occupation を発行するという手続が取られていたが、手続の煩雑さおよび遅延が問題となっていたため、開発業者が任命した専門家が発行主体となり、技術的事項に限り証明を行うという現在の形に改められた(Cheong Yoke Ping, *LAW & REALTY: Understanding the new CCC*, 21 September 2007

⁽http://www.malaysianbar.org.my/conveyancing_practice/law_realty_understanding_the_new_ccc.html, 2018年3月12日最終閲覧)。

¹¹² 非技術的な事項は、開発業者と地方自治体(the local authority)との間で、建築計画の段階や、その承認の段階で解消されるべきものであると位置付けられている。

 $^{^{113}}$ これらのフォームは、土木工事から造園に至るまでの建築計画上の様々な段階における施工が完了したことの証明書である。マレーシア半島の各州で用いられるフォームの PDF 版は、WEB サイトで提供される(Board of Architects Malaysia, *Forms G1-G21* (http://www.lam.gov.my/index.php/ccc/forms-g1-g21.html, 2018 年 3 月 12 日最終閲覧))。

なお、マレーシアにおいて、完成・遵守証明書は開発業者の申請に対して発行されるのではなく、建物が建築されれば主要提出者が完成・遵守証明書を発行するという関係にある。そのため、申請を却下する場合の理由提示等について、特別な規定は定められていない。しかし、上記の基準が満たされないという理由で主要提出者が完成・遵守証明書の発行を拒む場合、実務上は、主要提出者は完成・遵守証明書に対し不充足となっている基準を示し、治癒されるのを待つ扱いとなっている。

完成・遵守証明書を発行する主体は主要提出者ではあるが、地方自治体も、建築物の承認 手続についてなお相当な権限を留保している。

すなわち、地方自治体は、第三者からの苦情に応じて、あるいは自らの発意により、いつでも建築現場を査察することができる。もし、建築物の建設において、承認された計画や関連する法律または条例への違反があった場合、道路、水路および建築法 70 条 23 項に基づき、地方自治体は、主要提出者に対して以下の対応をなし得る。

- 一定の期間を指定し、その間に遵守を確保するよう求める書面を発行すること
- 違反が是正されるまでの間、完成・遵守証明書の発行を留保させるという書面による 指示

もし、主要提出者が上記の指示に従わなかった場合、地方自治体は違反を是正するため、いかなる作業をも自ら実行し、またはいかなる方法をも執ることができる。これに要した費用は、建築物の所有者が負担することとなり、回収可能な費用については地方自治体により証明されることとなる¹¹⁴。

(4) 個別分野③: 産業廃棄物処理手続

1) 担当官庁

マレーシアにおいては、産業廃棄物の管理およびリサイクル業の設立および運営のための許可制度を含めて、環境問題に関する規制は主に環境局(the Department of Environment: DOE)が所管している。環境基準局長(the Director General of Environmental Quality)は、1974年環境基準法(the Environmental Quality Act 1974: EQA)に従って許可を与える権限を有し、廃棄物を保管しまたは取り扱う施設である特定施設(prescribed premises)の許可について裁量を有する。

また、環境基準法に基づき、天然資源・環境大臣 (the Minister of Natural Resources and Environment) は、特定施設の許可に関する規則という形式で、下位の立法を行う権限を有している。

2) 手続

産業廃棄物の管理およびリサイクル業の設立および運営を行うことを目的として、環境

¹¹⁴ 道路、水路および建築法 70条 26項は、地方自治体による費用の証明が、いかなる裁判所における不服申立ての対象ともならないことを、明示的に定めている。

基準法 18 条は、とりわけ焼却、処分を行う施設や、定められた廃棄物(他の方域においては有害廃棄物として知られているもの)の回収、保管や処理を行うオフサイト施設を含む特定施設を占有し運営するためには許可が必要であるとしている。

環境基準法 19条では、土地、建築物または施設が特定施設となる可能性のあるような、 いかなる土地または建築物における建築または施設における作業についても、環境局の書 面による許可が必要であるとしている。

a. 特定施設を使用または占有するための許可

ア)環境影響評価 (Environmental Impact Assessment: EIA)

環境基準法 34A 条 6 項は、環境影響評価レポートが提出され、環境基準局長によって承認されない限り、特定の活動が行われることを禁止している。1987 年特定の活動に対する環境影響評価に関する環境基準令(the Environmental Quality (Prescribed Activities) (Environmental Impact Assessment) Order 1987)によれば、特定の活動には、前述の特定施設に関するものを含むとされている。

また、環境影響評価レポートは、関連するガイドラインに従ったものであり、かつ、以下 を含むものでなければならない。

- その活動によって環境に対してもたらされる、またはもたらされるおそれのある影響についての評価
- 環境への悪影響を防止、軽減または抑制するために実施されるべき措置の提案

環境基準法 34A 条 3 項によれば、環境基準局長がレポートを審査し、更に必要と認める 照会を行った後に、当該レポートが上記の要件を満たしており、環境への悪影響を防止、削 減または管理するための措置が適切であるとの見解に至った場合には、条件を付けると付 けないとにかかわらず、当該レポートを承認しなければならない。

ここでの環境基準局長の照会について、照会事項の範囲や、照会を行う期間の上限につき、環境基準法や、2005 年特定の活動に対する環境影響評価に関する環境基準令(the Environmental Quality (Prescribed Activities) (Environmental Impact Assessment) Order 2005)は定めを設けていない。環境基準局長がレポートを承認するか否かは環境基準局長の裁量に委ねられており、条件付きで承認する場合にどのような条件を付すことができるかについても特段の基準は定められていない。環境基準法 34A 条 5 項は、環境基準局長に対し、自らが必要と考える追加のレポートの提出を命じることができる一般的な権限を与えている。環境基準法 34A 条 4 項は、環境影響評価レポートが環境基準局長により不承認とされる場合を定め、また局長は不承認とする場合にはその理由を提示しなければならないことを定めている。

なお、環境局は環境影響評価レポートの審査に関するガイドラインとして「マレーシアにおける環境影響評価の手続と要件(the EIA Procedure and Requirements in Malaysia)」(環境影響評価ブックレット)というブックレットを発行している。このブックレットによれば、環境影響評価レポートの審査にかかる期間は、初期的環境影響評価レポートの場合は 5 週間、詳細環境影響評価レポートの場合は 12 週間とされており、産業廃棄物処理施設を設置する場合には詳細環境影響評価レポートの提出が必要になるとされている。

イ) 許可の申請

1977 年許可に関する環境基準規則 (the Environmental Quality (Licensing) Regulations 1977) は、環境基準法に基づく特定施設の許可申請の手続について定めている。この規則による要件と申請手続は、環境基準法と合わせ読むと、以下のとおりである。

- 許可の申請、更新または譲渡は、環境基準局長に対して、環境基準(許可)規制に定めるフォーム 1¹¹⁵を、所定の手数料を添えて提出することによってなされる(環境基準令(特定の活動)(環境影響評価)、環境基準(許可)規則による)。
- 申請者は、環境基準局長が申請のために必要かつ関連すると認める情報を、書面その 他の方法によって提供しなければならない(環境基準法 11 条 2 項による)。

環境基準法 11 条によれば、環境基準局長は以下の権限を有する。

- 条件¹¹⁶を指定して許可を与えること(環境基準法 11 条 3 項(a)号)。
- 施設の使用が、都市計画スキームや、土地の使用または開発に関する法に抵触する可能性があるという観点から、申請を却下すること。

環境基準法および1977年許可に関する環境基準規則において、申請から環境基準局長の許可までの間の標準処理期間その他の期間の定めは存在していない。また、環境基準局長には、申請を却下する場合に、申請者に対し理由を説明したり、却下以前に申請を修正する機会を与えたりする義務はないものとされている¹¹⁷。

環境基準法 11 条 4 項において、許可に条件を付す場合に考慮するべきとされている事項 が規定されている。

b. 土地、施設または建築物を特定施設に該当させることとなる作業についての書面による 許可

その土地、施設または建築物を特定施設に該当させることとなるいかなる作業について も、書面による許可を得るにあたり、環境基準法 20 条は、環境局への許可申請とともに、 以下の補助的な書面を提出するように定めている。

- 予定している作業、建築物、据付けまたは改造の計画と仕様、および設置される制御装置の詳細(もしあれば)
- 予定している作業、建造物、据付けまたは改造(周辺区域への影響を有するもの)の 場所を示したレイアウト
- 当該施設において行われる予定の取引、事業または手続の詳細

115 企業については、その代理人として適切に権限を与えられた者によってフォームが記載され署名されていなくてはならない。

116 このような条件の例として環境基準法 12 条に定められているのは、免許を受けた者に対して、当該施設における機器の修理や交換、モニタリングプログラムの実施を要求するといった例である。こうした条件は、許可において特定されている必要がある。

117 実務上、環境局内部において、理由の説明や申請を修正する機会を与えること等についてのポリシーが定められている可能性はあるが、そうしたポリシーは一般的には明文化されておらず公表されないのが通例である。

- 廃棄物の成分および特性に関する記述
- 環境基準局長が必要と認めるその他の情報

環境基準法 20 条 2 項は、環境局が発する書面による許可には条件を付すこともでき、また無条件とすることもできると定めるのみであり、どのような条件を付すことができるのか、また許可するか否かの判断に関する審査基準を公表する必要があるのか、申請から許可までの間の標準処理期間はどの程度となるか等については、環境基準法および下位法令には特に定めが設けられていない。

(5) 情報公開および情報提供

マレーシアにおいて、行政機関による情報公開および情報提供の手続を通則的に定めた 法令はない。2000年に英国で情報公開法(Freedom of Information Act)が制定されたのを皮 切りに、旧英領であった他の多くの国々において類似の法令が制定されたが、マレーシアで はそのような法令はいまだ制定されていない¹¹⁸。

州レベルでは、2011 年にセランゴール州が行政の情報公開について定める情報公開法 (Freedom of Information Act) を制定したが 119 、連邦レベルでの法令制定には至っておらず、むしろ公職秘密法 (Official Secret Act (1972)) により一定の情報については公務員の職務上の秘密として情報を公開しないことが正当化されている 120 。

(6) 行政罰

マレーシアの行政法では、行政上の義務違反に対する制裁につき、日本の行政法でいう「行政罰」に相当する概念を用いて一般的に類型化することはされておらず、行政罰一般に適用のある通則法も存在しない。

(7) 行政調査

マレーシアの行政法では、行政機関が主体となる調査手続について、日本の行政法でいう「行政調査」に相当する概念を用いて一般的に類型化することはされておらず、行政調査一般に適用のある通則法も存在しない。そのため、行政機関が主体となる調査に関しては、調査の根拠となる制定法等を個別に検討する必要がある。

例えば、課税処分においては、前記 2.5.2(2)2)のとおり、内国歳入庁には税務調査(一般調査および強制調査)を行う権限を有しており、調査に基づき追加査定(additional assessment) または事前査定(advanced assessment)を行うに際しては、理由の提示を行う義務があるとされている。

-

¹¹⁸ Jain・前掲注 107105) 584 頁。

¹¹⁹ Gan Pei Ling, Freedom of Information FAQ, 15 April 2011

⁽http://www.selangortimes.com/index.php?section=insight&permalink=20111215135936-freedom-of-information-faq, 2018年3月9日最終閲覧)。

¹²⁰ Sinarproject, *Freedom of Information* (https://sinarproject.org/en/projects/freedom-of-information-1, 2018年3月9日最終閲覧)。

(8) 行政計画

マレーシアの行政法では、行政機関が関与する計画について、日本の行政法でいう「行政計画」に相当する概念を用いて一般的に類型化することはされておらず、行政計画一般に適用のある通則法も存在しない。しかしながら、制定法においては、例えば、行政の計画に関する一連の計画策定手続の流れを定めることができるとされている。

例えば、都市および国土計画法(Town and Country Planning Act (1976)) ¹²¹においては、地方計画当局(local planning authority)が国家計画委員会(State Planning Committee)に対して地方計画案(draft local plan)を提出する場合の手続が法定されている ¹²²。異議・陳述(objections or representations)手続と地方計画案の関係でいえば、地方計画案について、異議・陳述申出期間の経過後または異議・陳述が適式になされた場合は当該異議・陳述等の考慮後に、地方計画当局は、国家計画委員会に対し、その承認を受けるために、当該地方計画案(または異議・陳述等を受けて修正した地方計画案)を提出しなければならないとされている ¹²³。

(9) 行政契約124

マレーシアの行政法では、行政機関が当事者となる契約について、以下に述べる行政契約 法が、当該契約を締結する際の事務的な手続を定めているほか、そのような契約に関する紛 争解決については政府手続法が制定されているものの、基本的には、行政機関が締結する契 約に適用のある制定法等を個別に検討する必要がある。マレーシアにおいては、商品および 役務の調達または公共事業の実施のために、政府その他の行政機関が契約を締結する場合、 当該契約には、以下のように、行政契約に関する特別な制定法およびコモン・ローのルール が適用される。

1) 事前手続

行政契約(Government contracts)の締結手続は、行政契約法(Government Contracts Act (1949)) ¹²⁵によって規律されている。これによれば、マレーシア連邦における政府を代理・代表する全ての契約は、書面で締結される場合には、マレーシア連邦政府の名において締結されなければならない¹²⁶。また、マレーシアの国外において、政府または州政府を代理・代表して締結された全ての契約は、一般的または特別に国王(Yang di-Pertuan Agong) から授権された者によって締結された場合には、マレーシアの裁判所の管轄権内においては、政府を代理・

¹²¹ Penang Heritage Trust, TOWN AND COUNTRY PLANNING ACT (1976)

123 都市および国土計画法 15条1項。

⁽http://www.pht.org.my/legislation/Town_and_Country_Planning_Act.pdf, 2018年3月12日最終閲覧)。

¹²² HALSBURY·前揭注 93)[80.057]。

¹²⁴ HALSBURY・前掲注 93)[80.182]。

¹²⁵ CommonLII, GOVERNMENT CONTRACTS ACT (1949)

⁽http://www.commonlii.org/my/legis/consol_act/gca19491973323/, 2018年3月20日最終閲覧)。

¹²⁶ 行政契約法2条。なお、同条によれば、大臣 (minister) または一定の場合には大臣によって適式に書面で授権された公務員が署名することも可能である。州政府 (State Governments) を代理・代表する契約についても、連邦政府に関する場合と同様である (行政契約法3条1項、2項)。

代表して締結された契約であるとみなされることになる¹²⁷。なお、行政は、契約を締結した としても、法律上、その裁量行使について認められている権限または義務に制限を設けるこ とはできない¹²⁸。

なお、行政契約の履行において議会による資金供給が必要とされる場合であっても、資金供給は当該行政契約の有効性に関する前提条件(conditions precedent)とはならないが、議会によって承認されるまでの間は当該行政契約についての支払いをすることはできない。なお、行政は、その権限の範囲を超えるような契約を締結することはできない。公務員は、その権限に基づき締結した契約については、個人責任を負わないとされているが、明示的に個人的な信用(personal credit)を誓約した場合または政府の代理人ではない形(otherwise than as the agent)で契約を締結したような場合には、当該公務員は、個人責任を負担することとなる129。

加えて、マレーシアにおいては、上記の締結時の手続のほかに、調達の際に遵守すべき原則として、以下が定められている¹³⁰。

- 公的な説明責任:調達は政府が負っている公的な説明責任を明白に反映するもので なければならない。
- 透明性:サプライヤーおよび請負業者の理解を深めるべく、調達に関する全ての規則、条件、手続、プロセスは明確かつ透明性のあるものでなければならない。
- 対価に相当する価値:品質、数量、適時性、価格および調達源という観点から、政府 調達は、要した費用 1 リンギットあたり最高の価値を政府にもたらすようなもので なければならない。
- 開かれた公正な競争:政府調達に関するプロセスは、どの調達取引についても、調達に参加・競争する全ての業者に対し公正・公平な機会を与えるものでなければならない。
- ◆ 公正取引:全ての入札は現行のルール、方針および手続に基づいて公正に処理される。

マレーシアにおいては政府調達にあたり随意契約を行うことも認められているものの、 取引価格が50万リンギットを超える取引については入札により行う必要があるとされている¹³¹。

2) 紛争解決

行政契約に関連して生じた紛争に関しては、政府手続法(Government Proceedings Act

0

¹²⁷ 行政契約法 5 条。なお、行政契約法の施行後に締結された契約は、上記で説明した方法で締結された ものを除き、個別の事情によっては、政府または州政府の権限に基づいて締結された契約であるとはみな されない(行政契約法 6 条)。

¹²⁸ ただし、このような原則が適用されるのは、契約の中でも、公的機関の職務の履行と矛盾するような 契約に限定される。

¹²⁹ 行政契約法8条。

¹³⁰ マレーシア財務省政府調達局(Ministry of Finance Malaysia Government Procurement Division)「マレーシア政府の調達レジーム(*Malaysia's Government Procurement Regime*)」1-2 頁(2010)。

¹³¹ マレーシア財務省政府調達局・前掲注 130)4 頁。

(1956)) ¹³²の適用がある。それによれば、政府(government) ¹³³に対する請求(claim)は、その請求が、①州の土地(State land)の利用もしくは占有またはその権利に関するものである場合、②租税収入法(revenue law)から生じたものである場合、③政府の権限で締結された契約に基づく請求であって、私人間(between subject and subject)で生じていたものだとすれば、民事手続(civil proceedings) ¹³⁴上の根拠を与えるものであるとき、または、④不法行為に基づくものではなく、かつ、損害賠償もしくは補償に基づくものであって、私人間(between subject and subject)の民事手続と同様に、民事手続によって適法に執行できる可能性がある場合には、政府手続法に従い、政府に対する手続を通じ、執行可能(enforceable)とされている ¹³⁵。

なお、行政契約の紛争に関するコモン・ローについては、例えば、①権限外の請求(ultra vires demand)に基づいて支払われた金員について返還を受けることができることや、②誤り(mistake)で支払われた金員についても返還を受けることが可能であること等に関するルールがある。

(10) 行政指導

マレーシアの行政法においては、行政の権限として、一般的に、制定法に反せず、かつ、個人の権利を侵害しない場合には、個別の制定法には基づかない固有の権限行使(non-statutory powers)が認められているとされているが¹³⁶、日本の行政法でいう「行政指導」に相当する概念は一般的には存在しないようである。

なお、裁判所は、このような行政の固有の権限行使(non-statutory powers)についても、 司法判断に適する場合には、固有の管轄権を有する¹³⁷。

(http://www.commonlii.org/my/legis/consol_act/gpa19561988323/, 2018年3月12日最終閲覧)。

¹³² CommonLII, GOVERNMENT PROCEEDINGS ACT (1956)

¹³³ 政府には、連邦政府と州政府の双方が含まれる(政府手続法2条)。

¹³⁴ 民事手続の意義に関しては、政府手続法2条2項に規定がある。

¹³⁵ 政府手続法 4 条。なお、政府の公務の履行(exercise of public duties)については、契約違反に関する手続を除き、政府または公務員(public officer)によってなされた行為(なされなかった行為または拒否された行為も含む。)について、政府に対する手続は存在しない(政府手続法 7 条 1 項)。なお、公務員には大臣(Minister)も含まれる(政府手続法 2 条 2 項)。もっとも、これらの条項は、当該公務の履行により政府が行う建設またはメンテナンス業務について、過失による不法行為(negligence)または侵害(trespass)があった場合には、それらに起因する損害賠償または補償請求に関する訴訟を提起することを妨げるものではない(政府手続法 7 条 3 項)。なお、政府の公務の履行には、①鉄道、道路、乗馬専用の道(bridle-paths)または橋の建設、メンテナンス、進路変更(diversion)および放棄、②学校、病院その他の公的建築物の建設、メンテナンスおよび放棄、③排水設備、洪水防御設備および埋立工事の建設・開始、メンテナンスおよび放棄、④川および運河の水路の維持、進路変更および放棄が含まれる(政府手続法 7 条 2 項(a)から(d))。

¹³⁶ Jain・前掲注 105) 372-373 頁。ただし、具体例としては、契約の締結等が掲げられているに過ぎない(Jain・同 373 頁)。

¹³⁷ HALSBURY·前掲注 93)[80.051][80.039]。

2.5.3 行政不服審査に関する法制度

(1) 通則的な行政不服審査の概要

マレーシアには、行政上の不服申立てに関する一般法は存在しないが、個別法により、行 政が行った決定に対し、それより上級の行政機関に対する不服申立手続が定められている 場合がある。

例えば、マレーシアでは、裁決機関(tribunal)¹³⁸に対する不服申立てが認められている場合がある。裁決機関は、その管轄(jurisdiction)の範囲外の事項について決定する権限を有しない。しかしながら、一般的には、国内の裁決機関は、自らその管轄の有無を判断することが可能であって、裁判所はこのような裁決機関の判断を否定しないというのが原則である¹³⁹。ただし、その場合であっても、例えば、裁決機関による管轄権の基礎に関する事実認定が合理的な人間であればそのようには認定しないといえるようなときには、その判断は裁判所によって否定されることがある¹⁴⁰。

裁決機関が管轄を有しない場合の例としては、①裁決機関が不適切に設立されていた場合、②手続が不適切に開始された場合、③決定権限が違法に委任されていた場合、④争いが生じた場所、訴訟物(subject matter)の性質、訴訟物の価値または有効な裁決についてその他の必要要件が存在しないことについて、当事者のために処理する権限がない場合がある 141。

裁決機関の管轄の有無に関する問題が個別具体的な事情に委ねられている場合には、このような個別具体的な事情は、争点に対する予備的なもの(preliminary to the issue)または管轄(jurisdictional)の問題として提起することが可能である。仮に、裁決機関による調査において、当初の段階で、このような管轄について異議が出された場合には、裁決機関は判断するか否かについて決定する必要があり、また、管轄権の問題についてルールを提供することも可能であるが、このようなルールは裁判所によって審査される可能性がある¹⁴²。

なお、審査請求についても、申立期間 (limitation period) の適用があり得る。すなわち、制定法に基づく義務その他の公的義務を執行する者については、訴訟、訴追その他の手続は、その行為がなされてから 36 か月以内に開始されなければならず、または、権利侵害もしく

¹³⁸ ここでの裁決機関には、個別法に基づき設置される statutory tribunal と、私的な団体内部に設置されるものがある。statutory tribunal の例として、所得税法(Income Tax Act (1957))により設置され課税額の決定に対する不服申立てを審議する場である所得税特別委員会(Special Commissioners of Income Tax)や、従業員社会保障法(Employees Social Security Act (1969))により設置され、従業員社会保障の受給権等についての争いを審議する場である社会保障不服申立委員会(Social Security Appellate Board)等がある(HALSBURY・前掲注 93)[80.013])。なお、裁決機関には独立性が認められていることが不可欠であるとされている(Jain・前掲注 105)165 頁)。

¹³⁹ HALSBURY・前掲注 93)[80.072]。

¹⁴⁰ 裁判例も含めて、HALSBURY・前掲注 93)[80.074]。

¹⁴¹ HALSBURY・前掲注 93)[80.073]。なお、議会の決定による場合を除き、当事者の合意によって、裁決機関の管轄を生じさせることはできない。

¹⁴² HALSBURY・前掲注 93)[80.074]。なお、裁決機関その他の決定権限者が、誤って審理を拒絶した場合には、職務執行令状(order of mandamus)が発行され、管轄内または権限の範囲内に関する事項について決定をすることになる(HALSBURY・前掲注 93)[80.078])。

は損害の発生が継続している場合には、このような権利侵害もしくは損害の発生が止んだときから 30 か月以内に開始されなければならないとされている143,144。

(2) 個別分野の行政不服審査の概要

1) 個別分野①:課税処分145

a. 申立ての権利と期間

納税者は、内国歳入庁長官(the Director General of Inland Revenue: DGIR)による以下に掲げる査定に不服がある場合、査定に対して異議を申し立てることができる(所得税法 99 条)。

- 査定 (assessment)、追加査定 (additional assessment)、事前査定 (advanced assessment) であって、内国歳入庁長官により、机上調査または実地調査の結果としてなされたもの
- 所得税申告書 (Income Tax Return Form: ITRF) の不提出または提出が遅延した状況に おいて行われた、最善の判断 (best judgement) による査定 (所得税法 90 条 3 項)

なお、所得税法99条の規定は、以下の場合には適用されない。

- 所得税法 90 条 1 項に基づくみなし査定
- 所得税法 91 条に基づく補正済み ITRF についてのみなし査定

ただし、不服申立てをしている場合であっても、査定結果の通知の日から 30 日以内に、査定された金額を納付しなければならない。これに違反した場合、税額全体の 10%が追徴され、査定結果の通知の日から 60 日を過ぎても納付しない場合は、更に 5%が追徴されることとなる(所得税法 103 条)。

b. 不服申立手続

不服を申し立てる納税者は、その納税ファイルを管理している内国歳入庁の支所に対して、査定結果の通知の日から 30 日以内¹⁴⁶に、不服申立ての根拠を記入した異議申立書(フォーム Q) を提出しなければならない(所得税法 99 条)。不服申立ての根拠として、納税

Attorney General's Chambers Malaysia, PUBLIC AUTHORITIES PROTECTION ACT (1948)

145 なお、以下については、全般的に、藻川・前掲注 108)195-196 頁も参照。

¹⁴³ 政府機関保護法(Public Authorities Protection Act (1948))2条(a)。

⁽http://www.agc.gov.my/agcportal/uploads/files/Publications/LOM/EN/Act%20198.pdf, 2018年3月12日最終閲覧)。

¹⁴⁴ HALSBURY・前掲注 93) [80.201]。

¹⁴⁶ 不服申立期間の延長申請は、内国歳入庁長官に対して、延長の正当な理由を示した延長申請書(フォーム N)を提出することにより行うことができる(所得税法 100 条)。内国歳入庁長官が申請を拒絶する場合は、延長申請書を所得税特別委員会(the Special Commissioners of Income Tax: SCIT)に引き渡し、所得税特別委員により最終的な決定がなされる。

者が査定結果の通知に不同意である理由を列挙しなければならない。

c. 査定の審査

査定の審査期間は、不服申立ての通知を受けてから 12 か月以内である¹⁴⁷。納税者は、証拠資料の提出のため、情報の追加提出や、本人または代理人の出頭を求められることがある。審査の結果、和解案が提供され、当初の査定額について、追認、減少、増加または免除がなされることになる(所得税法 101 条)。多くの場合、この段階で和解に達することになる ¹⁴⁸。

この段階で合意に至らなかった場合には、不服申立ては所得税特別委員会(SCIT)に引き渡される。所得税特別委員会は、独立の審査機関であり、憲法上の君主すなわちマレーシア国家の首長(head of the state of Malaysia)によって租税の不服申立てを処理すべく任命された委員から構成される。

d. 不服申立てに対する所得税特別委員の処分

異議申立書が所得税特別委員会に引き渡された場合、納税者に対し書面による通知がなされる。そこで納税者は、資格を有する弁護士または税理士を代理人とすることができる。査定による課税を免れるための立証責任は納税者が負うこととなり、立証の手段は法令が認める証拠資料に限られる。納税者が聴聞の機会において満足のゆく説明をなさない場合、所得税特別委員会は、査定を追認する権限を有する。所得税特別委員会による決定は、マレーシアにおける下級裁判所(the subordinate court)の判決とみなされる。

e. 所得税特別委員会の決定に対する不服申立て

当事者のいずれかが、租税特別委員会による決定が法令に違反しているとして不服を有する場合には、所得税特別委員会に通知することにより、事案を高等裁判所(High Court)へ上訴するよう要求することができる。

高等裁判所は、提訴された事案に関する法的な問題について判断し、所得税特別委員会により決定された査定額を追認し、増額し、減額しまたは無効にすることができる。

高等裁判所への上訴における全ての手続は、納税者に特段の意向がない限り、法定において行われる、高等裁判所における判断については、上訴裁判所(the Court of Appeal)への上訴の道が開かれており、これが基本的には最終的な上訴となる。なお、高等裁判所における事実問題に関する決定については、上訴する権利はない。

f. 高等裁判所における司法審査

例外的に、司法審査のための要件が充足された場合においては、納税者は、所得税特別 委員会を省略して高等裁判所に対して、内国歳入庁長官による査定に対する司法審査を直

-

¹⁴⁷ 内国歳入庁長官が審査のために更に時間を要する場合には、財務大臣(the Minister of Finance)は、6 か月を超えない範囲で更に延長することができる(所得税法 101 条)。

¹⁴⁸ 藻川・前掲注 108)195 頁。

接請求することができる。このような司法審査請求の要件、手続やタイムラインは、2.5.4(2)2)において後述する。

近時では、高等裁判所は、所得税特別委員会が適切な議論の場であると認める場合には、そのような請求を拒むようになっている。高等裁判所における判断については、控訴裁判所(the Court of Appeal)、更にマレーシア連邦裁判所(the Federal Court)や最高裁判所(the apex court)への上訴の道が残されている¹⁴⁹。所得税特別委員会への不服申立ての場合と異なり、納税者は、査定された税額を納付する義務はなく、高等裁判所は、納税を司法審査の処分時まで保留する権限を有している。

2) 個別分野②: 建築確認

建物が完成・遵守証明書発行のために満たされるべき基準を満たしていないにもかかわらず、主要提出者が完成・遵守証明書を発行した場合、2.5.2(3)において前述したとおり、周辺住民等、当該建物により影響を受ける第三者は、地方自治体に苦情を申し出、地方自治体による査察や、主要提出者による書面指示等の職権発動を促すことができる。

これに対し、建物が完成・遵守証明書発行のために満たされるべき基準を満たしているにもかかわらず、主要提出者が完成・遵守証明書を発行しない場合には、開発業者が主要提出者を任命する際に締結する契約に従い民事責任を追及することが実務上一般的である。また、1967 年建築士法(the Architect's Act 1967)4 条や 1967 年技術者登録法(the Registration of Engineers Act 1967)4 条の定めに従い、マレーシア建築士会(the Board of Architects Malaysia: BAM)やマレーシア技術者会(the Board of Engineers Malaysia: BEM)はそれぞれ、建築士・技術者による専門的業務の遂行にあたり生じた紛争を解決し、必要があれば建築士・技術者の登録を抹消したり罰金を科したりする権限を有しているため、これらの機関に対し苦情を申し出ることも行われる。いずれの場合でも、主要提出者に完成・遵守証明書の発行を義務付けることはできない。

3) 個別分野③: 産業廃棄物処理手続

特定施設を使用するための許可申請、およびその前提となる環境影響評価レポートの承認は、環境基準局長により決定される事項である。環境基準法35条は、このような決定によって権利侵害を受けた者について、不服審査委員会(the Appeal Board)への不服申立手続を定めている。例えば、以下のような決定について、不服申立てをすることができる。

- 許可または許可の譲渡の拒絶
- 許可の条件、限定または制約の賦課
- 事可の取消し、停止または変更

2003 年不服審査委員会に関する環境基準(the Environmental Quality (Appeal Board)

¹⁴⁹ マレーシアでは原則として三審制を採用しており、地区ごとに、治安判事裁判所(the Magistrate Court)および初級裁判所(the Sessions Court)からなる下級裁判所(the Subordinate Court)と、その上の高等裁判所(the High Court)が置かれている。更にその上に位置する上訴裁判所(the Appellate Court)は、控訴裁判所(the Court of Appeal)、最高裁判所(the apex court)および連邦裁判所(the Federal Court)から構成される。

Regulations 2003) によれば、不服申立手続は以下のとおりである。

- 環境基準法 35 条 1 項に基づき、環境基準局長による決定により権利侵害を受けた者は、決定が到達した日から 30 日以内に、決定に対して不服を申し立てる旨を書面により通知する。
- 当該通知は、不服審査委員会に提出される。当該通知においては、申立人が不服を有する決定を正確に特定していなければならない。
- 申立人は、通知を送付してから 30 日以内に、申立ての根拠と、不服申立てのために 必要と認められる他の書類を提出しなければならない。
- 上記の通知と、不服申立ての根拠やその他の書面について、それらの写しを、不服審 査委員会と同時に環境基準局長に対しても提出する。

不服申立てに関する聴聞手続のルールは、適用のある範囲内において、マレーシア下級裁判所規則(the Malaysian Subordinate Courts Rules)¹⁵⁰に従うこととなっており(環境基準法36条9項)、不服審査委員会の委員長(the Chairman of the Appeal Board)は、聴聞の記録を残さなければならない。

不服審査委員会は、その不服申立て事案に関する費用の裁定や、命令を発出する権限を有している。

不服申立委員会規則(the Appeal Board Regulations)5条2項によれば、不服申立委員会によってなされる命令は最終的(final)なものであり、命令について不服申立てをすることはできないとされている。しかしながら、マレーシアの上訴裁判所によれば、裁決機関の決定は、制定法に基づいてその決定が最終的なものであると定められている場合であっても、個別の事情によっては、裁判所における審理の対象になるとしている¹⁵¹。なお、この点における裁判所の解釈の傾向については、後出の注 165 を参照されたい。

2.5.4 行政訴訟に関する法制度

(1)組織の概要

裁判所は、行政機関の決定について、司法審査 (judicial review)をすることが可能である ¹⁵²。ただし、マレーシアには、行政事件のみを取り扱う行政裁判所は存在せず、通常の裁判 所がこうした司法審査を行う。このような司法審査を含め、行政法が問題となる訴訟は多数 みられるものの、件数の統計等は国民が一般的に利用可能な形では公開されていない。

¹⁵⁰ なお、マレーシア下級裁判所規則は、改正により、2012 年裁判所規則(the Rules of Court 2012)の一部となっている。

¹⁵¹ 上訴裁判所のうち控訴裁判所の裁判例として、Syarikat Kenderaan Melayu Kelantan Bhd v Transport Workers' Union, 2 MLJ 317 (1995)がある。また、連邦裁判所の裁判例として、Majlis Perbandaran Pulau Pinang v Syarikat Bekerjasama-sama Serbaguna Sungai Gelugor Dengan Tanggungan, 3 MLJ 1 (1999)がある。
¹⁵² 中村良隆「マレーシアの裁判制度」『アジア諸国の司法改革』163 頁、181 頁(日本貿易振興機構アジア経済研究所、2002 年)。

(2) 行政訴訟の審理手続

1) 行政訴訟の類型・判断基準153

マレーシアにおいては、日本の行政事件訴訟法のように、行政訴訟にのみ適用される通則 法は存在しておらず、したがって、マレーシアにおける行政訴訟についても、日本における 行政事件訴訟類型のような形での類型化はされていない。

もっとも、上記のとおり、裁判所は、行政機関の決定について、司法審査することが可能である¹⁵⁴。すなわち、公的機関(public body)や公務員(public officer)が法律に基づく権限の行使によってその対象者の法的利益を侵害した場合、マレーシアの裁判所は、当該権限行使を審査する固有の管轄権(inherent jurisdiction)を有している。更に、上位裁判所(superior court)は、下位裁判所および裁決機関(tribunal)に対しても、類似の固有の管轄権を有している。

また、裁決機関は、その管轄に属する事件について、審理および裁決を行う義務があるにもかかわらず、それらの義務を履行しなかった場合には、法律に従いこの義務を履行するように命令され得る。

2) 裁判所による司法審査の基準および手続の概要

マレーシアにおける司法審査とは、下位裁判所および裁決機関その他の準司法機能を行使する主体、ならびに公的な行為または公的義務を担う者による手続または決定について、高等裁判所が監督的管轄権(司法審査権)(supervisory jurisdiction)を行使するための手続である。

なお、司法審査の対象は、行政機関の意思決定プロセスに限定され、決定自体は司法審査 の対象とはならない。

一般的に、司法審査を求める理由としては、以下の3つが挙げられる155。

● 違法性(Illegality)

違法性は、実体的な権限踰越(substantive ultra vires)に関わるものであり行政の決定について、根拠となるべき法令が存在せず、したがって、実体的な権限が存在しない場合等に問題となる。行政機関は、その意思決定についての権限を規制する法令を理解したうえで、その権限の範囲内に限り、意思決定を行う必要があることになる。

● 不合理性 (Irrationality)

不合理性とは、司法審査の対象となっている決定に論理的な破綻または一般的な道

_

¹⁵³ HALSBURY・前掲注 93)[80.050]。

¹⁵⁴ 裁判所が審理できない決定(non-justiciable)としては、例えば、国家安全保障、外国との関係に関する決定、条約締結権限の行使、政府による政策的考慮に関する事項に加えて、国籍・移民に関する決定がある。この点に関する控訴裁判所の裁判例として、Ketua Pengarah Jabatan Alam Sekitar & Anor v Kajing Tubek & Ors And Other Appeals, 3 MLJ 23 (1997)がある。また、連邦裁判所の裁判例として、Dr Michael Jeyakumar Devaraj v Peguam Negara Malaysia, 2 MLJ 321 (2013)がある。移民については、1959 年の移民法(Immigration Act 1959/63)59 条 A(1)号、マレーシア連邦憲法附則 2、3 編 2 条(Section 2, Part III of the Second Schedule to the Federal Constitution)に従う。

¹⁵⁵ 連邦裁判所の裁判例である R Rama Chandran v Industrial Court of Malaysia, CLJ 147(1997)を参照。

徳的基準からの逸脱があり、当該事案において分別を有する者であればそのような 判断はしなかったであろうという場合をいう。

● 手続的瑕疵(Procedural Impropriety)

手続的瑕疵とは、手続的な権限踰越(jurisdictional ultra vires)であって、その管轄内において、行政機関が法令に明示的に定められた手続規定に従わなかった場合に適用されるものである。なお、行政機関が自然的正義(natural justice)の基本原則に従わなかった場合や、手続的な公正(procedural fairness)に反したような場合も含まれる。自然的正義とは、偏見の禁止(nemo iudex in causa sua:自分自身による原因に対しては何人も裁判官たりえない)および公正な聴聞を受ける権利(audi alteram partem:聴聞原則、他方当事者の言い分も聴く)を指す。

司法審査によって与えられる主な救済措置は、1964 年裁判所法 (the Courts of Judicature Act (1964)) 25 条 2 項ならびに 1950 年特定救済法 (the Specific Relief Act (1950)) 附則第 1 段落、44 条および 46 条に規定されている。これらの法律の規定によって、高等裁判所は、いかなる者や機関に対しても、指示 (directions)、命令 (orders)、令状 (writs) を発することができる。令状としては、例えば、以下のような機能を持つものがある。

- 職務執行令状 (mandamus)
 - 公的な義務の不履行があった場合にその履行を強制し、または、行政機関による公的機能の行使が管轄権の範囲内であることを保障するための命令をいう。
- 禁止令状 (prohibition)行政機関に対し、その状況の継続を禁止する命令をいう。
- 移送令状 (certiorari) 行政機関の決定を破棄または無効とする命令をいう。

司法審査手続においては、裁判所は、以下のような救済措置を付与することもできる(2012年裁判所規則(Rules of Court (2012)) ¹⁵⁶命令 53 号(order 53) "Application for Judicial Review")。

- 宣告 (declaration)
- 差止命令 (order of injunction)
- 金銭的補償命令(order of monetary compensation)
- 損害賠償 (damages)

前述のとおり、原告が、司法審査に代わる適切な措置として裁決機関に対する不服申立て を行うことができる場合であるにもかかわらず、その不服申立権を行使しなかったときは、 これを理由として司法審査による救済が認められない可能性がある。

更に、管轄権に関する問題を除き、当事者は、裁決機関その他行政機関による手続の過程においてなされた裁定については、その機関における手続が完了するまでの間、司法審査による救済を求めることはできない¹⁵⁷。このような裁定の例としては、手続の過程または最終

-

¹⁵⁶ RULES OF COURT 2012 (https://zulkiflihasan.files.wordpress.com/2008/06/rules-of-court-2012-01-07-2012.pdf, 2018年3月12日最終閲覧)。

¹⁵⁷ Dr Colin Lee Soon Soo v Majlis Perubatan Malaysia, 1 CLJ 907 (2011).

的な決定前における証拠の許容性に関するものがある。

司法審査の申請手続は、2012年裁判所規則 53 号 2 項 4 号に定められている。この規定は「公権力または公的機能の行使に関する決定、作為または不作為によって悪影響を受けている者は、申請を行う権利を有する」と定めている。

司法審査の申請を行うためには、まず、高等裁判所の許可(leave or permission of the High Court)を得なければならない(命令 53 号 3 項 1 号)。この許可の申請は、一方当事者(ex parte)が裁判官室における高等裁判所裁判官に対して行う。申請には、①申請者(不服申立人)の名前とその説明(権利侵害を受けた者である等)、申立人が求める救済措置および救済の根拠、②依拠する事実を証明するための宣誓書(affidavit)(命令 53 号 3 項 2 号)を添付しなければならない。権利侵害を受けた者または申請者は、許可の申請を行ったことについて、聴聞が行われる 3 日前までに、司法長官室(the Attorney General's Chambers)に対して通知しなければならない(命令 53 号 3 項 2 号)。この段階においては、裁判所は、このような申請が法的根拠を欠くかまたは申請権限の濫用ではないことが明白か否か(prima facie case: 一見して明らかな事案)のみを検討する¹⁵⁸。

なお、許可に際しての要件は、裁判所による許可の付与が、司法審査の対象となっている 決定を行った公務員もしくは公的機関または決定により利益を受ける国民を不安定な状況 に置くものであることから、無益な許可申請から行政を保護するものとして機能すること となる。裁判所は、一般に、司法長官が、政府または公共の利益のために十分な根拠がある と考える場合には、そのような不確実性を除去するために介入する機会を与えられるべき だとしている¹⁵⁹。

許可の申請は、申請の原因が最初に生じた日または行政機関による決定が不服申立人に最初に通知された日から3か月以内に、直ちになされなければならない(命令53号3項6号)。高等裁判所は、司法審査の申請期限を延長する権限を有しているが、その権限は、高等裁判所が「十分な理由があると認めるとき」に限って行使される(命令53号3項7号)。なお、その事案の解決によって利益があるということは、ここでいう「十分な理由」には該当しない160。この点について、一般的に、マレーシアの裁判所は不遵守を致命的(fatal)なものと考える傾向があることから、厳格に法定された期限を遵守することが不可欠である。連邦裁判所は、法的価値がなく、無益でまたは遅延を生じさせる嫌がらせから、適切な行政と公権力の行使による利益を保護する必要があり、申請された事案の解決の遅延を減少させるために、厳格な期限が定められているのだとしている161。

高等裁判所の許可が出された後は、司法審査の申請は、公的機関を被上訴人(respondent) とし、当事者間(inter partes)において審理される。この段階においては、申請者の主張の 実体的事項(merit and substnce)が審理されることになる。

高等裁判所による決定に対して不服を有する当事者は、控訴裁判所に対して、30 日以内に上訴することができる(1994年控訴裁判所規則(Rules of the Court of Appeal (1994))命令

_

¹⁵⁸ 控訴裁判所における裁判例として、Chin Mee Keong v Pesuruhjaya Sukan, 6 MLJ 193 (2007)。

¹⁵⁹ George John v Goh Eng Wah Bros Filem Sdn Bhd & 2 Ors, 1 MLJ 319 (1988).

¹⁶⁰ 連邦裁判所における裁判例として、自らおよびパハン州ラウブの Kampung Bukit Koman 地区の全占有者の代理人として訴えを提起した事案である Wong Kin Hoong & Anor v Ketua Pengarah Jabatan Alam Sekitar & Anor, 4 MLJ 161 (2013)がある。

Ahmad Jefri bin Mohd Jahri v Pengarah Kebudayaan & Kesenian Johor & Ors, 3 MLJ 145(2010).

12 号)。控訴裁判所の決定がなされた後は、連邦裁判所(マレーシアにおける最高の裁判所)の許可が得られた場合に限り、控訴裁判所の決定から 1 か月以内に、連邦裁判所に対する上訴が認められる(1964 年裁判所法(Courts of Judicature Act (1964)) 16296 条および 97 条)。ただし、許可は、不服申立てが初めて判断されるべき一般原則に関する問題を含んでいる場合、公共の利益に関する重要な問題である場合、または、マレーシア連邦憲法の規定の効力に関する判断を要する問題(憲法に関係する成文法の有効性についての問題を含む。)である場合に限り、認められる(同法 96 条(a)号および(b)号)。したがって、許可が認められることは多くない。

なお、2.5.2(10) 行政指導の箇所ですでに述べたとおり、裁判所は、行政による個別の制定 法には基づかない固有の権限行使(non-statutory powers)についても、司法判断に適する場合には、固有の管轄権を有する¹⁶³。

3) 不服申立前置主義164

マレーシアにおいては、上記のとおり、行政機関または裁決機関の決定を争うために司法審査を利用することが可能であるが、行政機関の決定により権利侵害を受けまたは行政機関の行為に対して不服のある当事者は、当該決定または不服について、司法審査を利用する前に、適用法令に規定されたその他の救済措置を利用する必要がある。この点から、マレーシアにおいては、日本の行政法における不服申立前置主義に相当する制度の採用の有無は、個別法の規定に委ねられていると言える「65。すなわち、上位裁判所(superior court)の第一審管轄権(original jurisdiction)は、制定法に基づき、新しい法的権利・義務が創設されており、かつ、執行のための特定の手続が規定されているような場合には、間接的に排除されるとされている。そして、特定の手続として裁決機関に対する不服申立て等が規定されており、かつ、特定の手続を経ることが義務的なものであると解される場合、当事者は特定の手続を経る前に、上位裁判所に対して訴えを提起するということはできない。他方で、①特定の手続が存在しない場合、②異議の理由が適用法令により認められた申立理由の範囲外である場合、または、③異議の理由が特定の手続についてである場合には、行政機関の行為または裁決機関の決定について、裁判所に審査を求めることができる。ただし、司法審査の対象である訴訟物(subject matter)は、裁判所において審査できるものでなければならない。

なお、第一審管轄権が排除されるか否かのより具体的な判断要素としては、①不当行為 (misfeasance) の有無、②問題となっている行為が権限外 (ultra vires) のものか、③当該法律が既存の法的権利を侵害するものか、④案件の事情からして規定された手続の範囲外となってしまうというような問題があるか、⑤法律に規定された他の救済手段が不適当なものか、および、⑥正義 (interest of justice) の観点から裁判所の介入を要求されるべきという

(http://www.commonlii.org/my/legis/consol_act/coja19641972307/, 2018年3月10日最終閲覧)。

164 HALSBURY・前掲注 93)[80.058]。

¹⁶² CommonLII, COURTS OF JUDICATURE ACT (1964)

¹⁶³ HALSBURY・前掲注 93)[80.051]。

¹⁶⁵ 他方で、制定上、裁決機関の決定が最終的 (final) なものと規定されている場合、原則としてその決定を争うために、裁判所に訴訟を提起することはできないとされているが、制定法が文字通りに解釈されることは少なく、裁判所の管轄権を認める方向で一般的には解釈されている (HALSBURY・前掲注93)[80.058])。

その他の理由があるか等があるとされている。

排他的第一審管轄権(exclusive original jurisdiction)を与えられた機関が事件について決定を下したときは、破棄に関する移送令状(certiorari to quash)や宣言を求める訴え(action for declaration)等の適切な方式により、当該決定の有効性を上位裁判所において争うことが可能である。ここで、裁判所が当該決定を無効と宣言した場合であって、かつ、無効性の判断に黙示的に修正決定(correct decision)が含まれているといえるときには、当該裁判所は、修正決定を下すことができる。しかしながら、裁判所は、上訴管轄権の違法な創設に類似の事態を招くことから、既判力(res judicata)が及ばない場合等を除き、当該機関がすでに有効であると判断した問題を再決定することはできない。

2.6 ミャンマーの行政通則法制度の整備状況

ミャンマーにおいては、行政手続、行政不服審査について定めた通則法は存在しないが、個々の法律により、行政手続、行政不服審査の手続について規定されている法令が存在する。例えば、2016年に成立した投資法および2017年に発せられた同法の規則において、投資に関する行政手続、行政不服審査制度について規定されているほか、所得税法(個人および企業の所得税を対象とする。)においても、一定の行政手続、行政不服審査についての規定が存在する。

行政訴訟については、英国等のコモン・ローの国の流れを承継しており、裁判所による司法審査(judicial review)という形で行われる。

なお、ミャンマーにおいては、法制度の歴史的沿革からして、行政法研究がほとんど進んでいないものと思われ、ミャンマーの行政法について解説した文献等も本調査期間中には 見当たらなかった。

2.6.1 行政通則法制度を所管する行政機関

ミャンマーにおいては、行政手続、行政不服審査についての通則法が存在しないため、これを所管する行政機関も存在しない。

2.6.2 行政手続に関する法制度

(1) 行政手続に関する通則法の有無

ミャンマーにおいては、行政手続に関する通則法は存在しない。個別法において、行政機関がある決定を行う前に一定の手続を行うことが認められている場合があるが、日本の行政手続法のように、行政機関の行為一般に対し一定の事前手続を求める内容の法令はない。

(2) 個別分野①:課税処分

1) 担当官庁

計画財務省が所管しており、実際に執行しているのは下部機関である IRD (Income Revenue Department) である。

ミャンマーの所得税法(Income Tax law)は、日本の所得税に相当するものに加えて、日本の法人税に相当する企業所得税にも適用される。

2) 手続

算定委員会(Assessment Committee)は、所得税を支払うべき者に対して、金額を定めた所定のフォームで、支払命令(notice of demand)を発することができ(所得税法 53 条)、納税義務者は通知所定の期限内にこれを納付する必要がある(所得税法 39 条(a))。支払に不履行がある場合、支払命令は、民事裁判の支払命令と同様の効果を有し、算定委員会は、金銭債権としての強制執行、管理人(receiver)の選任、資産の売却をすることができる(所

得税法 39 条(c))。

(3) 個別分野②:投資分野(投資者に対する行政罰)

1) 担当官庁

計画財務省が所管しており、同省下の投資委員会 (Myanmar Investment Commission: MIC) が手続を行っている。また投資委員会内に設置された投資支援委員会も手続上の役割を果たしている。適用法令としては、投資法、同法規則が存在する。

2) 手続

a. 行政罰の内容

投資委員会は、法令および投資認可の条件に違反した投資者に対し、以下の行政罰を課することができる(投資法 85条(a))。なお、投資法は2016年10月に成立し、同法規則が2017年3月に発せられたことにより運用されているが、運用開始後の期間が短いため、実際に行政罰が発動された例は存在しないものと考えられる。

- 厳重注意
- 事業の一時的停止
- 税金の減免の一時的停止
- 投資委員会認可またはエンドースメント¹⁶⁶の取消し
- ブラックリスト(今後、投資委員会認可またはエンドースメントが付与されない)への記載

上記の行政罰を課するに際しては、投資者に対して事前通知をする必要があり、投資者は 書面で質問する権利を有する(投資法 85 条(b))。また、行政罰を課する決定には、その理 由を記載しなくてはならない(投資法 85 条(c))。

b. 行政罰を課する手続

行政罰を課するにあたり、投資委員会は、以下の手続および要件を満たす必要がある(投資法規則 217 条)。

- 投資モニタリング局作成の行政罰を提案するレポート¹⁶⁷について分析を行うこと
- 行政罰が上記の提案に関するものであること
- 以下の概要を記載した通知を投資者に発すること168

¹⁶⁶ 投資認可の一種である。投資委員会認可が国家にとって重大な利益を有する投資、投資額が多額の投資、国家から土地を賃借する場合等に厳格な審査をするのに対し、エンドースメントは、2016 年投資法で創設された制度で、投資委員会認可の要件に該当しない投資について、簡易迅速に投資認可を取得することを目指している。

¹⁶⁷ 投資法規則 178条。

¹⁶⁸ 投資法 85 条(b)。

- ✓ 違反を構成する行為または不作為(法律違反または投資委員会認可、エンドースメント、税金の減免もしくは土地使用権の条件への違反)
- ✓ 提起されている行政罰
- ✔ 判断理由
- 投資者が採るべき違反是正措置および当該措置を完了すべき期間の記載を含むこと (投資委員会が違反が是正可能であると考える場合)
- 提起される行政罰が、事業または税金の減免の一時的停止である場合には、一時的停止を終了するための条件の記載を含むこと
- ブラックリストへ記載すべきその者の名称 (関係者その他の者が違反に関与したという信頼できる証拠があり、その者に投資委員会が行政罰を課する場合)
- 通知および課される行政罰に返答するための期間(通知の受領から 10 営業日以上の期間である必要があるが、投資委員会が、違反の影響により即時の措置を採る必要があると判断する場合、所定の期間を短縮することができる。)

投資者は、上記の通知に対し、自らの意思表示・見解(違反の程度および行政罰が正義および公正であるか否か、所定の期間内に投資委員会所定の違反是正のための所定の手続に従うことのコミットメント)の提出をすることができる(投資法規則 218 条)。投資委員会は最終判断を投資者に通知する必要があり(投資法規則 219 条)、当該通知には、行政罰が適用される日が記載される(投資法規則 220 条)。

(4)情報公開および情報提供

ミャンマーでは、行政機関による情報公開および情報提供の手続を通則的に定めた法令はないものと考えられる。

(5) 行政罰(および行政上の義務違反に対する制裁)

ミャンマーでは、行政法研究がほとんど進んでおらず、行政上の義務違反に対する制裁につき、日本の行政法でいう「行政罰」に相当する概念を用いて一般的に類型化することはされておらず、行政罰一般に適用のある通則法も存在しないと考えられる。そのため、行政罰の根拠となる制定法等を個別に検討する必要がある。

例えば投資分野では、前記 2.6.2(3)のとおり、計画財務省の所管である投資委員会が、法令および投資認可の条件に違反した投資者に対し行政罰を課すことができる(投資法 85 条 (a) 169 。

169 ただし、ミャンマー投資法上の行政罰は、日本においては、講学的には、行政罰ではなく、受益的行政行為の撤回に該当すると考えられる。そして、受益的行政行為の撤回が、行政上の義務違反に対する制裁に含まれるかどうかは、日本の学説上も議論がみられる。

具体的には、受益的行政行為の撤回を制裁の一種と考える見解(今村成和=畠山武道『行政法入門 第9版』153頁(有斐閣、2012年))、受益的行政行為の撤回は制裁を目的とするものではなく、制裁の範疇に含めて論ずるのは妥当でないとの見解(塩野宏『行政法 I 行政法総論 [第六版]』249頁(有斐閣、2015年))、制裁を直接の目的とした受益的処分の撤回等の制度は立法論として考えられるものであり、受益的処分の撤回等を制裁として用いることは、行政の実効性確保の方策として検討に値するという見解(宇賀克也『行政法概説 I 行政法総論 第6版』239頁(有斐閣、2017年))がある。

(6) 行政調査

ミャンマーでは、行政の調査権は法分野ごとに必要に応じて規定されているが、これを一般的に規制する法令は存在せず、また、行政調査という観点からの研究や分析も行われていないものと考えられる。行政調査が規定されている一例を挙げると、投資法 65 条は、投資者の義務として、投資委員会から投資の検査についての事前通知があった場合、投資委員会に対していかなる場所の検査も許容しなくてはならないとされている。また、投資法規則187条は、ここでいう検査には、投資に関する記録の検査、ならびに取締役、マネージャーおよび従業員に対するインタビューが含まれるとしている。

(7) 行政計画

ミャンマーでは行政法研究がほとんど進んでおらず、行政機関が関与する計画について、 日本の行政法でいう「行政計画」に相当する概念を用いて一般的に類型化することはされて いないものと考えられる。

(8) 行政契約

ミャンマーにおいては行政法研究がほとんど進んでおらず、行政契約としての公法上の 契約と私法上の契約の区別は認識されていないものと考えられる。

通常の企業活動との関連で例を挙げると、土地使用権(グラント)の付与に関する政府との契約等が公法上の契約ということができると思われ「70、政府所有の土地を企業が賃借する契約(BOT 方式と一般にいわれる。)等が私法上の契約に該当するということができると考えられる。政府機関が、私人と土地賃貸借契約に代表されるような契約(明確には意識されていないが、私法上の契約を念頭に置いているように考えられる。)を締結する場合、実務上、締結前に法務長官府(Union Attorney General Office: UAGO)の確認を受けることが要求されている。場合によっては、利害関係を有する省庁に回覧し、要修正箇所の指摘を受けることもある。

(9) 行政指導

ミャンマーにおける政府の活動の特徴として、裁量性が極めて広範であるということがいえる。その結果、行政指導もほぼ制限なく行われており、また、それが賄賂等の腐敗の温床になっているという側面もあると考えられる。

¹⁷⁰ ミャンマーにおいては、土地は国家所有とされているが、種々の土地使用権が私人に認められている。土地使用権は、大別すると、永久無償の権利(freehold)と、期間を定めて土地の使用が認められる権利(leasehold)に分類することができるが、グラントは、後者に属する権利である。すなわち、国家が私人に対して、一定期間土地を使用する権利を認めるものであり、日本の行政法学上は「特許」(行政庁が、国民に対して、国民が一般的には取得し得ない、権利能力・行為能力・特定の権利又は包括的な法律関係を設定する行為)に該当するものと考えられる。

2.6.3 行政不服審査に関する法制度

(1) 通則的な行政不服審査の概要

ミャンマーには、行政上の不服申立てに関する一般法は存在しないが、個別法により、行政が行った決定に対し、それより上級の行政機関に対する不服申立手続が定められている場合がある。

(2) 個別分野の行政不服審査の概要

1) 個別分野①:課税処分

a. 最初の不服申立て

全ての課税所得を有する者は、課税の申告をする必要があり(所得税法 17条(a))、これを受理したタウンシップの歳入局(Revenue Office)は、必要に応じて資料の提出を求めることができる(所得税法 19条(b))。提出された資料から申告が誤りである可能性がある場合(所得税法 19条(c))、申告自体がなされない場合(所得税法 19条(d))は、算定委員会(Assessment Committee)による税額の算定がなされる。

算定委員会の命令 (Order) に不服のある者は、第一審上訴委員会 (First Appellate Committee) に対して不服申立をすることができる (所得税法 32条(a))。

算定を受けた者は、命令等の受領から 30 日以内(当該期間内に提出できない十分な理由があると第一審上訴委員会が認める場合は除く)に、上訴理由書(memorandum of appeal)を提出する必要がある(所得税法 32 条(b))。上訴を行うには、不服申立ての対象となる所得税全額をいったん納付することが条件とされている(所得税法 32 条(c)(i))。なお、税額 500 チャット以下の場合は、算定員会の判断が終局的とされており、上訴をすることができない(所得税法 33A 条)。

第一審上訴委員会は、上訴を取り扱う場合に、上訴人に対して聴聞の機会を与える必要がある。同委員会は、適切と考える如何なる命令も発することができるが、所得税額を増加させる場合には、上訴人に対して理由を知る機会を与えなくてはならない(所得税法32条(d))。

b. 再度の不服申立て

第一審上訴委員会の命令に不服のある者は、第二審上訴委員会(Second Appellate Committee)に不服申立をすることができる(所得税法 33 条(a))。不服申立は、命令の受領から 60 日以内に行う必要がある(所得税法 33 条(a))が、第二審上訴委員会が、当該期間内に提出できない十分な理由があると認める場合は、この限りではない(所得税法 33 条(b))。第二審上訴委員会は、上訴人、被上訴人の双方に聴聞の機会を与えた後、上訴に関し適切と考える命令を下すこととされている(所得税法 33 条(d))。なお、税額が 10,000 チャット以下の場合は、第一審上訴委員会の判断が終局的とされ、第二審上訴委員会に上訴することはできない(所得税法 33A 条)。

c. 法律問題についての最高裁への照会請求

第二次上訴委員会の命令について、法律上の問題点がある場合には、上訴人および第一次上訴委員会は、第二次上訴委員会からの命令を受領した日から 60 日以内に、第二次上訴委員会に対して、当該案件を最高裁に照会するように求めることができる(所得税法 34 条(a))。最高裁が、法律問題が存在するとして受理した場合、最高裁は当該問題について判断し、これを第二次上訴委員会に対して伝達することとされている(所得税法 34 条(c))。なお、税額が 10,000 チャットを超える場合であっても、法律上の問題点がない場合は、第二審上訴委員会の判断が終局的とされ、最高裁判所に対する上訴をすることができない(所得税法 33A 条)。

2) 個別分野②: 投資分野

a. 行政罰に対する不服申立て

投資委員会による行政罰の決定に不服のある場合、投資者は、決定の日から 60 日以内に 政府に対して不服申立をすることができる(投資法 86 条(a))。

不服申立を受けた政府は、投資委員会の決定の修正、撤回、承認することができる(投資法 86条(b))。この政府の決定は、最終的かつ終局的なものとされ(投資法 86条(c))、行政罰を課された者は、最終的に決定された行政罰の内容に従わなくてはならない(投資法規則 221条)。投資委員会は、当該最終判断を受領後、これを投資者¹⁷¹に通知し、判断に応じた必要な措置を採ることとされている(投資法規則 220条)。

なお、ブラックリストへの掲載に関し、投資委員会は一定の事由¹⁷²がある場合には、投資者、関係者をブラックリストから削除することができる(投資法規則 222 条)。

b. 投資支援委員会への苦情・紛争の通知

以下の苦情または紛争を有する投資者は、投資支援委員会に対して、通知を提出することができる(投資法規則 170 条)。

- 政府部門、政府機関の投資に関する決定が不適切に行われたこと
- 許認可、ライセンス、登録または承認の申請が、不適切に拒絶されたこと
- 法律上の権利、保護または承認が無効とされたこと

上記の通知については、以下の要件が必要とされ(投資法規則 171 条)、投資支援委員会は、この基準を満たさない通知を拒絶することができる。ただし、拒絶する場合には、投資者への通知が必要とされる(投資法規則 172 条)。

- 書面によること
- ミャンマー語での記載、またはミャンマー語と英語の併記であること
- 申請者の署名があること

171 投資者、他の名前が挙がっている当事者および他の関連政府部門、政府機関。

¹⁷² ブラックリストからの削除が連邦の利益に適い、これ以上の違反その他の顕著な投資法の違反も行わない点について、投資者および関係者が、投資委員会が合理的に納得する説明 (demonstrate) をした場合。

- 申請費用の納付
- 必要書類の添付

c. 投資委員会の行為に対する不服申立て

投資者は、投資委員会が規則により定められた判断基準¹⁷³の適用を誤り、申請に対して不当な判断をしたと合理的に信じる場合、投資委員会による判断から 15 営業日以内に、投資者は投資委員会委員長等¹⁷⁴に対して書面により説明を求めることができる(投資法規則 233条(a)(b))。説明の請求を受けた投資委員会委員長等は、投資委員会と協力して投資者の説明の要求を審査し、当該事案を投資委員会に再審査のために差し戻すか、決定内容を維持するかについて、投資者に対して書面で通知する(投資法規則 233条(c))。

2.6.4 行政訴訟に関する法制度

(1)組織の概要

ミャンマーの裁判所では、行政機関の決定について、司法審査(judicial review)をすることが可能である。ただし、特別な行政裁判所は存在しない。

(2) 行政訴訟の審理手続

ミャンマー憲法 18条は、一般的な司法審査(judicial review)について定めており、最高裁判所は命令(writs)を発することができるとしている。ミャンマーにおいては、英国等のコモン・ロー国家と同様に、行政行為に対する不服審査は、裁判所が命令を発することの可否を通じて行う方法が採用されている。命令の具体的内容や手続については、命令適用法(the Law of Application for the Writ 2014)が定めている。

1) 命令の種類および具体的内容

命令適用法の規定する命令(writs)の種類およびその具体的内容は、以下の表 2-8 のとおりである。

¹⁷³ または、他の適用される基準。

よたは、他の適用される差字

¹⁷⁴ または、当該事項について権限を有する者もしくは機関(以下の「投資委員会委員長等」について同様)。

表 2-8 命令適用法の規定する命令の種類およびその具体的内容

命令の種類	具体的内容
人身保護令状(命令適用法2条(c))	身柄を拘束されている者を裁判所に召喚し、拘束
Writ of Habeas Corpus	について正当な理由があるかを審査する。
職務執行命令(命令適用法2条(d))	権限者、機関、政府部門に対して、これらの法律に
Writ of Mandamus (Mandatory Order)	基づく公務上の義務を果たさせる、また、裁量の
	濫用を是正させる。
禁止命令(命令適用法2条(e))	正義に反する行為を行わないよう、また、法律上
Writ of Prohibition (Prohibiting Order)	の権限を超過した行為を行わないように命じる。
権限開示令状(命令適用法2条(f))	政府機関、権限を有する機関の行為が、発せられ
Writ of Quo Warranto	た法律、規制、規則、手続、命令、通知、指令に適
	合しているかの審査後に発せられる。
破棄命令(命令適用法2条(g))	判断が法律に適合していない場合に、当該判断を
Writ of Certiorari (Quashing Order)	是正する。

出所)三菱総合研究所にて作成

2) 審理手続の具体的内容

a. 申立書の提出

申請は、その理由を記載した書面にて最高裁判所に対して行われ(命令適用法 4 条)、命令を発する対象である者、機関、部門名を記載する必要がある(命令適用法 5 条)。最高裁判所は、必要書類および宣誓供述書(Affidavit)が添付されているか審査し、申請書が完全でない場合、コメントとともにこれを返却することとされており、申請書が完全であれば、これを雑事件(miscellaneous case)として受領する(命令適用法 6 条)。

b. 初期審理体による審理

初期審理体 (Preliminary Hearing Body) は、3名の最高裁判事により構成され(命令適用法7条(a))、最高裁判所長官 (Chief Justice) は、初期審理体に参加する権限を有する(命令適用法7条(c))。初期審理体は、申請を受領した後、対象、内容および添付書類について審査し、申請者を召喚し、申請を受理すべきかを判断する(命令適用法8条)。申請が受理された場合、最高裁判所は、当該申請の審理を最終審理体 (Final Hearing Body) に移送する(命令適用法9条)。

c. 最終審理体による審理

最終審理体(Final Hearing Body)は、3名の最高裁判事により構成され(命令適用法7条(b))、最高裁判所長官(Chief Justice)は、初期審理体に参加する権限を有する(命令適用法(c))。初期審理体は、申立人および被申立人から聴取を行い、判断を下すこととされている(命令適用法10条)。最高裁判所の命令による判断は、最終的かつ終局的なものとされる(命令適用法11条)。

(3) 個別分野①:課税処分

上記のとおり、第二次上訴委員会の命令について、法律上の問題点がある場合には、上訴人および第一次上訴委員会は、第二次上訴委員会からの命令を受領した日から 60 日以内に、第二次上訴委員会に対して、当該案件を最高裁に照会するように求めることができる(所得税法 34 条(a))。最高裁が、法律問題が存在するとして受理した場合、最高裁は当該問題について判断し、これを第二次上訴委員会に対して伝達することとされている(所得税法 34 条(c))。なお、税額が 10,000 チャットを超える場合であっても、法律上の問題点がない場合は、第二審上訴委員会の判断が終局的とされ、最高裁判所に対する上訴をすることができない(所得税法 33A 条)。

(4) 個別分野②:投資分野

投資者と政府の間の投資に関する紛争については、裁判所または仲裁¹⁷⁵において解決を 求めることができるとされているが、全ての紛争当事者は、これが裁判所または仲裁手続に 持ち込まれる前に、これを友好的に解決する十分な試みをしなくてはならない(投資法 83 条)。

政府と投資者の間の投資に関する紛争については、以下の手続を経た後に、裁判手続または仲裁手続を提起できる(投資法規則 173 条)。

- 投資支援委員会への苦情または紛争に関する通知(前記 2.6.3(2)2)b 参照)
- 友好的な紛争解決のための手続176

投資委員会は、紛争解決、紛争の発生防止、投資問題が法的紛争の段階に至る前に調査を行うため、紛争処理メカニズムを設置、運営するとされている(投資法 82 条)。例えば、投資法規則 170 条以下の投資支援委員会への紛争等の通知(前記 2.6.3(2)2)b 参照)が、これを具体化した紛争解決システムとみることも可能と考えられる。

_

¹⁷⁵ 投資法 19 章 (紛争の解決) は、投資者と政府の間の紛争、投資者間の紛争の双方を取り扱っており、紛争解決一般について、裁判と仲裁の両方の方法があることを規定しているが、投資者と政府の間の紛争が仲裁により解決できるか否かは、条文上明確ではなく、また、ここでいう仲裁がどのような仲裁を意味するのかは明確ではない。

¹⁷⁶ 投資法規則または紛争解決のために適用される通知に基づくもの。

3. 東南アジア諸国における日本企業の事業展開をめぐる課題分析

3.1 文献・WEB 調査等に基づく分析

3.1.1 ベトナム

(1) 日本企業等からの提言

外務省は、ベトナムの投資環境を改善し、外国投資を拡大することを通じて、ベトナムの産業競争力を高めることを目的として、2003 年 4 月に日本およびベトナムの首脳の合意によって日越共同イニシアティブを設置した。これにより、ベトナムが投資環境を改善するために実施すべき内容を「行動計画」として取りまとめ、取組み内容を両国で評価している。2012 年 11 月に公表された評価書においては、以下のような問題点や、ベトナム側の取組みが報告されている¹⁷⁷。

- 最低賃金の定義が明確でないため、最低賃金とは何かが政府、労働者、企業にとって も分かり難いものとなっている。最低賃金の決定のプロセスで不明確な部分も多い ため、最低賃金に対する理解が低い。
- 新たな法令の発令に際し、行政側の周知についても不十分な側面があり、企業側の認識不足による意図せぬ法令違反が発生している。ベトナム側は、a) 新たな法令の発令に関し、周知徹底方法の改善についての意見交換を行う、b) 関係行政機関による定期的なセミナーを開催する(分かりやすい内容説明、法令遵守の優秀事例の紹介等)といった取組みを行う。
- 新企業法の施行前に設立された企業に対しては、施行後も旧ルールが適用され、施行後に設立された企業に比べて不利な立場におかれている。例えば、旧企業法の規定によれば、取締役会では強制的に全会一致ルールが適用され、合弁企業において日本側取締役とベトナム側取締役の対立が解消できないケースが発生している。ベトナム側の担当官庁がこの問題の改善を約束し、これが本イニシアティブの成果とされたたにもかかわらず、その後のベトナムの省庁間での見解の違いにより法制整備が頓挫し、省庁間の協議結果を日本側に報告するという約束も果たされなかった。
- 進出企業が事業活動を営む上で、通関行政において求められる書類、行為その他関係情報が多岐にわたること、また取引形態によりそれらが異なること、更にはそのような中、画一的な管理を追求するため、企業側、税関側ともに膨大な書類、管理資料を抱えることになり、通関の迅速性の欠如、管理の複雑化、整合性の欠如、膨大な管理労力といった弊害が生じつつある。また、通関規則・運用等に関する税関側の更なる情報公開、情報提供、税関内情報共有化が求められる。
- 全件オリジナルの書類提出、通関書類全てへの署名や、取引形態別の提出データ・必要書類が定められている等、手続が煩雑である。
- 税関システム e-Customs の不具合により、規定の手順で通関情報を入力・出力しようとしてもエラーが発生。また、何度も申告しても申告成功までに1日を要することも

¹⁷⁷ 外務省「日越共同イニシアティブ・フェーズ 4 の評価書」2012 年 11 月 23 日(http://www.vn.emb-japan.go.jp/jp/economic/initiative/evaluation_J_phase4.pdf), 2018 年 2 月 23 日最終閲覧)。

あり、申告遅延への影響大(原因不明)。また、一度に申告する件数、明細が多い場合(例えば100アイテム以上)、申告受付までに数分かかり、レスポンスが非常に遅い。また、e-Customs のシステムダウンが多く、長い時は復旧に1日~2日かかる。それでも民間企業は、ベトナム政府推奨の接続ソフトを利用するしかない。ベトナム側は、システム復旧までの対応時間を定め、システムダウン時にはマニュアルによる税関手続の申請をする環境を整備することを約束。

- ベトナムにおいては、納税者の質問に対する回答窓口が各税務当局に設置されているが、相談内容に対する回答の即時性と、回答内容に対する検証可能性が確保されておらず、結果として納税者が知りたい情報を「信頼できる」税務当局の見解として、「早期に」得ることができない事態が発生している。例えば、進出企業が税制上の取扱いについて税務当局に質問したところ回答まで2か月を要したケースや、担当者ごとに見解が異なりいずれの回答を採用したら良いか分からない(裏付けが取れない)ケースがあった。
- 法令間の矛盾・抵触が存在する。例えば、共通投資法 29 条 4 項では「外国投資家は、ベトナム国内投資家が定款資本の 51%以上を保有している企業へ投資する場合、国内投資家と同様の条件を適用される」と規定されているにも関わらず、政令(Decree23/2007/ND-CP、DecreeNo.10/2007/QD-BTM)には外資系企業の明確な定義がなく、現状では 1%でも出資すれば外資系企業と認定されるため、出店規制の対象となり、事実上、ベトナム市場への参入障壁となっている。
- 法令用語の定義や、許認可の基準・処理機関が不明確であるために、運用に混乱が生 じている。
 - ✓ 例えば、外資系企業の定義が明確でないことから、我が国から進出した企業が流 通権の申請を行っても、当局に受理されるだけで許可が下りない。
 - ✓ 外資系企業による 2 店目以降の出店については、出店希望地域における既存小売店舗数・市場の安定性・人口密度等の判断基準により、その可否を地方の人民委員会が判断するとされている。この出店の可否についての判断基準が不明確であり、予測可能性・審査プロセスの透明性が低い点が問題であるばかりでなく、そもそも、外資系小売業のみが競争上不利な状況に置かれることも問題である。
 - ✓ 許可を受けるまでのおおよその期間の目途を立てにくい。

しかしながら、ベトナム中央官庁と議論を構える日越共同イニシアティブは、制度改正を働きかけるには便利なツールであるものの、制度運用面の働きかけは得意ではなく、手続の透明性や統一的な運用の確保(例えば、税務調査の担当官により解釈が異なるケースが多い等)への対処は容易ではないとされる¹⁷⁸。

また、2014年には、経済団体連合会により、以下の問題点について改善の要望がなされている 179 。

118

 $^{^{178}}$ 在ベトナム日本大使館「【第 8 回】日越共同イニシアティブ・メルマガ仕立て」2012 年 6 月 14 日 (http://www.vn.emb-japan.go.jp/jp/economic/initiative/120619magazine.pdf,2018 年 2 月 23 日最終閲覧)。 179 日本経済団体連合会「アジア諸国における税制および執行に関する要望~円滑な事業活動を経済成長につなげる~」2014 年 6 月 17 日(http://www.keidanren.or.jp/policy/2014/060.html,2018 年 2 月 23 日最終閲覧)。

● 移転価格税制

2013年にAPA(事前確認)が導入されたが、執行体制が不十分であり、実際に機能していないとの指摘がある。

● 租税条約

租税条約において、個人所得税の二重課税は回避されることになっているにもかかわらず、実際には、短期出張者の労働が課税対象とされる場合があり、事業活動への負担となっている。

● 法人源泉所得税

還付請求を行った場合、税務署から請求額と同等かそれを上回る額の追納を命ぜられ、事実上還付されていない事態が発生している。

● 税関

ベトナム国内の調達材に関し、通関書類を提出するよう指摘を受けるといった事例がある。また、各地方の税関によって取り扱いが異なる場合もある。

2016年には、日本商工会議所の日本メコン地域経済委員会が、開かれたベトナム経済に向けた規制緩和、制度改正のため、以下の要望をベトナム計画投資省に提出した180。

- ★・制度運用、行政手続の適正化
 - ✓ ベトナムでビジネスを行う多くの日本企業が課題に挙げているのが「頻繁な法律変更と公布周知の不徹底」、「会社設立や許認可取得等、各種行政手続の煩雑さ」、「地域・窓口による運用・解釈の不統一」等、法・制度運用、行政手続に関する問題である。
 - ✓ 外資企業との十分な事前協議を踏まえて法制化するプロセスの確立、法・制度の 改正における十分な周知期間・経過措置の設定、行政手続の簡素化、統一した運 用の徹底等、企業の実態を十分に踏まえ、改善に取り組まれたい。

(2)分析

ベトナムでは、「外国企業が許認可を得るのに長い時間がかかる」、「ベトナムでは汚職が当たり前となっている」等、ベトナムへ投資する外国企業からの批判が高まったこと等を受けて、行政改革の機運が高まってきた。

1990 年代のベトナムにおける行政改革の目標は、これらの問題を改善、克服することにあった。問題の背景にあった事情として、以下の点が指摘されている181。

- 行政手続の複雑性・明確さの欠如、党と行政の二重構造(党と行政の機能未分化)
 - ✓ ベトナムの行政手続は複雑で明確性を欠くといわれるが、これは各組織の中で、 権限、仕事の領域がはっきり定まっていないことが影響している。このため、行 政の越権行為、事務手続の頻繁な変更等、行政手続を複雑かつ不明瞭なものにし

¹⁸⁰ 日本商工会議所(日本メコン地域経済委員会) 「2016 年提出の要望書に対するベトナム側からの回答 (ベトナム計画投資省からの回答の抜粋)」 2016 年 11 月 16 日 (http://www.tokyo-

cci.or.jp/MekongMPIquestionsanswers.pdf, 2018年2月23日最終閲覧)。

¹⁸¹ 財団法人自治体国際化協会「ベトナムの行政改革」2002年9月27日

⁽http://www.clair.or.jp/j/forum/c_report/pdf/233-1.pdf, 2018年2月23日最終閲覧)。

ている。

✓ ドイモイ以前は党が、全ての分野の国家行政に介入し、行政運営において党の意向が優先されたため、各行政機関においても明確な権限が定められていなかった。政府組織人事委員会(GCOP)を訪問すると「まず、どの省庁のどの部局が、どのような権限を持ち、どの分野の仕事を行うかを法律等ではっきりさせることが重要である」という言葉をよく聞く。省庁内部からも、行政組織の権限や責任に関して、法律等による明確化が強く求められている。

● 縦割り・セクター主義

- ✓ 行政機関は程度の差はあれ、官僚主義・縦割り主義的な傾向があるが、ベトナムの場合は特にその傾向が強い。同じ省内でも、局が違うと、業務上連携が取りにくいことが多く、他の省庁と連携が求められる業務については一層の困難を伴う。
- ✓ その縦割り主義は、地方にも及んでいる。中央の各部門は、地方におけるそれぞれの担当分門と強い関係で結ばれており、結果として横の連携が取りにくい状況となっている。

秘密主義・非公開主義

- ✓ 手続の過程や金銭が絡む情報については、限られた情報しか公開されず、かなり 不透明なものとなっている。国家予算でさえ、1996年から概要の公開が始まっ たに過ぎない。
- ✓ また、国家の省庁内に外国人が勤務することも困難となっている。

ベトナムにおいては、公務員の定義や給与システムが非常に複雑で不明確である。通常共産党幹部は行政上の要職に就くことが多く、所得面をみても公の給与以外に様々な特権や金銭的利益が与えられているといわれている。その一方で、下級公務員は生活するのに十分な給与を支給されておらず、また行政機関の末端の職員は正規の国家公務員とは位置付けられていない。更には公務員の管理や監視システムも十分に発達していないとの問題も指摘されている。

1990 年代の行政改革では、①法律の制定および行政手続の改革、②行政組織構造改革、 ③公務員の資質向上・改善という3つの分野に特に焦点が当てられ、以下のように一定の成果を挙げた¹⁸²。

● 法律の制定および行政手続の改革

- ✓ 外国投資法、国内投資推進法、会社法、国家企業法、破産法、土地法、国家予算法、民法典、労働法等の法律が制定されたが、これらの法律等により、ビジネスの機会を増やし、商品の流通や販売を促す望ましい環境を作り出した。
- ✓ 法的文書の体系化および見直しについてもある程度の成果を得られた。2000 年の統計資料によると、政府・省庁が発出した7,059 の法律、規則、法的文書のうち2,014 が削除、1,017 が補足修正されるべきものとされている。また省レベルでは54,806 の法的文書のうち9,985 が削除、1,276 が補足修正されるべきもので

-

¹⁸² 自治体国際化協会・前掲注 181。

あるとされており、これらの見直しが進められる。

- ✓ 行政手続改革については、1994 年から始まり行政手続の明確化が進んだ。特に 行政手続の改革で焦点が当てられたのは、次の7分野であった。これらは個人や 企業の不満を少なくし、多くの不必要な行政手続をなくし、改善することに役立 っている。この手続改革については「ひとつの窓口・ひとつの印鑑」として知ら れるワンストップサービスを先進的に導入したホーチミン市、輸出入地区、工業 団地での実施等の試験的なモデルがある。現在はベトナム各地で試みられてい る。
 - 投資許可
 - 家屋と土地の使用許可
 - 輸出入
 - 出入国
 - 営業体の樹立と経営登録
 - 人民による請願・告発の解決
 - 予算と基礎建設の資金支給

● 行政組織構造改革について

- ✓ 効率的、効果的な合理化を行うため、政府、全てのレベルの行政組織の機構改革が行われてきている。省庁の数は、27から23に減少した。これは8つの省庁と複数の政府所属機関が、3つの省庁に統合された結果である。またいくつかの政府所属機関は省庁下に統合された。これらの再編は、単に省庁の数を減らすにとどまらず、経済管理の新しいシステム等にも適合していくよう考慮されている。
- ✓ 最近の政府が出した分権化に関する法的文書は、主に省庁や地方の人民委員会 の責任、機能、権限を強めることに焦点が置かれている。現在、11 の分野に属 する 20 種類以上の事項に関して、分権化について再調整が行われている。
- ✓ また政府は、地方の政府の教育、保健、文化、組織、人事における分権化のため、 政府がどのような準備や文書を発布すべきか助言、協力するため、各省庁に研究 調査を行うよう指示を出している。

● 公務員の養成

- ✓ 最も重要な成果は、1998年に公務員法が公布されたことである。これにより、 公務員の身分や養成等について法的な枠組みが与えられた。
- ✓ 公務員自身や仕事の質の向上のために、新しい管理知識や技術を習得する研修を行っている。改善後の研修を受けた者は、1998年には、中央レベルで15%、地方レベルで10%、1999年には、それぞれ20%と12%へ増加をしている。公務員に必要とされる基本的な知識のほか、国家行政、事業環境における財政管理、コンピューター、外国語能力を訓練している。

2000 年代に入ってからも、2001 年の第 9 回党大会で採択された 2001~2010 年経済・社会発展戦略では、「行政改革の推進、清潔で堅固な国家機構の構築」という見出しの下で、①制度の刷新、②国家機構組織の健全化、合理化、③幹部・公務員の道徳的資質 (phamchat)、能力の向上、④汚職、官僚主義の抑制の 4 分野における改革の方向性が具体的に示された。

同時に、行政改革が発展戦略全体の3つの突破口のひとつと位置付けられた。これを受け て、同年、政府は「2001~2010年の行政改革マスタープログラム」を首相決定という形で 公布した。そこでは、国家行政の現状として、「国家行政は、集権的、官僚主義的、国家丸 抱え的な管理体制の名残を色濃く残しており、新しい管理体制の要請および新しい条件下 で人民に奉仕する要請に応えておらず、管理の効率、効果が低い」と述べ、具体的に次のよ うな問題点を挙げている183。

- 市場経済下における各部門、各級行政機関の国家管理機能の定義の不明確性・行政制 度体系の不統一
- 煩瑣、複雑な行政手続
- 秩序、規律の弛緩
- 複雑、多層的な組織機構
- 集権的、官僚的かつ分散的な行政管理方式
- 行政機関や事業単位 (公共サービス提供組織) の活動に適合した財政メカニズムの未 整備
- 幹部・公務員の道徳的資質や専門能力の不足、官僚主義・汚職
- 地方、基礎レベルの行政機構の機能不全

このような問題の背景としては、以下の理由が指摘された。

● 行政組織改革

- ✓ 行政改革マスタープログラムにおいては、省政府以下の地方政府人民委員会の 役割や権限を規定することとしていたが、その目標は現時点で達成されていな 11
- こうした状態の主な原因は、中央集権的、官僚主義的行政慣習等がいまだ残って おり、行政改革の進展を遅らせていることである。
- ✓ 中央政府から地方政府への分権化や一般行政組織と公営企業の役割の明確化を 促進すべき各種ガイドラインについても、公布されていないものも散見される。
- ✓ また、情報の公開も進んでおらず、必要な情報が入手できないことがある。

公務員の能力向上

- この分野に関する最大の問題点は、社会主義志向の市場経済化に公務員の能力 が追いついていないことである。公務員倫理が十分でなく、中には汚職を犯した り、権威主義的であったりする者もいる。責任感とサービス精神に欠け、人民や 社会の求めることにも無関心である。
- ✓ 公務員倫理や勤務姿勢が改善されない理由としては、業績の評価方法がいまだ 明確に示されておらず、また、不正を犯した公務員への罰則も不十分であるため、 抑止力が働いていないことが挙げられる。

¹⁸³ 石塚二葉「ベトナムの行政改革の現状と課題-人は礎-」『転換期のベトナム:第11回党大会、工業 国への新たな選択』(日本貿易振興機構(JETRO)アジア経済研究所,2012年)

⁽https://www.jica.go.jp/activities/schemes/priv_partner/ku57pq000016s6az-att/invest_vie_env01.pdf, 2018年2月 23 日最終閲覧)。

これらの行政改革の成果は現在徐々に現れているとされ、近年の国家の社会経済発展に 貢献してきた。しかし、全体としてみると改革の速度は遅く、特に経済的発展に見合った行 政システムの改善・改革はいまだ不十分であるとされている。

例えば、行政改革においてワンストップサービス実施を目指した結果、各種行政手続の公表・開示、待ち時間等の短縮、公務員の責任感の向上といった成果があがり、その結果市民と行政との関係にも改善が見られたが、あくまでも形式的な導入に留まっているケースも多い。その結果、申請時の窓口は一本化されたものの、申請後に様々な問題に直面した際に相談すべき相手方は必ずしも一元化されていない等、縦割り行政の弊害の本質的な改善は道半ばであるという¹⁸⁴。

また、個別法および全体の法律システムでの整然性、整合性の欠如が指摘されている。それによって、法律システムの安定性、一貫性と透明性が阻害されており、ベトナム政府は各種法律の改正・新制定を通じて法的制度を健全化するよう多くの努力を払ってきたが、法律の制定や改正は各省庁が独自の判断で、かつ断片的に行ってきたため、全体の法律システムは一貫性がなく、整然としていないという¹⁸⁵。

更に、法律の公布後も直ちには施行できず、政令や通達を待たねばならないという問題点も挙げられている。細則が策定され現場の行政に行きわたるまで2~3か月かかる等行政事務が停滞することがあり、現地に進出した企業においては、法律改正が行われる前の報道をもとに各企業でどのようなリスクが想定されるか検討し、仮に行政事務が停滞するようなことが発生した場合には、ベトナムの日本商工会、領事館、大使館等を通じて、ベトナム政府に陳情する等の対策を講じている186。

このように、政府内外において法律が十分に議論されず制定されるため、公布後に運用細則が出されることが多いが、その内容が非常に分かりづらく他法令に抵触するケースがある¹⁸⁷。また、行政機関から出される通達も、行政手続上の影響が非常に大きいにもかかわらず、行政改革においてほとんど見直しが進んでいない。

このような事情により、管轄機関の幹部の不親切で無責任な態度や、多くの手続の煩雑さ、 法律と実際の手続が一致しないことが問題として挙げられる¹⁸⁸。その理由としては、社会主 義体制を維持したままでの市場経済化と国際社会への参加の移行期にあって、新たな諸制 度に対する行政側の認識と理解が不足していること、縦割り行政が各制度間の統一性を阻 害していることが挙げられている。

月号 No.745(http://www.jftc.jp/monthly/archives/001/201704/c5a7fe7b64a2fae675d9695b1674f907.pdf, 2018 年 2 月 23 日最終閲覧)。

¹⁸⁴ 財団法人自治体国際化協会「ASEAN 諸国の地方行政~ベトナム社会主義共和国編」2007年2月27日(http://www.clair.or.jp/j/forum/series/pdf/j28.pdf, 2018年2月23日最終閲覧)。

¹⁸⁵ 桜美林大学産業研究所「日本の対ベトナム経済制度改革の政府開発援助の成果と今後の課題」2003 年 11 月 30 日(http://www2.obirin.ac.jp/unv/research/sanken/Do%20Manh%20Hong58.pdf, 2018 年 2 月 23 日最終閲覧)。

 ¹⁸⁶ 千葉県議会ベトナム行政調査団「平成 26 年度千葉県議会ベトナム行政調査報告書」2014 年 10 月 (https://www.jcci.or.jp/international/ASEAN_Roadshow_requests_jp.pdf, 2018 年 2 月 23 日最終閲覧)。
 187 日本貿易会「貿易投資関係情報『第 8 回海外日本人商工会訪問について』」日本貿易会月報 2016 年 3

¹⁸⁸ 岡山県ベトナムビジネスサポートデスク「ベトナムにおける投資に関する行政手続の現状および課題」岡山県ベトナムビジネスサポートデスクレポート Vol.33, 2010

⁽http://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/330052_1523258_misc.pdf, 2018年2月23日最終閲覧)。

(1) 日本企業等からの提言

日本経済団体連合会は2014年、タイについて以下の問題点を指摘し、改善を求めた189。

- 移転価格税制について、一貫性のない執行、不明確な制度によって混乱が生じている。 例えば、都心部と地方、また、担当官ごとに移転価格の執行が異なる場合がある。
- 法人税や源泉税の還付手続を行うと、例外なく税務調査が実施され、手続上の負担が 企業に課せられたり、場合によっては、税務署から請求額と同等かそれを上回る追納 を命ぜられたり、事実上還付されていない場合がある。
- 付加価値税についても同様であり、還付請求に時間がかかり、還付の目途が立たない ことから、企業経営戦略に支障が生じている。
- 日タイ EPA に基づく特恵関税制度があるものの、タイ政府は EPA 特恵関税の適用を 狭める執行を行ったり、EPA 特恵関税に必要なライセンス更新が遅延し、関税を仮 払いしたりする等、事業活動に影響が生じる場合がある。

また、日本貿易会では、タイ政府に対して制度の透明化、関税手続簡素化、事前教示制度 の適切な運用等を求めている¹⁹⁰。

(2)分析

タイにおいては、かつては詳細な行政手続の整備が遅れており、そのような法の欠缺がある場合には、関係する実定法の規定を解釈して対応したり、個々の公務員の裁量に委ねられたりする上、日本のように判例の蓄積がなく、行政の比例原則や平等原則といった基本的な考え方がどの程度適用されるかも不明瞭な状況にあると指摘されていた。

法規制の解釈についても、不明瞭さ・不透明さが指摘されており、進出企業が当局へ問い合わせても回答がない、あるいは省庁・担当者によって回答内容が異なるといった問題が生じている。企業としては、法規制を理解しようと努め、懸念があれば当局へ問い合わせる等の対応を積極的に行っているところもあるが、当局から明確な回答が得られないことも多いとされていた¹⁹¹。

更に、行政指導については、我が国において行政手続法に定められているような法律上の 規定がないため、タイの社会システム¹⁹²を踏まえた対応が必要になる事態も考えられる ¹⁹³。

¹⁸⁹ 日本経済団体連合会・前掲注 179。

¹⁹⁰ 日本貿易会・前掲注 187。

¹⁹¹ 独立行政法人中小企業基盤整備機構「タイにおける日系中小企業の経営課題に関する実態調査」2006年3月(http://www.smrj.go.jp/doc/research_case/nikkeikigyou.pdf, 2018年2月23日最終閲覧)。

¹⁹² 事業者団体の力が弱く、個々の企業が直接行政官僚とつながることで規制を免れようとしたり、裁定行動をしたりする意向が強い等の傾向を指す(開発金融研究所「タイの行政手続法と行政行為」(開発金融研究所報 2001 年 7 月第 7 号)2001 年 7 月(https://www.jica.go.jp/jica-ri/IFIC_and_JBICI-Studies/jica-ri/publication/archives/jbic/report/review/pdf/7-6.pdf, 2018 年 2 月 23 日最終閲覧))。

¹⁹³ 開発金融研究所・前掲注 192 では、対応の具体的な方法として「行政指導のやり方が過度に不当な場合その証拠を取っておき、取消訴訟が提起できるように備えておく、公務員の不当な行為に対する損害賠

なお、タイでは特に高額の金銭が絡む税関・税務の分野において、担当官の裁量の広さが 賄賂等の不正の温床となっているとの指摘もある¹⁹⁴。

3.1.3 インドネシア

(1) 日本企業等からの提言

日本経済団体連合会は、2006年に以下の提言を発表した195。

- 法令運用ならびに行政諸手続
 - ✓ 投資先としてのインドネシアの魅力を向上させ、日本からインドネシアへの投資を更に拡大するためには、法令運用の公平性・厳格性・予見可能性を高めることを通じて、外資が安心して投資・ビジネス活動を展開できるよう行政手続を改善することが求められる。
 - ✓ 併せて、税務分野においては納税・申告回数の削減、通関分野においては港湾荷役・銀行・税関業務や他法令確認等、輸出入関連手続に要する時間を短縮する等、行政諸手続を合理化・効率化することが望ましい。
 - ✓ また、これらの点については、すでに両国官民で構成される「官民合同投資フォーラム」を通じた日本側の幅広い支援が行われている。日・インドネシア EPA においても、同フォーラムを活用しつつ、ビジネス環境整備の枠組みを盛り込むことが重要である。

これに続いて2014年にも、以下のような問題点を指摘して、改善を求めた196。

● 移転価格税制

- ✓ 曖昧な根拠の下、地域・案件により一貫性のない執行が多く見られる。例えば、 事業実態に関する調査を行わないまま、取引単位営業利益法を用いた一方的な 課税や、管轄税務署レベルにて税収確保ありきの不合理な課税執行が行われる 場合がある。企業側の合理的な説明を配慮せず、強引な税務調査が行われている との指摘もある。
- ✓ 相互協議や APA (事前確認) については、当局の対応が消極的であるため、実 質的に機能していない事態となっている。

● 租税条約

✓ 国际

✓ 国内法により PE (Permanent establishment: 恒久的施設) に帰属しない所得に対する課税が行われている事例がある。

償を求める行政訴訟の提起を考える、行政行為や権力的事実行為の前提としての行政行為なら行政行為と 見なし得るとして取消訴訟の提起を考える、行政指導継続を理由に不当に申請を放置し時間が経っている 場合は義務付訴訟ができる」と指摘している。

¹⁹⁴ 池田崇志「法務省委託事業 タイにおける法的支援のニーズ調査」2016年9月

⁽http://www.moj.go.jp/content/001206359.pdf, 2018年2月23日最終閲覧)。

¹⁹⁵ 日本経済団体連合会「『日・インドネシア経済連携協定(EPA)の早期締結に期待する』提言」2006年6月20日(https://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2006/041.html,2018年2月23日最終閲覧)。196 日本経済団体連合会・前掲注179。

✓ 駐在員事務所の実態調査や、納税者の主張に対する文書・口頭での論理的な回答 がないまま、当局による PE 認定が行われている等、適切な執行が行われていな い。

● 関税

- ✓ 輸入関税について本来よりも高い税率を課されており(例:日本から輸入される 一部完成車)、両国の閣僚レベルで協議を実施するも、進展が見られていない。
- ✓ 通関に要する期間が新規設立会社の場合は1か月を超える場合がある。また、貨物検査についても長期間を要する場合があり、会社のオペレーションに支障が生じている。

その他

- ✓ 法人税、付加価値税、源泉所得税の納付方法や還付手続が複雑なため、多大な事務コストが発生している。また、付加価値税の還付額の承認・非承認の基準が曖昧であることに加え、還付までに時間がかかる場合が多い。
- ✓ 不服申立の裁判を行うには、否認額および罰則金の追加徴収額の予納が前提と される等、納税者に不利な制度となっている。加えて、裁判所からの通知が来て から回答までの期限が短く、準備する時間が十分に取れないことが多い。
- ✓ また、頻繁に通達等が改正される。中には即日執行のものや遡及適用されるもの もあり、実務の混乱を招いている。

また、2016年にジャカルタ市およびバンドン市を訪問した浜松市議会議員らが、投資調整庁等、インドネシア側当局に対して以下の申し入れを行った197。

- 法的不確実性、不透明性、予見不可能性
 - ✓ 施行細則の遅れや不備、法令間の不整備や矛盾
 - ✓ あいまいな条項(広範囲な解釈ができる)による恣意的、不統一な制度運用
 - ✓ 頻繁、突然かつあいまいなルール変更により、産業界の反発や事後的な修正(場当たり的なルール変更)が行われる。一刻も早い情報がほしい。例えば、外国人の就労に関して、「外国人1人に対しインドネシア人を10人雇わなければならない」という規制が突然なされ、その後わずか4か月で、10人から3~4人まで減らされた。
- 当局との調整の難しさ
 - ✓ 依頼しても返答が遅い。
 - ✓ 時間を守らない。

(2)分析

インドネシアの公務員の特徴として、国民よりも政府に奉仕する姿勢があり、公務員が専

¹⁹⁷ 浜松市議会市民クラブ「市民クラブ海外視察報告インドネシア共和国(ジャカルタ市・バンドン市)」2016年1月(https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/gikai/seimukatsudohi/documents/2801simin_1.pdf, 2018年2月23日最終閲覧)。

門性よりも情実により任用されていることや、公務員の成績を客観的に評価する仕組みの 欠如、公務員の教育・知識不足(例えば、大統領令は法律ではないと理解している者も存在 する。)が指摘されている¹⁹⁸。

また、2001 年に地方分権化が実施され、中央政府主導・トップダウン型から地域主導・ボトムアップ型への転換が求められたが、長年の中央主導型からの脱却は容易ではなく、地方政府においていまだ政策立案・実施のための能力や経験が不足していることが、問題の一因であるという指摘がなされている¹⁹⁹。

更に、税務や法制度の執行に際しては、手続の不透明さやコストの問題に加えて、同国企業と外国企業とのダブルスタンダードが時として存在するとの指摘もある²⁰⁰。

具体的な問題としては、法制度の未整備・不透明な運用、政策の不透明性等、法的な不確 実性が挙げられる²⁰¹。進出日系企業やジャカルタ駐在日本法弁護士へのヒアリングによれ ば、以下の問題点が指摘されている²⁰²。

- 法律ではなく大臣令等の下位法令によって実務が運用されている部分が多い。
- 下位法令では、法文の入手が困難なものがある。
- 法令の改正や運用の変更が頻繁に行われる。日系企業がビジネスを行う上で大きな 影響を及ぼす法令改正が突然行われ、準備期間もなく施行されるということもある。
- 法令の内容が不明瞭である場合や行政の担当者によって解釈が異なる場合も多い。

このように税制、通関、労働等に関するルールが場当たり的に変更される背景としては、 恣意的な制度運用を行っていることが多分にあるとみられ、早急の改善は難しいとの見方 もある²⁰³。

課題として、税制面では、経済減速下における輸入時法人税前払い制度/目次法人税予納制度の緩和措置、付加価値税 (VAT) の還付制度等での適切な法令の運用 (安定性と透明度の確保、税務調査実施の適正化等)、通関面では、突然の新法の制定や頻繁な法規制の改正による輸入通関の混乱回避、HS コード分類の見解違いを防止するための事前教示制度の活用促進が挙げられる²⁰⁴。

また、税収拡大に向けて各税務署の部局に課せられている税収目標のノルマを達成する ため、外資系企業に対して追加的な納税を迫る等の部局があることや、付加価値税 (VAT)

(http://www.soumu.go.jp/main_content/000085173.pdf, 2018年2月23日最終閲覧)。

¹⁹⁸ 総務省大臣官房企画課「インドネシアの行政」2008年10月

¹⁹⁹ JICA「インドネシアの地方行政能力向上に向けた JICA の取り組み」2006年

⁽https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/tech_ga/after/pdf/2006/ind01_03.pdf, 2018年2月23日最終閲覧)。

²⁰⁰ 財団法人海外貿易開発協会「インドネシア進出日系中小企業の経営課題とその対応」2007年

⁽http://www.aots.jp/hida/jp/about/archive/jodc/files/2007report_indonesia.pdf, 2018年2月23日最終閲覧)。 ²⁰¹ 行政、司法、立法、中央=地方関係それぞれに存在すると指摘されている。

 $^{^{202}}$ 野口学「法務省受託調査『インドネシア共和国におけるビジネス関連の法令、裁判例および法制度の運用の実態』に関する調査研究報告書」 2016 年2月(http://www.moj.go.jp/content/001198228.pdf, 2018 年2月23日最終閲覧)。

 $^{^{203}}$ 沖縄経済同友会「インドネシア視察 報告書」2013 年 3 月(http://okidouyukai.jp/wp-content/uploads/2015/10/8064944f970df1cd0073df2f765b8e1e.pdf,2018 年 2 月 23 日最終閲覧)。 204 日本貿易会・前掲注 187。

還付請求をすると必ず税務調査が実施され、対応に手間と時間がかかる等、公務員の質の問題も指摘される。その背景としては、政府の政策方針の矛盾、②省庁間の所管業務の違い、③中央政府と地方政府の政策認識のギャップといった、矛盾やギャップがあるのではないかと考えられる²⁰⁵。

更に、事業認可等の行政手続における遅延や、賄賂の問題が指摘されることもある²⁰⁶。 これらの問題は、政府行政部門に限らず、司法、立法、中央=地方関係においても問題視 されており、ガバナンスの改革・改善による公正の実現が必要であると指摘されている²⁰⁷。 現地の日系企業は、インフラ未整備、政府の規制政策、税務の煩雑さ、法制度の不透明な 運用等に問題を感じており、日本企業のインドネシアへの関心は下降ぎみであるとも指摘 されている²⁰⁸。

3.1.4 マレーシア

(1) 日本企業等からの提言

マレーシア日本人商工会議所(JACTIM)では、2016年に、日本貿易振興機構(JETRO)と連携して、同国の国際貿易産業省および投資開発庁に対して以下の提言を行った²⁰⁹。

- マレーシアへの投資環境について、例えば、GST(物品サービス税)の迅速な還付や コンビニエンスストアはじめ小売店舗への規制緩和、投資インセンティブの是認手 続および判断基準の明確化等、関連法規や行政手続の透明化および企業間の公正な 競争環境の整備を進めていただき、長期的な投資を検討しやすくしていただきたい。
- 政府による制度変更の検討に際しては、産業界と事前に十分な意見交換を行う機会を設定いただき、制度変更を行う際には、十分な移行期間を設定して継続的な企業の 投資を阻害することのないように留意願いたい。

(2)分析

マレーシアは、東南アジア諸国の中では透明性が高く、行政手続についても東南アジアの

 ²⁰⁵ みずほ総研「任期折返しを迎えるインドネシアー現政権の改革は道半ば一」2017年2月14日 (https://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/insight/as170214.pdf, 2018年2月23日最終閲覧)。
 206 経済産業省「平成26年度アジア産業基盤強化等事業(インドネシアの現地中小企業の実態調査)」
 2015年2月27日 (http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2015fy/001103.pdf, 2018年2月23日最終閲覧)。
 207 外務省「対インドネシア国別援助計画(中間報告)」2014年

⁽http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/enjyo/indonesia_c.html, 2018 年 2 月 23 日最終閲覧)。

²⁰⁸ 日本貿易振興機構(JETRO)「インドネシア投資・ビジネスセミナーインドネシア産業発展の可能性
と課題」2017 年 10 月 17 日(http://www.ide.go.jp/library/Japanese/Researchers/pdf/yuri_sato_1710.pdf, 2018
年 2 月 23 日最終閲覧)。

²⁰⁹ マレーシア日本人商工会議所(JACTIM)「国際貿易産業省(MITI)ムスタパ大臣およびマレーシア投 資開発庁(MIDA)と JACTIM・JETRO とのダイアログ | 2016 年 11 月 28 日

⁽http://jactim.org.my/data/files/%E3%83%80%E3%82%A4%E3%82%A2%E3%83%AD%E3%82%B0/P2-10%20%E5%9B%BD%E9%9A%9B%E8%B2%BF%E6%98%93%E7%94%A3%E6%A5%AD%E7%9C%81%EF%BC%88Miti%EF%BC%892016.pdf, 2018 年 2 月 23 日最終閲覧)。

他の諸国に比して相対的には懸念は少ないといわれることが多い。

例えば、Transparency International の発表する腐敗認識指数 2017 年版 (Corruption Perceptions Index 2017) では、180 か国中でマレーシアは 62 位であり、インドネシア、タイ、ベトナム、ミャンマーよりも高い評価を得ている 210 。 これらの指標からもマレーシアでは行政の透明性に関し比較的高い評価を得ているといえる。

3.1.5 ミャンマー

(1) 日本企業等からの提言

2014年には、日本経済団体連合会により、以下の問題点の改善が要望されている211。

● 関税

- ✓ ミャンマー投資委員会 (MIC) への申請後、減免措置認可を得られれば、関税の 免除が受けられる規定となっているが、申請から認可まで長い期間を要する場 合がある。
- ✓ また、インボイスよりも不当に高額な課税評価額を税関に示される場合があり、 その都度交渉が必要となるため、実務が煩雑となっている。

また、2017年には、日本商工会議所が、以下のとおり、我が国からミャンマーへ進出した企業へのヒアリングを基に、提言を行った(法制度・行政手続に関するものを抜粋)²¹²。

- ミャンマーが抱える課題・問題点
 - ✓ 許認可・税等、企業経営に関わる法・制度の未整備
 - ✓ 行政手続の不透明さ
 - ✓ 政府系機関等の情報開示不足
- ミャンマー政府へ 10 の提言~日本企業による投資拡大とミャンマー経済の発展に向けて~
 - ✓ 新投資法の適切な運用と投資規制の緩和・自由化 引き続き外資規制緩和に向けた取組みを推進するとともに、運用の公平性・透明 を確保するため、許認可手続の必要項目について明確に定めた通達の発信と適 切な運用を望む。
 - ✓ 透明性が高く迅速な通関手続の実現

²¹² 日本商工会議所「日本企業の責任ある投資の促進に向けた提言日本企業が求める貿易・投資・ビジネス環境整備について | 2017 年 1 月 27 日

(http://www.jcci.or.jp/%EF%BC%88%E6%97%A5%E6%9C%AC%E8%AA%9E%EF%BC%89201701%E3%83%9F%E3%83%A3%E3%83%B3%E3%83%9E%E3%83%BC%E6%94%BF%E5%BA%9C%E3%81%B8%E3%81%AE%E8%A6%81%E6%9C%9B%E6%9B%B8%28%E3%82%AF%E3%83%AA%E3%82%A2%E7%89%88%EF%BC%89ver2.pdf, 2018年2月23日最終閱覧)。

²¹⁰ Transparency International, Corruption Perceptions Index 2017, 2018 年 2 月 21 日 (https://www.transparency.org/news/feature/corruption_perceptions_index_2017, 2018 年 2 月 23 日最終閲覧)。

²¹¹ 日本経済団体連合会・前掲注 179。

中国やタイとの国境での輸出入通関手続において、担当者により対応が異なる等、不透明な取り扱いが見られる。また、中古車輸入の年式型に関する通達についても、担当者によって判断が異なるケースが見られる。透明性の高い通関手続の実現を望む。

✓ 租税協定の早期締結/税制に関する適時適切な情報提供と運用の統一化 最新の税制に関する公表資料が少なく、実務上の解釈・指針が明確ではない、あ るいは、税制・税率の変更が税務署職員に適時適切に周知されていないケースが 見られる。税制関連資料の公表と税務署職員への周知・徹底を望む。 源泉税の還付や商業税過払い分の次年次での相殺等において、担当者により運 用が異なるケースが見られる。運用の統一化、適正化を望む。

(2)分析

ミャンマーにおいては、法制度の未整備や運用の不透明さが顕著である。外国企業への対応が不慣れで、対応が省庁や担当者ごとに異なったり、行政手続や問い合わせへの回答が遅延したりといった問題が指摘されている。

特に、地方行政においては、各種法律が未整備で、運用に際して現場の担当官の裁量が大きく、権利保護が困難な状況にある²¹³。

経済産業省の調査では、現地に進出した企業からは以下のような要望が挙がっている²¹⁴。

- 法と運用に整合性がないので、統一的になされるようにしてほしい。
- ルールおよびそのルールに則った正しい運用がなされるか懸念している。
- 法規制が明文化されておらず、英語での翻訳がないこともある。手続の透明性確保と 運用面の明確化をしてもらいたい。
- ルールが不明確。ウラで動く国。ただそれを変える動きはある。
- 欧米コンサルの入れ知恵によってルールが曲がる可能性もある。
- 法制度がよく分からない状況。特に、税制、優遇制度等が不明瞭で初期投資額が検討 し難い。
- 環境に関する法整備は確認事項。
- 輸入販売に関する法規制やその運用について懸念。
- 商品には税が課せられているが、現地企業は税金を支払っていないとの情報がある。 その分商品価格が安く設定されていると競争上著しく不利になる。
- 通関手続も不透明であり Non-Standard。要求書類すら属人的で、法(ルール)も浸透していない。通関手続の透明性が懸念される(賄賂の問題や規制の運用等)。
- 通関コードの解釈が、同じ国でも、どの地域の通関を通るかにより異なる。同じ製品でもバーゼル規制にかかる、かからない等の違いがある。
- 法律の情報に関しては、文字になっているもの (根拠) がなかなかみつからない。あ

(http://www.clair.or.jp/j/forum/pub/docs/403.pdf, 2018年2月23日最終閲覧)。

²¹⁴ 経済産業省「平成 24 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業(ミャンマー進出検 討企業等に関する基礎調査)調査報告書」(株式会社大和総研)2013 年 3 月

(http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2013fy/E003180.pdf, 2018年2月23日最終閲覧)。

²¹³ 財団法人 自治体国際化協会「ミャンマーの地方行政」2014年10月

いまい(白、黒だけでなくグレーが多い)なところは相変わらず改善されていない。 常に役所の窓口とキャッチボールをしないと進まない。

- 法律や行政窓口がよく変わり、しかも変更通知がないので困ることがよくある。
- 課税申告を行う場合に、当社の申告額と省庁が把握している数字が異なる場合があり、時間がかかる。
- 省によっても判断基準が違っていたりする。
- 裁判では、裁判長にお金を裏からいくら包むかで裁判の内容が変わってくる。
- 政府への申請書手続で時間がかかる際、問い合わせても明確な回答が返ってこない、 理由もよく分からない。
- 手続において、人によって言うことが違う。
- 手続がどこまで進んでいるかといった状況がまったくつかめない。
- 通知もなくいきなり制度が変更されることがある。ビザ発給において窓口が変更に なっており、従来の窓口である商務省で受け付けてもらえなかったことがあった。
- 新しい法律ができても、リリースされるまで分からないし、政府と関係ある者が利益 を得ている。透明性がないのが問題。
- 施行規則が事前予告もなしに突然変更される。例えば、車の輸入については、9か月間に8~9つの新規制がある等、規制変更が頻繁にあり過ぎる。
- 新外国法やその細則は玉虫色で、MIC の裁量で決められるようになっている。それ を制御するためには、もう一つの機関が必要である。

3.1.6 東南アジア諸国全体

(1) 日本企業等からの提言

APEC (インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナムを含む) に対しては、2010 年に我が国が議長国を務めるにあたり、日本経済団体連合会が以下の提言を行い、ビジネスの円滑化やビジネスの前提となる法整備を求めている²¹⁵。

- 不透明かつ煩雑な諸規則、突然の変更等の法令等に関する情報不足、恣意的な関税賦課、過大な書類提出の要求や不当な金銭の要求等、特に途上国においてビジネス展開の支障となっている問題の解決に取り組むべきである。
- 特に、規則・手数料・罰則の施行にあたって、事前に十分な期間をおき、かつ、官報・WEB サイト等入手が容易な方法によって公表することは、円滑なビジネス展開に不可欠である。
- また、各国内において法令等の一律かつ内外無差別の公平な運用を確保すべきである。

また、日本経済団体連合会は、2011年にも、APEC地域における自由貿易圏 (FTAAP) 構想において各国が実現すべき事項として、以下を挙げている。

 $^{^{215}}$ 日本経済団体連合会「アジア太平洋地域の持続的成長を目指して-2010 年 APEC 議長国日本の責任 - 」 2010 年 6 月 15 日(https://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2010/054/honbun.pdf,2018 年 2 月 23 日最終閲覧)。

● ビジネス環境整備

企業の参入についての規制が撤廃・緩和されたとしても、現地の国内法が予告なく頻繁に変更される、規則の運用に関する客観的なガイドラインがなく、担当官の裁量で判断が変わる、申請手続が煩雑であるといった国内規制上の弊害が存在する場合、企業活動は活性化されない。そこで、ビジネス環境整備に関する委員会を設置し、国内規制ならびにその運用の透明化を推進することが不可欠である。

2012 年 4 月には、ASEAN 日本経済協議会日本委員会²¹⁶が、ASEAN ロードショーのため 来日した ASEAN 諸国の経済大臣等に対して、以下の問題点を指摘し改善を要望した²¹⁷。

● ASEAN 地域に進出している日系企業は、電力供給の不足や不安定さ、道路インフラの未整備、鉄道ネットワークの未整備等のハード・インフラの問題、および貿易関連法制度の不透明性や頻繁な変更、税関手続の遅延等のソフト・インフラの問題に直面している。

更に 2012 年 10 月には、日本経済団体連合会が、ミャンマーにおける民主化の進展や中国の人件費高騰等を受けて、アジアの成長力強化のためメコン地域(タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー等)の役割はますます強まるとし、以下の提言を行っている²¹⁸。

法制度・規格の整備

メコン諸国においては、予見可能性をもって安定的にビジネスを推進するための法制度が必要である。具体的には、民事基本法や独占禁止法、金融商品取引法、労働法、知的財産権法等、我が国法制との整合性に留意しつつ、JICA による法制度整備支援等を活用し、民間もこれに協力していくことが重要である。特に、制度整備に併せて、その専門分野に精通した人材の育成も重要となる。また、我が国と整合性のある規格、基準・認証の導入を支援するとともに、相互認証を推進すべきである。

2014 年には、日本経済団体連合会は、東南アジア諸国において我が国企業の投資が活性 化している一方で、現地において外資に対する徴税強化の動きが見られ、税務リスクへの対 応が進出企業にとって課題となっていると述べ、以下の指摘や提言を行っている²¹⁹。

- 成長著しい東南アジア諸国においては、税収確保の要請がありながら、担当官のキャパシティ・ビルディングが十分ではないために、投資の活性化とビジネス活動の多様化に徴税実務の進歩が追いついていない現状がある。
- 中国、インド、インドネシア、タイ、ベトナム、フィリピン等、日本企業の進出が活

²¹⁶ 日本と ASEAN の経済界相互の友好と理解を増進し、相互の貿易、投資、産業協力、観光および人物・文化交流を促進することを目的に活動する団体。事務局は、日本経済団体連合会および日本・東京商工会議所の共管

 $^{^{217}}$ ASEAN・日本経済協議会日本委員会(AJBC)「ASEAN 経済大臣への要望書~日本-ASEAN の連携による東アジアの更なる発展を」2012 年 4 月 27 日

⁽https://www.jcci.or.jp/international/ASEAN_Roadshow_requests_jp.pdf, 2018年2月23日最終閲覧)。
²¹⁸ 日本経済団体連合会「日メコン地域協力に関する提言〜メコン広域経済圏の形成に向けて〜」2012年
10月16日 (http://www.keidanren.or.jp/policy/2012/072.html, 2018年2月23日最終閲覧)。
²¹⁹ 日本経済団体連合会・前掲注179。

発な地域ほど、税務を巡る問題が多く生じているとの傾向が顕著である。一方で、ミャンマーやモンゴル等、成長の潜在力が高い国においては、国内法の不備や未整備、我が国との租税条約の未締結等が企業活動の阻害要因となっている。

- 分野としては、移転価格税制や租税条約に関連する問題が多くみられる。アジア地域では、我が国と韓国以外は OECD に加盟しておらず、OECD の移転価格ガイドラインやモデル租税条約に沿った規定の整備が行われている国が少ない。加えて、一貫性に欠ける税務執行が現地での納税実務を一層煩雑にし、企業に多大な負担が生じている。
- 二重課税を排除するため、租税条約および国内法における事前確認(APA)、相互協議および仲裁に係わる規定の整備ならびに、その確実な実施、一層の迅速化と効率化が求められている。

APEC ビジネス諮問委員会 (ABAC: APEC Business Advisory Council) ²²⁰では、2016年11月、ペルー・リマで開催された APEC において、議長・首脳のそれぞれに対して以下の提言を行った。

● 議長への提言221

- ✓ 法の支配を支持し良き規制慣行を促進することが、貿易および投資のフローを 増大させるとともに、質の高い成長と人材開発を実現するための基本的な要素 であることを申し添えます。
- ✓ われわれは政府に対して、過剰な規制を避け、影響評価、費用対効果分析、透明性、公開協議、一貫性ある施行、および国内・国際規制当局の連携等を通じて、規制の質を向上させることを要請します。
- ✓ 地域における強靭性と包摂性を高めるため、APEC 首脳のリーダーシップが発揮 されることを歓迎し、この地域が法の支配と規制の質におけるベストプラクティスの模範であり続けることを望みます。

● 首脳への提言222

「法の支配の強化と良き規制慣行の推進」

- ✓ 法の支配には、開かれた透明性の高い政府、腐敗がないこと、そして一貫性のある規制の執行が含まれる。ABACは、規制が明確、公知で、安定していて、公正かつ差別的でないという要件を確実に満たすよう各政府に求める。このような規制が確実に管理・執行されるようにするのもまた各政府の責務である。
- ✓ 昨年から域内の貿易・投資に影響を与える国内政策に関心が高まっているが、 APEC 全域で多様な政治的、法的システムが構築されてきた結果、企業にとって は本社所在国・地域の法に抵触せずに、同時に事業を展開する他の国・地域の規

(http://www.keidanren.or.jp/abac/report/APEC 首脳への書簡.pdf, 2018 年 2 月 23 日最終閲覧)。

²²⁰ APEC 21 か国・地域のビジネス界の代表からなる、APEC 首脳に対する公式民間諮問団体。

 $^{^{221}}$ APEC ビジネス諮問委員会(ABAC)「APEC 議長への書簡」2016 年 11 月 9 日

²²² APEC ビジネス諮問委員会(ABAC)「APEC 首脳への提言 ABAC2016 年版」2016 年 11 月 9 日 (http://www.keidanren.or.jp/abac/report/APEC%E9%A6%96%E8%84%B3%E3%81%B8%E3%81%AE%E6%8F%90%E8%A8%80%E3%80%94%E5%85%A8%E6%96%87%E3%80%95.pdf, 2018 年 2 月 23 日最終閲覧)。

則や規制を遵守することが困難になってきていることを、われわれは軽視してはならない。より多くの種類のビジネスがデジタル経済とともに発達し、またグローバル市場に対応するためにより専門化したため、この状況はアジア太平洋地域の多くの多国籍企業、域内企業および零細・中小企業(MSME: Micro, Small and Medium Enterprises)に影響を与えている。国際的な規制の連携が規制の調和・統一を推進する手段として発揮されなければならず、これによって貿易、投資および経済成長に対する障壁を効果的に減らすことができる。

- ✓ 全 APEC 参加国・地域が良き規制慣行(GRP: Good Regulatory Practice)を推進 することを期待し、ABAC は各政府に対し、APEC ホノルル宣言で首脳により合 意された三つの GRP の実施を強化するべく、APEC バリ宣言で特定された三つ の GRP ツールとともに、GRP 協議会等の取組みを支持するよう要請する。また ABAC は、法制度が貿易と投資を阻害している分野を改善するため、政策対話を 行う正式なチャネルを設立するように各政府に懇請する。
- ✓ 腐敗によって企業や政府が効率的かつ倫理的に業務を遂行する能力を損ねていくという点を認識し、ABAC は効率的かつ自発的な企業コンプライアンス・プログラムに関する APEC 一般原則(APEC General Elements of Effective Voluntary Corporate Compliance Program)の実施を引き続き推進する。民間部門は腐敗防止に取り組む重要な役割を負っている。ABAC は、企業による上記の一般原則の実行が容易になるような研修ワークショップを開催し、それぞれのビジネス・コミュニティがその原則を広めるよう働きかけることを確約する。ABAC は、域内全ての国・地域が汚職撲滅に関する北京宣言を引き続き履行し、腐敗防止法を厳格に執行し、APEC 腐敗防止当局・法執行機関ネットワーク(ACT-NET: APEC Network of Anti-corruption Authorities and Law Enforcement Agencies)に参加して、各国・地域レベルで APEC 行動規範(Codes of Conduct)の実施に向けて取り組むことを推奨する。

更に ABAC は、引き続き 2017 年にも、APEC 首脳に対する提言として、以下のように問題点と対処を提案した 223 。

- 著しく官僚主義的かつ予測不能で時間のかかる通関手続、および貿易を阻害するその他手続面での行政措置等、不合理な障壁をもたらす規格や規制に対処する必要性がますます増大してきているとの声が上がっている。
- これらの取組みの中で企業が積極的な役割を発揮できるような実践的方法を見つけることや、貿易をめぐる規制措置と手続の検討・策定・適用の基準として ABAC が推奨している WTO に準拠した一連の分野横断的原則を採用すること等により、非関税障壁に対する一層効果的な対処法を確立させ、APEC 参加国・地域が世界をリードするように求める。これらの原則に則ることで、ベストプラクティスの手法を採用することが可能となる。

_

²²³ APEC ビジネス諮問委員会(ABAC)「APEC 首脳への提言 ABAC2017 年版」2017 年 10 月 30 日 (http://www.meti.go.jp/press/2017/10/20171030005/20171030005-1.pdf, 2018 年 2 月 23 日最終閲覧)。

(2)分析

ASEAN 諸国は依然として我が国にとって身近な進出先であり、投資先、事業先として安全かつ有望であるが、不安要因や不透明性が指摘されている。共通する法制度上の問題点としては、制度や手続の不透明さや不確実性、煩雑さが挙げられる²²⁴。

法制や行政手続に関しては、法制度の未整備、あるいは法が整備されていても運用や規定が曖昧・不透明であったり、頻繁に改正される上に内容の周知が不十分であったり、国際常識との乖離が生じていたり、法令が突如として制定・改正されたり、法令同士で矛盾が生じたりといったケースが存在すると、インドネシアや CLMV²²⁵について多くの日系企業から指摘されている。

国際協力銀行による 2015 年の調査では、法制の未整備については、ミャンマーについて 回答企業の 54.5%が課題としており、法制の運用が不透明については、インドネシアでは回答企業の 40.3%、ベトナムでは 30.9%、フィリピンでは 29.5%が課題としている²²⁶。

インドネシアでは、貨物量の増加により通関の時間が長期化している。JETRO による 2015 年の調査では、インドネシアについて回答企業の 57.9%、ベトナムでは 55.8%、カンボジアでは 47.4%、フィリピンでは 39.3%、ラオスでは 38.9%がこれを問題視している。

また、東南アジア諸国においては、汚職も依然として深刻である。我が国の不正競争防止法では、外国公務員に対する贈収賄を禁止しているが、インドネシア、ベトナム等、汚職対策が課題となっている国は少なくない。Transparency International の発表する腐敗認識指数2017 年版(Corruption Perceptions Index 2017)では、180 か国中でマレーシアが62位、インドネシアおよびタイが96位、ベトナムが107位、ミャンマーが130位等、マレーシアは比較的高いものの、総じて低い評価になっている²²⁷。

-

²²⁴ 日本貿易会・前掲注 187。

²²⁵ カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムの4か国。

²²⁶ 国際貿易投資研究所「投資先としての ASEAN の検証~投資環境とリスク」2016 年 3 月 (http://www.iti.or.jp/report_23.pdf, 2018 年 2 月 23 日最終閲覧)。

²²⁷ Transparency International · 前掲注 210。

3.2 日本国内の経済団体・日本企業等へのヒアリングに基づく分析

3.2.1 国内ヒアリングの実施概要

2017 年 12 月から 2018 年 1 月にかけて、日本企業の東南アジア諸国における事業課題に関する課題状況を把握するために、日本国内の経済団体や政府系機関に対するヒアリングを実施した。

(1) ヒアリングの目的

経済団体は、日本企業を代表して日本政府や各国政府に対して事業環境改善要望等の活動を実施しているため、日本企業が抱えている東南アジア諸国における事業課題に関する情報を有している。また、日本の政府系機関も、関連事業を通して現地側での事業課題に関する情報を持っている。そのため、両団体から、日本企業の東南アジア諸国における事業課題に関する状況と、それに対する支援ニーズを伺った。

(2) ヒアリング先・実施日

以下の3団体に対してヒアリングを実施した。

- 経済団体 A (2018 年 1 月 11 日 14:00~15:00)
- 政府系機関 B (2018 年 1 月 11 日 16:00~17:00)
- 経済団体 C (2018 年 1 月 16 日 15:30~16:30)

(3) ヒアリング項目

ヒアリングの目的を踏まえて、下記の項目に関してヒアリングで伺った。

- 日本企業が東南アジア諸国に事業展開する際の行政上の課題
 - ✓ 行政処分(許認可等)の公平性、透明性に関する課題(基準の曖昧さ、申請の処理の遅延等)
 - ✓ 行政計画・行政契約(土地収用等)の公平性、透明性に関する課題(契約遅延等)
 - 東南アジア諸国(タイ、インドネシア、ベトナム、マレーシア、ミャンマー) の共通課題に加えて、可能な範囲にて個別課題も伺う。
 - 業界共通の課題に加えて、可能な範囲にて特定業界(特に環境(廃棄物)分野、医療分野)特有の課題も伺う。
- 日本国政府に対して期待する支援策
 - ✓ 特に支援が必要な国、産業分野や行政法制度
 - ✓ 期待する支援施策例(日本国政府の東南アジア諸国における法整備支援・政策対 話等)等

3.2.2 国内ヒアリングに基づく分析

(1) 東南アジア諸国における日本企業の事業課題

ベトナムに進出している日本企業が抱える事業課題としては、大きく以下の 3 点が挙げられる。

第一に、ルールがあっても、ルールの運用執行面で問題があることがある。例えば、サービス産業の会社設立・出店において、地域によって手続が異なり、申請先が不明確であったり、審査基準が不明瞭であったりする。また、例えば、災害基金の法律で、企業が資金を拠出する必要があるという法律があったが、対外直接投資に阻害があるということを法律の運用がストップされていた。しかし、ドンナイ省でその法律を真に受けて企業に請求したようなことがあった。企業側としても幽霊法であるが法律として存在するため、対応に課題が生じた。

第二に、ルール作成・変更に際して、パブリック・コメントがなかなか機能しておらず、企業側の意見が反映されにくいことが挙げられる。ベトナムでは、法規範文書発行法に基づき、法律制定の方法等が定められており、その中でパブリック・コメントについての手続規定等もあるが、実態としては機能していないように感じられる。

第三に、ベトナムでは法令が体系的に制定されておらず、法律の目的の範囲から逸脱した下位政令が立法されることも珍しくない。ベトナムは、日本のように一般法、特別法というような体系化がされ、また、法律間の整合性が取れているというような形ではない。ベトナムでは、個別法(特別法)や下位規則等が多数制定され、上下の法令間での整合性が十分に取れていない。背景として法律所管庁の縦割りということがある。そのため、法律の内容について照会しても分からないと言われたりすることがある。

なお、上記の点は、他の東南アジア諸国でも一部共通して見られる課題であるという指摘 もあった。

ミャンマーでの事業課題としては、ロヒンギャ問題等で実効支配が及ばない地域があるため、政治の安定性が低く地方まで統一的な法執行を浸透させることが難しいとのことであった。

マレーシアでは、中進国であるため事業環境改善の要望はそこまで強くはなく、汚職への 懸念は全くないわけではないものの、主要な課題とはなっていないようであった。

タイでは、日本企業がすでにかなり進出しているが、制度面の改善要望については、日本 人弁護士と税理士で現状対応しており、彼らの事業機会ともなっていることがうかがえた。 最後に、日本企業が東南アジア諸国で行政上の課題に直面した際に、不服申立手続や行政 訴訟の場に訴えることは一般的に少ないことが判明した。訴訟等は最終手段であり、できる 限り、行政庁に対する意見書等による調整で対応している状況である。そのため、行政機関 の違法または不当な行政作用に対して救済を求める場面は乏しいことから、課題が顕在化 しにくく、行政の事前手続面での課題が多く取り上げられる状況となっていることが判明 した。

(2) 日本政府への今後の支援要望

総務省が日本の行政通則法のノウハウを海外に輸出すればその国の底上げになり法整備支援は重要であるという声があった。また、法整備支援に加えて研修等を通した人材育成にも取り組んでいただきたいとの声があった。特に、研修は息が長く短期的な成果が見えにくくなかなか民間側では対応できないため、政府側での実施に期待されている。

支援対象国としては、ミャンマーが重要であるという意見があった。ティラワ工業団地以外で全般的に事業環境が遅れている状況である。また、ベトナムでもニーズは大きいが、ハノイ、ホーチミン以外の地方部の支援を強化していく方が良いとの意見があった。また、地方部の行政官まで同様の形で執行が行き届いていないため、地方部行政官の能力向上が求められている状況である。

3.3 現地調査 (ベトナム) に基づく分析

3.3.1 現地調査 (ベトナム) の実施概要

2018年1月22日から1月25日にかけて、ベトナム(ホーチミンおよびハノイ)への現地調査を実施した。

現地調査では、ベトナム行政通則法の整備状況と課題に関するベトナム司法省・ハノイ法 科大学との意見交換会を実施した。

また、ベトナム行政通則法の整備状況と課題の把握を目的として、西村あさひ法律事務所、 JICA ベトナム事務所に対してもヒアリングを実施した。

さらに、日本企業の東南アジアにおける事業課題(今回、医療分野と環境(廃棄物)分野に特化)に関する課題状況を把握するため、医療分野を所掌するベトナム保健省、および環境(廃棄物)分野を所管する天然資源環境省、ならびに関連する日本企業へのヒアリングを実施した。

(1) 現地調査の目的

ベトナム司法省・ハノイ法科大学との意見交換会と、西村あさひ法律事務所および JICA へのヒアリングは、ベトナム行政通則法の整備状況と課題の把握を目的に行われた。なお、意見交換会で取り上げられた日本企業の事業課題については、詳細を 3.3.2(1)にまとめている。

ベトナム保健省、天然資源環境省については、当該分野の所管省であるため、事業許認可の制度および制度運用の実態の把握が期待できることから、ヒアリングを実施した。

また、医療分野および環境(廃棄物)分野に関与する日本企業に対しては、実際の許認可 手続や事業運営上の課題や日本政府への支援ニーズについて、生の声が期待できることか らインタビューを実施した。

(2) 現地調査先・実施日

意見交換会・ヒアリングの実施先および実施日時は以下のとおりであった(いずれも現地時間)。

- 環境(廃棄物)分野A社(2018年1月22日13:00~14:30)
- 環境 (廃棄物) 分野 B 社 (2018 年 1 月 23 日 13:00~14:00)
- 医療分野 C 社(2018 年 1 月 23 日 15:30~16:30)
- 西村あさひ法律事務所 (ハノイ事務所) (2018年1月23日17:00~18:00)
- ベトナム保健省(2018年1月24日8:30~9:30)
- ベトナム天然環境資源省(2018年1月24日10:30~11:30)
- 医療分野 D 社(2018年1月24日13:30~15:00)
- 医療分野 E 社 (2018 年 1 月 24 日 16:00~17:00)
- JICA ハノイ事務所(2018年1月24日17:00~18:00)
- ベトナム司法省・ハノイ法科大学との意見交換会(2018年1月25日8:30~11:30)
- 医療分野 F 社(2018 年 1 月 25 日 15:30~16:30)

(3) 現地調査のアジェンダ・ヒアリング項目

意見交換会およびヒアリングの目的を踏まえて、下記のアジェンダ・ヒアリング項目に関して意見交換・ヒアリングを実施した。

1) ベトナム司法省・ハノイ法科大学との意見交換会アジェンダ

- 日本の行政手続法・行政不服審査法等の説明
 - ✓ 日本の行政手続法の概要
 - ✓ 日本の行政不服審査法の概要
- ベトナムにおける日本企業の抱える課題
- ベトナムにおける行政通則法分野の現状と課題
- 意見交換(日本政府への取組みとして期待すること)

2) 医療分野のヒアリング項目

a. ベトナム保健省へのヒアリング項目

- 病院開設・医療機器に関連する行政手続・行政不服審査等の概要
 - ✓ 病院の許認可手続等
 - ✓ 医療機器の許認可手続等
 - ✓ 医療機器の許認可手続(投資関連)等
 - ✓ 行政庁への不服申立手続等
- 行政手続等の法制度の課題
- 行政組織上の課題
- 日本政府の取組として期待すること

b. 医療系日本企業へのヒアリング項目

- 医療・医療機器分野でベトナム国等に事業展開する際の行政上の課題等
 - ✓ 行政処分(許認可等)の公平性、透明性に関する課題(基準の曖昧さ、申請の処理の遅延等)
 - ✓ 行政計画・行政契約(土地収用等)の公平性、透明性に関する課題(契約遅延等)
 - ✓ 行政処分等に不服がある場合の対応に関する課題(処分を行った行政機関への 不服申立て、訴訟の提起での問題等)
- 日本国政府に対して期待する支援策
 - ✓ 特に支援が必要な分野(行政処分、行政契約、不服申立て等)
 - ✓ 期待する支援施策例(日本国政府の東南アジア諸国における法整備支援・政策対 話等)等
- その他
 - ✓ 貴社による東南アジア諸国の行政上の課題に対する取組の状況(当局への問い

3) 環境(廃棄物)分野のヒアリング項目

a. ベトナム天然資源環境省へのヒアリング項目

- 廃棄物管理に関連する行政手続・行政不服審査等の概要
 - ✓ 法制度の概要
 - ✓ 法制度の運用状況
- 行政手続等の法制度の課題、行政組織上の課題
- 日本政府の取組として期待すること
- その他

b. 環境系日本企業へのヒアリング項目

- 廃棄物・リサイクル分野でベトナム国等に事業展開する際の行政上の課題等
 - ✓ 行政処分(許認可等)の公平性、透明性に関する課題(基準の曖昧さ、申請の処理の遅延等)
 - ✓ 行政計画・行政契約(土地収用等)の公平性、透明性に関する課題(契約遅延等)
 - ✓ 行政処分等に不服がある場合の対応に関する課題(処分を行った行政機関への 不服申立て、訴訟の提起での問題等)
- 日本国政府に対して期待する支援策
 - ✓ 特に支援が必要な分野(行政処分、行政契約、不服申立て等)
 - ✓ 期待する支援施策例(日本国政府の東南アジア諸国における法整備支援・政策対 話等)等
- その他
 - ✓ 貴社による東南アジア諸国の行政上の課題に対する取組の状況(当局への問い合わせ・働きかけ、日本国政府等への要請書の提出等)

3.3.2 現地調査 (ベトナム) に基づく分析

(1) 意見交換会をふまえた分析 (日本企業の事業課題)

ベトナム司法省・ハノイ法科大学との意見交換会では、日本の行政手続法や行政不服審査 法の概要の説明や制定経緯の説明に加えて、日本企業の直面している事業環境上の課題に ついて議論が交わされた。

具体的には、ベトナム日本商工会事業環境部会の事業環境委員会・法務小委員会委員長である武藤弁護士(西村あさひ法律事務所ハノイ事務所カウンセル)より、①各省庁で相違が発生している法律見解の統一化(それを担保するための横断組織の設置)、②ノンアクションレター手続の導入、③省令政令の改正の際の理由書(日本でいうところの立法趣旨説明書)の公表の3点の課題が提起された。課題の具体的内容と、改善要望についての詳細な説明

は、以下のとおりである。

- 現在、(武藤弁護士は)ベトナム日本商工会の事業環境部会における事業環境委員会・ 法務小委員会の委員長を務めており、計画投資省 (MPI) に対してベトナムの投資法 に関わる改善要求を行っている。
- 昨年、ベトナムビジネスフォーラムで各国の商工会議所の連合体とベトナム政府の間でアニュアルミーティングが行われた。その際に、日本商工会としても副首相に対して法的側面からの提言を行った。
- その中で最も重要だったのが行政手続改革である。一つの条文を巡り関係部局が異なる見解を示したり、企業が申請しても処理に遅延があったりするという現状の課題を伝えた。
- 日本からの第一の要望は、各省庁の上に位置する横断組織を作り、各省庁の異なる法 律の見解を統一していただきたいというものである。フック首相の下で Advisory Council for Administrative Reform が検討されているようで、その組織に役割を期待し たい。
- 例えば、外国銀行のベトナムにおける支店が土地使用権の抵当権を取得できるか検討した際に、天然資源環境省では、担当局の副局長と部下で意見が異なった。また、ハノイの不動産登記所に行くと、ベトナムで設立された韓国資本の銀行ではすでに土地使用権の抵当権の登記をした実例があると言われた。更に、ベトナム国家銀行の法務局とクレジット局が、それぞれ異なる見解を示していた。土地法にはこの論点に関連する規定があるが、その解釈が各行政機関で異なる。他方、日本ではこのような課題はないのは、内閣法制局で法律の整合性等を確認するためである。
- 日本からの第二の要望としては、ノンアクションレター手続の導入である。例えば、 新しい商品を売りたいと考えた際に、その商品を販売することが商工省の規定に反 しないか、事前に確認できるようにする制度である。日本では書面で照会手続をした ら、行政庁が30日以内に回答することになっているが、ベトナムでも同様の制度を 導入してほしい。ベトナムでも、オフィシャルレターによって一部の分野では実現し ているが、何日以内に回答する等といった規定がなく、制度として確立していない。
- 日本とベトナムでは、2003 年から日越共同イニシアティブを立ち上げていて、投資 環境の改善を両国で共同して検討している。(武藤弁護士は)投資法・企業法のワー キングチームリーダーを務めている。
- 日越共同イニシアティブでは、例えば、投資分野で、法律に求められていない文書の 要求をなくしてほしいという要望をしてきた。ベトナムでは、行政の簡素化によって 一定の効果は上がってきており、投資法やそれを施行する政令や通達において、行政 庁に出すべき文書が決められている。ただ、地方の計画投資局によっては2015年の 投資法の改正を知らずに、外資によるベトナム企業の買収許可申請において、合弁契 約書等、必要のない文書を要求することがある。
- 最後に、省令政令の改正に際して、改正理由を示した説明書が公開されるが(日本では立法趣旨説明書という。)、このような改正の理由や背景を説明した文書は、弁護士にとって法律を解釈する際に役立つので、ドラフトの段階だけではなく、法令ができた際にも説明いただきたい。立法趣旨説明書を充実することで、各省庁による解釈の不一致解消にもつながると思う。

(2) ベトナム保健省のヒアリングに基づく分析

ベトナム保健省からは、病院・医療機器に関連する行政手続・行政不服申立てに関する法整備状況について、以下の1)のように説明がなされた。さらに、医療分野に関係する日本企業が今後直面しうる課題については、ベトナム側の所管省としての立場から、以下の2)のとおりコメントがなされた。さらに、日本政府への支援期待としては、以下の3)のとおりコメントがなされた。

1) 医療分野の行政手続・不服申立てに関する法整備状況

a. 病院の許認可手続等

- ベトナム政府は、病院やクリニックの新規開設を奨励している。
- まず、計画投資省の許可が必要である。次に、予定されている敷地がある省の人民委員会に、土地の使用許可をもらわないといけない。地方の人民委員会には、病院の土地の希望・ベッドの希望、総合病院か単科病院かについて希望を伝え、許可が可能かを確認する必要がある。
- 病院の設立にあたっては、環境保護の観点からも確認が必要であり、開設する省の環境局の審査も必要である。
- 併せて、病院の設計がベトナムの基準に合うかどうかもチェックされる。
- 病院での治療全般は、全て政令第109号に基づいて行わなければならない(スタッフの採用や、医者の採用、運営等)。
- 病院を運営するときは、医療サービス法(2009 年制定)に基づいて運営しなければ ならない。
- 病院が完成すると、ベトナム保健省に報告をする必要がある。その報告内容に基づき、 保健省が、審査のために現地調査に行く。
- 病院の規模に応じて、確認にいく行政当局が異なり、病院であれば保健省だが、もし、 クリニックの確認であれば、地元の保健局になる。
- クリニックの場合は、地元の保健局がライセンスを出す。
- ◆ 外国人の医療行為の許可は、全部ベトナム保健省が受け付けている。
- いずれの手続でも、オンラインによる申請手続も、書面による手続も、両方受け付け ている。

b. 医療機器の許認可手続等

- 医療機器・医療設備の許認可手続は、概ね病院設立の流れと一緒だが、簡素である。
- 一般の病院開設手続では、新設許可をもらう際に、条件付で許可されることもあり、 また、医者の医療行為についても、厳しくチェックされる。製薬の許認可も厳しい。
- 他方、医療機器・設備の製造のときには、以前と比べると非常に簡単になっており、 事後的なチェックで足りる。例えば、医療機器については、基準どおりに工場を建設 した上で、その結果を記した報告書を地元の医療局に対して WEB サイト上で報告す れば足りるようになった(政令第 36 号(2016))。以前は、保健省にサンプルを持 参して、製造の許可を得なければいけなかった。

- ベッド等の医療設備も、医療機器と同様に、基準どおりに製造した旨の報告書を提出 すれば足りる。
- 医療機器・設備関係でベトナムに投資する場合には、計画投資省(投資の規模が小さい場合には計画投資局)が許可証を発行する。医療分野については、元々は、保健省の許可も得ないと運営できないのが原則だが、インターネットで申請書を届出すれば問題ないという運用になり、他国と比べても、非常に緩やかな許可手続になっている。
- 海外投資家、特に日本の投資家からも、投資もしやすく、多くの工場がベトナムに移っている。
- もし許認可手続についての意見や苦情があれば、行政当局もしっかり意見を聞き、場合によってはベトナムの法令改正をする用意もある。

c. 行政庁への不服申立手続等

- ◆ ベトナムでは、行政処分に不服があっても、処分を下した処分庁に改めて審査を依頼 する運用である。担当当局が許認可手続の内容を一番理解しているためである。また、 建設関係は建設省に、環境関係は環境省に、医療関係は保健省にというように、担当 を明確に分けている。
- 実際、ベトナムの法律では、不服があれば裁判所に訴えるということもできるが、実 務上、訴訟が行われたという話はあまり聞かない。

2) 医療分野関連で日本企業が直面しうる課題等

a. 行政手続等の法制度上の課題

- 外国人は、ベトナムのことを十分把握できておらず、建設関係の法律や、環境関係の 法律が把握しきれていないから許認可が難しいと思っているのではないか。適切な 手続が全部完了したら、45~60 日で許可証を発行する運用になっている。おそらく、 外国人が許認可に時間を要していると感じるのは、むしろ、ベトナムの法律を全部知っていないからであって、それが課題ではないか。
- また、外国人がベトナムで病院を運営するとき、語学の面、特に、医療用語の専門用語もできる人が乏しいことも障害になっているのかもしれない。申請者本人がベトナム語を話せなければ、通訳を使っても良いということになっているが、医療用語の専門用語が使える通訳がまだそこまでいないのではないか。

b. 行政組織上の課題

- 保健省の病院開設手続の審査担当者は、現在4人が勤務している。今のところ、海外から病院の開設申請がないし、日本からもまだ申請がないので特段の問題がない。今のところ、行政組織上の対応能力としても問題がないと思う。ただし、もっと医療機器に関する技術が高度化して、現在の法令以上の詳細な規制を設けることになれば、今の幹部の能力向上が必要ではないかと思う。
- 保健省に所属する担当者は能力も高く、またハノイやホーチミン市の担当者も特段

問題がない。ただ、各省ではばらつきがあると思う。

● 今、医療機器関係分野では、海外からの投資はほとんどハノイ市やホーチミン市に集中している。保健省から、各省の関連部署に色々と協力に回って研修をするようにしている。また、日本の独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA: Pharmaceuticals and Medical Devices Agency)とも協力して、担当者のトレーニング・研修会を行っている。

3) 日本政府の取組みとして期待すること

- 近時、ベトナム保健省と日本の厚生労働省は、協力覚書や協定に調印し、医療・保健 分野での協力を進めるようになっている。これからも、引き続き、様々な分野で協力 できるように頑張っていきたい。
- ベトナムでは、現在、医科大学を卒業して18か月の勤務を経た後の医療行為が許可されているが、今後、ベトナムの医師国家試験を整備していきたいと考えており、日本からの協力がもらえるのであれば、この点についての協力の依頼をしたい。

(3) ベトナム天然資源環境省のヒアリングに基づく分析

ベトナム天然資源環境省からは、環境(廃棄物)に関連する行政手続・行政不服審査に関する法整備状況や、行政組織上の課題について、以下の1)のように概要説明がなされた。さらに、環境(廃棄物)分野に関係する日本企業が直面しうる課題については、ベトナム側の所管省としての立場から、以下の2)のようなコメントがなされた。

1) 環境 (廃棄物) 分野の行政手続・不服申立てに関する法整備状況

a. 法制度の概要

- 環境保護法は 2014 年に成立し、2015 年 1 月 1 日から施行された。
- 本法律に基づき廃棄物の輸入が規制されているが、中古品としての輸入は一部認められている。首相決定 73 号の中で、輸入が認められている品目がリストアップされている。また、首相決定に基づき通達 21 号 (2015 年 9 月 9 日公布)を制定した結果、海外から中古品を輸入する場合は、廃棄物を一緒に輸入してはならず、中古品を輸入する場合は銀行にデポジットを置かなければならなくなった。もし廃棄物が発見されたら、そのデポジットを使って処理することになる。
- 政府の決定に基づき3種類のスクラップ(鉄、紙、プラスチック)に関する規定を制定した。輸入したスクラップにつき、廃棄物を含まず汚れていないことを示す規格を整備した。
- 廃棄物の輸出入はバーゼル条約に基づいて規制されている。
- 国内では政令38号(2015年4月24日付)に基づいて実施している。
- 一般廃棄物と危険廃棄物に分けて管理されている。危険廃棄物の管理について通達 36 号 (2015 年 6 月 30 日付) がある。固形廃棄物については、できるだけリサイクル することを奨励している。地元で分別してリサイクルすることも奨励している。
- 中古品の回収・処理に関しては政府決定 60 号(2015 年 5 月 25 日付)、通達 30 号

(2017年10月4日付)がある。政府決定60号では、対象品目が指定されていて、バッテリー、電気製品、オイル、タイヤ、乗り物等が上げられている。2016年7月1日から施行されている。まだ施行されてから長くはないが、今後の進捗状況についてレポートが出る予定である。

- 環境保護法の下に環境保護の罰則に関する政令 155 号 (2016 年 10 月 18 日付) がある。ベトナムは他の国と違って、廃棄物に関して基準と標準を両方定めている。標準は任意だが、基準には従わなければならない。例えば、危険廃棄物に関する基準は政令 7 号に定められている。
- 有害廃棄物の輸入手続に関しては税関の手続も含め、オンラインで書類を提出できる。
- 通達等の法令を作成する際には、各省庁との協議が事前にあり、そこで整合性が確保 されるようにしている。その協議は、司法省が所管している法律に基づく。
- ベトナムの司法省のルールに則って、法令案に対する意見を求めるために、法令案を 事前にインターネットに公開している。また、法令の公布後もインターネットでコメ ントを受け付けている。左記の手続を通じて、一般市民、専門家や各省庁等からコメ ントを受け付けることになる。
- 許認可の標準処理期間や審査基準は、通達に記載されている。例えば、通達 41 号、 通達 36 号に記載されている。

b. 法制度の運用状況

- 廃棄物の輸出入の許認可に関しては、大量輸入の場合は MONRE、小規模輸入の場合 は各省の天然資源環境局(DONRE)が担当する。有害廃棄物の許認可は MONRE が 一括して担当している。
- 危険廃棄物の会社設立に関する許認可の基準としては、会社の場所がどこにあるか、 危険廃棄物を取り扱う専門家がいるか、サンプルが基準をクリアしているか等がチェックされる。
- 危険廃棄物の収集・処理にあたっては許認可が必要となるが、今まで100社以上に対して許認可を出した(90%は民間の会社である)。他方、一般廃棄物においては、許認可は必要なく、法律に基づいて適切に処理すれば良い。
- ベトナムにおいては、工芸村での廃棄物処理も課題となっている。工芸村の廃棄物を 処理場に集約しようと考えている。また、工芸村から工業団地に生産拠点を移転させ る方向性に向かっている。ただ、工芸村では伝統的な産品が作られているため、工業 団地に急に移転させることは難しい。
- 許認可の決定に不服がある場合は、レターを作成して MONRE に提出いただきたい。 なお、査察をした結果、企業が基準を遵守していない場合は、罰金を課したり、ライセンスを没収したりする。その際は、企業に対して告知することがある。

2) 環境 (廃棄物) 分野関連で日本企業が直面しうる課題等

a. 行政手続等の法制度上の課題、行政組織上の課題

職員削減の政府方針がある。現在廃棄物の許認可について9名が担当しているが、もしその方針が徹底されれば、4~5名になってしまう。また、予算も足りない状況である。

b. その他

- 廃棄物発電施設の入札等においては、入札に関する法令に沿って、それぞれの地方が 実施している。その中に行政契約の規定も入っているはずである。
- 基本的には政令や通達の内容に基づいて対処し、それを超えた行政指導をすること は問題となる。

(4) 現地に進出している日本企業へのヒアリングに基づく分析

ベトナムに進出している日本企業(環境(廃棄物)分野および医療分野)に対するヒアリングを通じて、行政手続等の法制度・行政組織等に関する課題や、日本政府の取組みに対する期待も把握した。その概要は表 3-1 のとおりである。

表 3-1 現地 (ベトナム) に進出している日本企業へのヒアリングに基づく分析

	医療分野	環境(廃棄物)分野
行政手続等の 法制度上の課題	 審査基準の曖昧さや、許認可が下りるまでの時間の長さが問題である。 提出書類のフォーマットが決まっておらず、行政機関の担当者によって要求事項が変わる。 許認可取得のためには、現地行政機関との信頼関係構築や外部パートナーの活用が重要である。 行政不服申立、行政訴訟の法制度整備に対するニーズはあるものの、実際に機能するかについては懐疑的に思う。 	● 省令間の法令の矛盾、ガイドラインの不備が問題である。● 行政の公平性に課題があり、外資企業に厳しい。● 今後の行政機関との良好な関係の構築・維持を考えると、 行政不服申立や行政訴訟制度の利用自体が企業にとって リスクとなりうる。
行政組織上の 課題	● 行政機関職員のマンパワーや予算が不足している。● 行政機関職員の賄賂の問題がみられる場合もある。	● 行政機関の担当者が変わると、法令の運用も変わる。● 組織の縦割り意識が強いため、手続で問題が起こった際にどの組織に問い合わせれば良いのか分かりづらい。● 組織・部局間の横の連携が一層必要である。
日本政府の取組みとしての期待	 許認可の審査基準や申請フォーマットの二国間での共通化、資金援助等について期待している。 ハード・システム面の整備よりは、現地の公務員の人材育成への支援を強化してほしい。 	事業展開への資金援助等を強化してほしい。今後も課題に直面した際には、現地の商工会や日本大使館に相談に行くことにしたい。

出所)三菱総合研究所にて作成

1) 医療関連の日本企業へのヒアリングに基づく分析

日本企業の事業課題および日本政府への期待は、以下のaからcのとおり整理される。

a. 行政手続上の法制度上の課題

- 審査基準の曖昧さや、許認可が下りるまでの時間の長さが問題である。
- 提出書類のフォーマットが決まっておらず、行政機関の担当者によって要求事項が 変わる。
- 許認可取得のためには、現地行政機関との信頼関係構築や外部パートナーの活用が 重要である。
- 行政不服申立、行政訴訟の法制度整備に対するニーズはあるものの、実際に機能する かについては懐疑的に思う。

b. 行政組織上の課題

- 行政機関職員のマンパワーや予算が不足している。
- 行政機関職員の賄賂の問題がみられる場合もある。

c. 日本政府の取組みとして期待すること

- 許認可の審査基準や申請フォーマットの二国間での共通化、資金援助等について期待している。
- ハード・システム面の整備よりは、現地の公務員の人材育成への支援を強化してほしい。

d. ヒアリングの詳細内容

なお、医療関連の複数の日本企業で聴取したヒアリングでの主な内容は、以下のとおりである。

ア)行政手続等の法制度上の課題

- 日本の許認可資格を持っているのみでは不十分であり、保健省から承認を得る必要 がある。
- 審査基準の曖昧さ、申請の処理の遅延は確かにあった。
- 政令・条例も改正が早く、その変更に追いつくのが難しい。
- 申請書類を保健局に出したあと、それが通れば保健省、さらには関係部署に回される。 また、書類が戻ってきたら人民委員会に上げるという手順になる。結果、一年間程度 の時間を要する。
- ◆ ベトナム独自のお作法を知って保健省とつながり、信頼を得ることが重要である。
- 日本政府が後ろで支援していることを示した結果、ベトナム側の姿勢も変わった経験がある。
- 行政手続で困ったことは今まで少なく、うまく対処してきた。
- 許認可は、通常 12 か月で取得できるとあるが、1 年半~2 年かかることもある。
- 行政手続に関しては、コンサルや商社からアドバイスをもらわないとうまくいかない。

- ベトナムの官公庁の電子化は形式的であり、単に WEB で申請するだけであることも 多い。実際には紙で出力する等、手間があまり変わらない。
- 許認可の申請にあたり、提出書類のフォーマットが定まっているわけではない。担当 官ごとに要求事項が変わる。
- 許認可申請にあたって、不合理とおもわれる取り扱いを受けた場合でも、手間はかかるが足を運んでミーティングを重ね、何度も話をさせてもらうほかに、手段はない。
- 事業提携できる現地パートナーがいないと許認可を得ることが難しい。
- 日本では基準が決まっていて基準を満たせば認可が下りるが、ベトナムでは満たしようのない基準があったりする。
- 機械にも証明書が必要である。製造ナンバー等の情報を明示する必要があり、代理店 に証明書を作成してもらう必要がある。
- 税関に関するある通達は無効となったにも関わらず、税金を要求されることがある。法人税でもめることがある。
- 薬事法も保健省の法制局が作るが、他省庁との事前調整が十分にはなされていない。
- 届出の資料の一覧も表向きにはあるが、「等」と規定されているため、実際に何を要求されるか、聞いてみないと分からないケースがある。
- 行政と対立すると後々問題となるため、行政不服審査のような制度はあればいいが、 もしあったとしても機能するか分からない。
- 行政処分の不服申立事例は聞いたことはない。また、裁判を起こしても勝てないのではないかと感じる。
- ベトナム企業も行政機関と裁判で戦うことはない。行政訴訟法はあるが、使われていないとの印象である。

イ)行政組織上の課題

- 意思決定は、大臣、副大臣や局長がほとんど行っている。担当者が物事を決めらない のは、上位者の評価を気にすることが多く、人事評価が減点方式になっているからか もしれない。
- 投資許可は担当者ごとに言うことが変わったりすることがよくある。
- ▼ンパワーは足りないし、行政官の給料が安いことも課題と感じる。
- 行政手続の不服を受け付ける組織があればありがたい。
- 行政不服申立のように第三者が妥当な決定か否かを審査する制度は、作っていただければありがたい。
- 保健省で出した通達が地方自治体まで伝わっていないのではないかと感じることがある。
- 汚職はまだある。外資企業も賄賂を示さないと手続処理が後回しにされるというような不利益を被っている印象を受ける。

ウ) 日本政府の取組みとして期待すること

● 民間のスピードに合わせて既に経済産業省や内閣官房等が支援しているとの印象である。

- JICA 等も含め国のサポートをうまく活用したい。
- 税関のシステム化の例のように、システム化しても、結局、二度手間、三度手間になるようでは意味がない。
- システム導入支援だけではなくて、人材育成をしてもらうと良い。
- 厚生労働省・ベトナム保健省の G to G の取組を強化してほしい。
- 日本の申請手続フォーマットの導入や、基準の相互認証が行われると、ベトナムへの マーケットに入りやすくなる。
- 人材トレーニング、申請処理のシステム化等、日本政府に引き続き支援いただきたい。
- 仕組みよりも、人の教育を進める必要がある。
- 日本のシステムをそのまま導入するのは難しい。ある程度ローカライズし、ベトナム にあったやり方にすべきである。
- ソフト面でのサポートができると日本のプレゼンスもあがるし、相手方の国にもプラスになる。

2) 環境 (廃棄物) 分野関連の日本企業へのヒアリングに基づく考察

日本企業の事業課題および日本政府への要望は、以下のaからcのとおり整理される。

a. 行政手続等の法制度の課題

- 省令間の法令の矛盾、ガイドラインの不備が問題である。
- 行政の公平性(外資企業への厳しさ)に課題がある。
- 今後の行政機関との良好な関係の構築・維持を考えると、行政不服申立や行政訴訟制度の利用自体が企業にとってリスクとなりうる。

b. 行政組織上の課題

- 行政機関の担当者が変わると、法令の運用も変わる。
- 組織の縦割り意識が強いため、手続で問題が起こった際にどの組織に問い合わせれば良いのか分かりづらい。
- 組織・部局間の横の連携が一層必要である。

c. 日本政府の取組みとして期待すること

- 事業展開への資金援助等を強化してほしい。
- 今後も課題に直面した際には、現地の商工会や日本大使館に相談に行くことにしたい。

d. ヒアリングの詳細内容

なお、環境(廃棄物)分野の複数の日本企業のヒアリングにおけるコメントの詳細内容は、 以下のとおりである。

ア)行政手続等の法制度上の課題

- 省令間の法令の矛盾がある。また、省令のガイドラインがない。
- 現状を踏まえた現実的なルールを作るのが良いと考える。
- 行政の公平性に懸念があり、特に外資企業は厳しい対応が多く、目を付けられている と感じることもある。
- 行政機関に対して、不服申立や行政訴訟を行うのは、今後の行政機関との関係を良好に保ちたいという考えからすると、リスクになる。
- 何か行政手続での困りごとがあったときに相談するベトナムの機関・団体がない。

イ)行政組織上の課題

- 組織の縦割り意識が強いため、問題が起きたら、たらい回しにされる。部局間の横の 調整がない。組織横断的に課題解決する意識が弱い。
- 天然資源環境省には廃棄物に特化した部署はあるが、リサイクルを所管する部署が ない。
- 行政の横のつながりも課題である。廃棄物だと天然資源環境省、燃料化の分野だと商工省が所管する。しかし、廃棄物の燃料化となった場合に、どちらに相談したら良いのか分からない。
- 法令の運用が、担当者が変わると変更してしまうことがある。
- 担当職員の能力不足が気になるときがある。行政官が外部から提案を受けても、その 提案を評価する能力が不十分と感じることがある。
- 特に地方自治体にとって、マスタープランを実行に移す資金がない。

ウ) 日本政府の取組みとして期待すること

- 資金面でのサポートを期待する。
- 基本的に商工会や大使館に相談するようにしているので特段の要望はない。今後も 事業課題に直面したときには、現地の商工会や日本大使館に相談に行きたい。
- 人材支援・研修の効果には疑問を感じることもある。

4. 結論および政策提言

本調査では、東南アジア諸国(ベトナム、タイ、インドネシア、マレーシア、ミャンマー) の行政通則法制度の整備状況を調査し、さらに、日本企業が事業活動を展開していくにあた り直面している行政の公平性・透明性に関する課題や改善要望を抽出した。

ベトナムでは、行政不服審査・行政訴訟に関する通則法は制定されているものの、行政手続に関する通則法は、現在法案が審議中であることが確認できた(行政決定法および一般行政法)。また、現地調査等を通じて、ベトナムに進出している日本企業が事業活動を展開していくにあたり、法制度上の問題(法令間の矛盾抵触等)や、行政組織における法令の運用・執行上の問題(行政機関の担当者による法解釈や法執行の不統一等)に課題意識を持ち、改善要望も強いことが判明した。近時のベトナム日本商工会の事業環境部会による要望等からも、行政の公平性・透明性の改善向上が、多くの日系企業にとって喫緊の対応課題であることも確認できた。

東南アジア諸国に事業進出して活動を展開する日本企業の視点からすると、進出先における法制度の整備は、事業活動に関連する法規制の予見可能性の向上に資するものと考えられる。現在、ベトナム国内でも行政手続の改善に向けた機運が高まっている状況に鑑み、日本の行政機関関係者は、今後も、現地経済団体等と連携しながら、積極的にベトナムの行政機関との意見交換や対話を継続し、ベトナムの社会の需要に即した行政通則法制定に向けた支援を推進すべきである。

また、本調査では、ベトナムについて現地調査の実施等を通じてより深く調査したが、行政の公平性・透明性確保の観点から、ベトナムの法令の適切な運用に向けた支援も重要課題であることが認識できた。したがって、立法の支援のみならず、行政通則法を適切に運用できるように行政機関の人材の能力向上を目指した活動も、今後具体的に検討すべきである。例えば、日本からの法律専門家や行政機関職員の派遣および現地行政機関関係者の日本への招聘を通じて、日本の行政通則法制度の整備に関するこれまでの経験等の伝達、行政機関職員の能力強化研修の実施(政策立案や法令運用にかかわるノウハウ・知識等の伝達等)を行うことが重要と考えられる。

さらには、行政組織上の課題を解消するために、行政実務を担うベトナム現地の公務員人材登用システム(日本でいうところの国家公務員の採用制度等)の改善や、中央政府・地方政府間での人材の能力格差の是正に向けた制度的対応にも積極的に働きかけることが必要である。例えば日本で実施されている中央政府・地方政府間での人事交流等の施策の紹介が有効と考える。特に地方政府に注目した取組みは、日本企業のベトナム地方部への進出が今後益々増えていくと見込まれることもあり、日本企業にとっての裨益も大きいと考える。

ベトナムを除くその他の東南アジア諸国(タイ、インドネシア、マレーシア、ミャンマー) については、本調査では公開文献等に基づく基礎的な調査を実施した。

このうち、タイとインドネシアについては、すでに行政手続、行政不服審査、行政訴訟についての通則法が制定されていることが確認できた。しかし、今回現地調査を実施したベトナムに関する調査結果を踏まえると、日本企業の事業活動の安定的かつ継続的な展開においては、法制度自体の整備に加え、法令の適切な運用と執行が不可欠である。したがって、今後も、日本企業の事業環境改善に関する生のニーズの声や、現地の法運用上の実態や課題

を把握することを目的とした更なる実態調査が必要である。

また、マレーシアとミャンマーについては、行政手続、行政不服審査、行政訴訟についての行政通則法が制定されていないことが本調査で把握できたが、それぞれの国の置かれている事情は異なるものと考えられる。

マレーシアについては、現在、行政通則法の制定に向けた動きはみられないが、これまで 行政通則法を整備することなく、個別法や判例法を用いて行政実務上の課題を解消しよう とする運用がなされてきた可能性がある。したがって、更なる調査を実施する折には、他国 の行政通則法制度が果たすべき機能が、個別法や判例の解釈によって適切に代替されてい るかを検証する視点を持つことが重要と考えられる。

ミャンマーについては、そもそも行政通則法が全く整備されていないという状況であるのみならず、行政法研究が国内であまり進んでおらず、現地の法学関係者の間でさえ、行政法概念の理解が十分ではない可能性があることが確認できた。したがって、現地の法制度整備は重要な課題であるが、今後、行政手続、行政不服審査、行政訴訟の課題分析を進めること自体に相当な時間を要する可能性が高いことを意識したうえで、継続的な調査に取り組むことが必要である。

本調査で明らかになった東南アジア諸国の行政通則法制度をめぐる課題の多くについては、いずれもこれまで十分な情報の集約や分析がなされてこなかったものである。本調査を契機に、課題改善に向けた議論が活性化し、総合的かつ継続的な政策の実施につながることを期待する。

東南アジア諸国における行政通則法制度に関する調査研究 報告書

2018年3月

株式会社三菱総合研究所 海外事業本部